

2021 年度

政経学部 便覧



國士館大学

Kokushikan

4年間保存

目 次

I 単位・授業・試験・進級及び卒業	
① 授業と単位制	1
(1)授業	1
(2)単位算定の基準	1
(3)出席・欠席・公欠	2
(4)休講	2
(5)補講	2
② 履修登録	3
(1)履修登録の流れ	3
(2)履修上の注意事項	4
③ 試験	5
(1)定期試験	5
(2)レポート・小試験	5
(3)追試験	5
(4)再試験	5
④ 成績評価	7
(1)成績と単位の認定	7
(2)GPA制度	7
⑤ 進級・留年及び卒業	9
II 卒業所要単位の構成	
① 授業科目編成区分	11
② 学科別履修単位	11
③ 他学科および他学部科目履修	12
III 総合教育科目	
① 総合教育科目の配当	14
② 総合教育科目の履修要項	14
(1)セメスター科目の履修について	14
(2)履修要項について	14
③ 「ボランティア実践Ⅰ～Ⅳ」に対する単位認定	15
IV 保健体育科目	
① 保健体育科目の授業科目	16
② 体育実習の履修要項と評価要領	17
V 外国語科目	
① 外国語科目のねらい	21
② 外国語科目の履修要領	21
③ 外国語科目の配当表	29
VI 専門科目	
① 政治行政学科	30
(1)政治と人間コース	34
(2)公務員養成コース	37
(3)国際関係・地域研究コース	40
② 経済学科	43
(1)理論・情報コース	47
(2)国際経済コース	50
(3)財政・税務コース	53
(4)ファイナンス経済コース	56
VII 資格・講座・研修等による単位認定と他学科履修との関連に関する一覧	
2020年度入学生用	59

VIII 各学年次の履修要領

① 第1年次	62
② 第2年次	62
③ 第3年次	63
④ 第4年次	64
⑤ 高学年生	64
⑥ オフィスアワー	64
⑦ 修学指導	65
⑧ 留年・復学・再入学生	65
⑨ 各学科別ゼミナールの先修条件について	65
⑩ 教職課程	66
⑪ 科目ナンバリング	66
⑫ 首都圏西部単位互換協定	67
⑬ 世田谷6大学コンソーシアム連携授業	67

IX 学籍と学費

① 休学・復学・退学・再入学・除籍・復籍	69
(1)休学	69
(2)復学	69
(3)退学	69
(4)再入学	70
(5)除籍	70
(6)復籍	70
② 学費の納入	71
(1)振込依頼書の発送時期と内容	71
(2)納入期限	71
(3)納入方法	71
(4)延納制度について	71
③ 願出・届出の手続きについて	72
(1)学籍異動に関する願出	72
(2)身上項目変更の届出	72

X 学則・諸規程

国士館大学学則	74
国士館大学学籍管理規程	91
国士館大学学籍管理規程施行細則	97
国士館大学科目等履修生規程	99
国士館大学聴講生規程	101
国士館大学研究生規程	103
国士館大学納入金規程	105
諸資格取得のための受講料等に関する内規	109
公欠に関する取扱要領	111
自然災害等に対する全学的休講措置の申し合わせ	112
試験に関する内規等	113
他学部履修に関する内規	115

XI 2021年度 学費表

一般生	116
高学年	118

XII キャンパスガイド

建物配置図	121
-------	-----

大学の歴史、教育研究上の理念

建学の由来と理念

日本は明治維新後、西洋文明を積極的に受容し、社会の近代化を急速に推進してきました。このため社会はおおいに伸張を遂げましたが、あまりに急激な近代化であったため、伝統文化を破壊し、軽視する風潮さえ生じました。日露戦争後には、国内問題が悪化し国民意識が変化するなかで、さまざまな社会問題が発生し、深刻な社会不安が引き起こされました。

このような当時の社会状況を憂い、柴田徳次郎ら有志は、日本の「革新」をはからんと、「社会改良」と「青年指導」を目的として1913(大正2)年「青年大民団」を組織し、1917(大正6)年「活学を講ず」の宣言とともに、私塾「國士館」を創立するに至りました。

創立者たちのねらいは、吉田松陰の精神を範とし、教学の適地として世田谷の松陰神社隣接地に学舎を建設し、「國士館設立趣旨」でうたわれているように、日々の「実践」のなかから心身の鍛錬と人格の陶冶をはかり、国家社会に貢献する智力と胆力を備えた人材「國士」を養成することにありました。

以来、「國士」養成を理念として、学ぶ者みずからが不断の「読書・体験・反省」の三綱領を実践しつつ、「誠意・勤労・見識・気魄」の四徳目を涵養することを教育理念に掲げ、さまざまな分野で活躍する人材を世に輩出してきました。

今日、國士館は、このような建学の志を大切に継承しながら、新たに発展を遂げた研究教育の諸領域でも、知識と実践の水準を高めつつ、世界の平和と進運を目指し、現代社会に積極的に貢献する真摯な努力を続けています。

建学の精神

「物質文明」を統御する「精神教育」を重視し、「心身の修練」と「知徳の精進向上」を目指し、国家社会の将来を思い、世界の平和と国家社会の改革向上に貢献する人材、即ち「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『國士』の養成」を目指す。

教育理念

「國士」養成のため、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を兼ね備える教育を行う。

「誠意」とは、真心と慈悲の心で、世のため、人のために尽くすこと

「勤労」とは、向上心を持って、誠実に仕事をすること

「見識」とは、道理のもと、物事を見抜く力をもつこと

「気魄」とは、信念と責任を持って強い心でやり通す力のこと

教育指針

四徳目を備えるには、不斷の「読書・体験・反省」を実践し「思索」すること。

「読書」とは、善き書物に学び、世の中や自然界の真を理解すること

「体験」とは、智恵を持って善惡を判断し、善なる判断を実行すること

「反省」とは、何事も行った後、その行為を省みること

「思索」とは、省みた内容を検討し、次なる目標を立案すること

■ 政経学部の教育研究上の理念、目的

教育研究上の目的

政経学部は、政治行政、経済分野の専門性だけに偏らない、人間力、体力、気力、学際的知力、礼節等バランスのとれた総合力を持つ人材を育成することを教育の基本方針としている。その上で、建学の精神に基づき、次のような能力を備えた人材の養成を行っている。世界の様々な価値観を理解し、各國の歴史や文化を尊重する心を有していること。論理的思考力と主体的行動力を兼ね備え、それらを用いて、多様な人々と協働し、世のため、人のために尽くすことができる。このような社会人を養成することを、政経学部は教育目的としている。

■ 卒業認定・学位授与の方針「ディプロマ・ポリシー」(DP)

政経学部は、大学の卒業認定の方針に加えて、所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすこと、学科が求める次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、政治行政学科では学士（政治学）、経済学科では学士（経済学）の学位を授与します。

[政治行政学科]

政治行政学科は、所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすこと、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（政治学）の学位を授与します。

- DP1. 政治と行政の歴史・基礎理論・制度・政策に関する知識と幅広い教養を習得し、それらを活用して誠実に仕事を行い、信念と責任を持って貫き通す力を身に付けている。
- DP2. 政治と行政に関する知識をもとに、地域社会を支える人材として現代社会の課題を総合的観点から適切に分析し、表現し、対応できる力を持っている。
- DP3. 世のため、人のために尽くす公徳心を有し、行政・産業・地域の課題について学び続け、修得した知識を活用して広く社会に貢献する意欲と能力を持っている。
- DP4. 歴史や文化を尊重し多様な価値観を認める包容力を持ち、他者と協働しながら、行政・産業・地域の課題について改善に取り組む意欲を持っている。

[経済学科]

経済学科は、所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすこと、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士（経済学）の学位を授与します。

- DP1. 経済の歴史・基礎理論・制度・政策に関する知識と幅広い教養を習得し、それらを活用して誠実に仕事を行い、信念と責任を持って貫き通す力を身に付けている。
- DP2. 経済学的な考え方を用いて、社会問題に関する定性的、定量的な分析を試み、解決策を探る力を持っている。
- DP3. 世のため、人のために尽くす公徳心を有し、経済学的素養を持つ人材として常に専門家の最新の議論に耳を傾け、修得した知識を活用して広く社会に貢献する意欲と能力を持っている。
- DP4. 歴史や文化を尊重し多様な価値観を認める包容力を持ち、他者と協働しながら、日本と世界が抱える多くの経済的課題に対して改善に取り組む意欲を持っている。

■ 教育課程編成・実施の方針「カリキュラム・ポリシー」(CP)

政経学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げる能力や態度を身に付けるために教育課程を編成し、それらの系統的な履修によって教育目的を達成します。

教育内容、教育方法、学修成果の評価については、次のように定めます。

[政治行政学科]

(1) 教育課程・内容

1. 幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
2. 「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。なお、高度な英語スキルの修得を目指すための特修クラスを設けています。
3. 「専門科目」では、スムーズな大学生活への導入を促進し、専門力と人間力の基礎を育てるために、「フレッシュマン・ゼミナール」を1年次の必修科目として設けています。
また、政治学を体系的・系統的に学べるために、政治と社会の関係について学ぶ「政治と人間コース」、国や地方自治体の行政のしくみを学ぶ「公務員養成コース」、国際政治や外交について学ぶ「国際関係・地域研究コース」を置き、多様な選択必修科目、選択科目を設けています。
4. 総合大学である本学の特長を生かし、専門に偏らず、見識を広め、学生自身の学習・研究の達成感をより高めるために、他学部や他学科の授業を履修できる他学部他学科履修制度を設けています。

(2) 教育方法

1. 講義・実験・実習・実技や体験学習とバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。
2. 講義支援システムを活用することで、講義の予習・復習をはじめ、アクティブラーニングや問題発見・解決型学習、反転授業などの実施を容易にし、学んだ知識の理解を深めます。
3. 各学科・学年に教員による担任を置き、将来の目標に合わせた学修相談指導並びに学生生活指導を行い、学修環境と生活環境の支援を行います。

(3) 学修成果の評価

各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。

[経済学科]

(1) 教育課程と内容

1. 幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
2. 「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。なお、高度な英語スキルの修得を目指すための特修クラスを設けています。
3. 「専門科目」では、スムーズな大学生活への導入を促進し、専門力と人間力の基礎を育てるために、「フレッシュマン・ゼミナール」を1年次の必修科目として設けています。また、経済学を体系的・系統的に学べるために、情報と経済社会の関連と役割、効果などを学ぶ「理論・情報コース」、ヒト・モノ・カネの面から、理論や政策等を学ぶ「国際経済コース」、国と地方の財政、租税理論の実務などについて学ぶ「財政・税務コース」、金融や貨幣、銀行等を中心とした実務を学ぶ「実践経済コース」を置き、多様な選択必修科目、選択科目を設けています。

- 心として理論と実務を学ぶ「ファイナンス経済コース」を置き、多様な選択必修科目、選択科目を設けています。
4. 総合大学である本学の特長を生かし、専門に偏らず、見識を広め、学生自身の学習・研究の達成感をより高めるために、他学部等の授業を履修できる他学部他学科履修制度を設けています。

(2) 教育方法

1. 講義・実験・実習・実技や体験学習とバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。
2. 講義支援システムを活用することで、講義の予習・復習をはじめ、アクティブ・ラーニングや問題発見・解決型学習、反転授業などの実施を容易にし、学んだ知識の理解を深めます。
3. 各学科・学年による教員による担任を置き、将来の目標に合わせた学修相談指導並びに学生生活指導を行い、学修環境と生活環境の支援を行います。

(3) 学修成果の評価

各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。

■ 入学者受入れの方針「アドミッション・ポリシー」(AP)

政経学部は、激動する現代社会において、人間性に富み、政治、経済分野の学際的知識を活用できる力を備え、トップマネジメントおよびミドルマネジメントの中心的役割を担う人材になりたいとの強い意欲を持つ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、政治行政学科・経学科のそれぞれにおいて、学科ごとに掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

[政治行政学科]

政治行政学科は、激動する現代社会において、人間性に富み、特に政治行政分野の学際的知識を活用できる力を備え、トップマネジメントおよびミドルマネジメントの中心的役割を担う人材になりたいとの強い意欲を持つ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

AP1. [知識・理解・技能]

政治行政学科の教育を受けるのに必要な基礎学力としての知識、あるいは秀でた実戦能力を有している。

(AP1-1) 英語、国語、地理歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校などで身につけるべき標準的な知識を有している。

(AP1-2) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

AP 2. [思考力・判断力・表現力]

社会、国家、国際社会のあるべき姿や課題について、これまでに学んだ知識や情報をもとに論理的に考え、その結果を他者にわかりやすく説明できる。

AP 3. [主体性・多様性・協働性]

主体性と公共の精神をもって多様な人々と協働する態度や、人間性と専門性をともに自ら育む意欲を有している。

(AP3-1) 高等学校等在学期間に、生徒会等委員会、芸術文化、ボランティア、文化・スポーツクラブ等の諸活動を通じて、主体性と協働性を涵養している。

(AP3-2) 幅広い教養と、学際的専門性を身につけることを目標とし、公徳心を持って社会を取り巻く諸問題を解決しようとする意欲を有している。

[入学前に身に付けておくべきこと]

1. 基本的な言語（母語・外国語）理解、表現能力および数理的思考能力を有していること。
2. 社会の動きに興味を持ち、日常的にニュースを読み、自らの考えや意見が述べられるようになること。
3. 文章読解能力および記述能力を有すること。

[経済学科]

経済学科は、激動する現代社会において、人間性に富み、特に経済分野の学際的知識を活用できる力を備え、トップマネジメントおよびミドルマネジメントの中心的役割を担う人材になりたいとの強い意欲を持つ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

AP 1. [知識・理解・技能]

経済学科の教育を受けるのに必要な基礎学力としての知識、あるいは秀でた実技能力を有している。

(AP1-1) 英語、国語、地理歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校などで身につけるべき標準的な知識を有している。

(AP1-2) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業条件を達成する強い意志を有している。

AP 2. [思考力・判断力・表現力]

社会、国家、国際社会のあるべき姿や課題について、これまでに学んだ知識や情報をもとに論理的に考え、その結果を他者にわかりやすく説明できる。

AP 3. [主体性・多様性・協働性]

主体性と公共の精神をもって多様な人々と協働する態度や、人間性と専門性をともに自ら育む意欲を有している。

(AP3-1) 高等学校等在学期間に、生徒会等委員会、芸術文化、ボランティア、文化・スポーツクラブ等の諸活動を通じて、主体性と協働性を涵養している。

(AP3-2) 幅広い教養と、学際的専門性を身につけることを目標とし、公徳心を持って社会を取り巻く諸問題を解決しようとする意欲を有している。

【入学前に身に付けておくべきこと】

1. 基本的な言語（母語・外国語）理解、表現能力および数理的思考能力を有していること。
2. 社会の動きに興味を持ち、日常的にニュースを読み、自らの考え方や意見が述べられるようにすること。
3. 文章読解能力および記述能力を有すること。

関係施設窓口案内

学生生活を過ごすにあたって各種情報や注意事項は、『國士館大学手帳』（学生部発行）に記載されているのによく確認すること。

■関係施設窓口案内

窓口	受付内容	場所	電話	受付時間			
				月～金	土・授業休講日		
教務課	学生証・学費・証明書担当 教室担当 教職担当	教職課程、介護等体験、単位互換、学生証に関するごと、学費等納入依頼書再発行、教室貸出などの手続き、相談等を行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3202 (学費・証明書) 03-5481-3203 (教室) 03-5481-3204 (教職)	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	鶴川メイプルホール1階	042-736-2331	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	政経学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3151	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	理工学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3251	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	法学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3322	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
	文学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3231	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
21世紀アジア学部 事務課	経営学部担当	修学に関する各種届出、申込、手続きや履修等に関する相談などを行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3147	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	30号館1階	042-736-1050	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	14号館1階	042-736-2330	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			多摩	教室・管理棟(A棟)1階	042-339-7202	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
学生・厚生課	学生生活全般をサポートする手続、指導、相談等を行っています。 課外活動、奨学金（奨学生制度）、遺失物・拾得物、アルバイト情報、学生保険、掲示、学生寮、アパート関係など	34号館A棟1階	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8114	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			町田	13号館1階	042-736-2316	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
			多摩	教室・管理棟(A棟)2階	042-339-7225	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00
学生相談室	教職員、家族、友人等に相談しにくい問題など、専門のカウンセラーが直接相談に応じます。電話での相談や家族からの相談も受け付けています。	34号館A棟1階	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8116	※カウンセラーの在室日は学生相談室入口の掲示板でお知らせします。確認の上、相談に来てください。	原則として閉室
			町田	11号館1階	042-736-5498		
			多摩	教室・管理棟(B棟)1階	042-339-7365		

窓口	受付内容	場所		電話	受付時間	
					月～金	土・授業 休講日
国際交流センター	海外研修や交換留学など、海外へ留学を希望する学生へのアドバイスや外国人留学生への留学生サポートを行っています。	世田谷	7号館 1階	03-5481-3206	9:00～17:00	9:00～17:00
		町田	鶴川メイプルホール 2階	042-736-2317	9:00～17:00	9:00～17:00
		ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/research/IC/				
キャリア形成支援センター	学生の進路に関する各種支援を行っています。業種別企業ファイルや就職情報誌等の資料を自由に閲覧できるほか、求人票及び各種セミナーの案内等を行っています。また、就職活動における悩みを相談できるスタッフも常時待機しています。	世田谷	8号館 1階	03-5481-3308	9:00～17:00	9:00～17:00
		町田	12号館 1階	042-736-2318	9:00～17:00	9:00～17:00
		多摩	教室・管理棟(A棟) 2階	042-339-7230	9:00～17:00	9:00～17:00
		ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/career/				
		Eメールアドレス (全キャンパス共通)		career@kokushikan.ac.jp		
健康管理室	校医や看護師等を配置して、応急処置や健康相談、健康診断証明書の発行、健康情報の発信等を行っています。なお、校医の健康相談や診察を希望する場合は、各キャンパスの健康管理室にお問い合わせください。	世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8115	9:00～21:00	9:00～19:00
		町田	11号館 1階	042-736-2319	9:00～18:00	9:00～17:00
		多摩	教室・研究棟(B棟) 1階	042-339-7206	9:00～18:00	9:00～17:00
図書館・情報メディアセンター	蔵書はもちろん、学外情報検索のための各種データベースや電子デバイス等の設備、視聴覚や閲覧・学習施設等が完備されています。蔵書は3キャンパスどこでも貸出・返却ができます。なお、図書館入館の際には学生証が必要です。	世田谷	中央図書館1～5階	03-5481-3216	8:30～21:00	8:30～21:00
		町田	鶴川メイプルホール 2～4階	042-736-2341	8:30～20:00	8:30～20:00
		多摩	教室・管理棟(A棟) 1階	042-339-7204	8:30～20:00	8:30～20:00
		ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/education/library/				
生涯学習センター	学生のスキルアップと就職のための資格講座を実施しています。	世田谷	梅ヶ丘校舎地域交流文化センター1階	03-5451-1921	9:00～17:00	9:00～17:00
		町田	鶴川メイプルホール 1階	042-736-2327	10:00～17:00	10:00～17:00
		多摩	教室・管理棟(A棟) 1階	042-339-7372	10:00～17:00	10:00～17:00
		ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/research/LLC/				

※受付時間は、大学行事開催日等は閉室または時間が変更となる場合があります。

※詳しい内容は、各部署まで直接お問い合わせいただくか、各部署発行のパンフレット等をご覧ください。

学生ポータルサイト「Kaede-i」

授業に関する情報など、大学生活に必要な情報については「Kaede-i」から確認することができる。Kaede-i の ID 及びパスワードは、入学後のオリエンテーションに出席することで配布され、ID と大学が発行したメールアドレスは卒業するまでの間、原則として変わらない。紛失しないように注意すること。

- ・授業の休講、補講、教室変更などの情報
- ・大学からのお知らせ（※掲示板にも掲示される）
- ・履修登録（履修登録期間のみ）
- ・My 時間割（履修科目の一覧）の確認
- ・プロファイル（学生情報）の確認・変更（住所、電話番号、学費納入者の変更など）
- ・成績確認（春期成績は 9 月中旬、秋期成績は 3 月下旬から）
- ・証明書等自動発行機のパスワード変更 など

◆ Kaede-i へのアクセス方法

大学ホームページから「在学生・保護者の皆さま」→「学生ポータルサイト
(Kaede-i)」をクリック

URL : <https://kaedei.kokushikan.ac.jp/>



QR コード
(Kaede-i)

◆ プロファイル（学生情報）の確認・変更方法

学生ポータルサイト「Kaede-i」TOP ページから、「プロファイル」→「プロファイル（学生情報）」欄の「確認・変更する」をクリック。変更箇所を修正し、最後に「登録」ボタンをクリック。なお、学生本人だけでなく、保証人や学費納入者の住所、緊急連絡先等の変更ができる。

※住所・電話番号は、怪我や病気をした時や災害時の連絡など緊急時に連絡する際に必要となるため、変更が生じた場合には速やかに最新の情報に変更すること。

I

単位・授業・試験・進級及び卒業

1 授業と単位制

大学における学修は「単位制」によって行われている。

単位制とは、一定の基準により単位を付与された各授業科目を履修要領等にしたがって履修し、所定の試験またはこれにかわるものに合格することによって単位を修得していく制度である。

授業科目の履修は、すべて単位制による。卒業は、休学期間を除いて4年（8期）以上8年を在し、履修要領に従って所定の単位を修得することによって認められ、卒業により学士の学位が授与される。（学則第52・53条参照）

（1）授業

授業科目は、各科目とも1時間に1回1時限（継続90分）が配当されている。

1年は、「春期」15週、「秋期」15週に区別され、年間の授業日数（週数）は、原則として、1科目につき15週（半期科目：週1回×15時限）、または30週（通年科目：週1回×30時限）実施される。

授業時間は次の通りである。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
時間	09:00～10:30	10:45～12:15	12:55～14:25	14:40～16:10	16:25～17:55	18:05～19:35	19:45～21:15

（2）単位算定の基準

授業は、「講義」「実習」「実技」等の方法で行われ、各科目には単位が付与されている。大学において「1単位」と計算される学修時間は45時間であり、この時間数は教室における授業時間だけでなく、各自が行う自習（予習・復習等）時間を含め計算される。

各科目には次の基準により単位が付与されている。

		授業時間	授業時間外に必要な学修	単位数
講義科目	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	4時間×15週	計6時間×15週÷45時間=2単位
	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	4時間×30週	計6時間×30週÷45時間=4単位
演習科目 ※科目によって単位数等が異なります。	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	4時間×15週	計6時間×15週÷45時間=2単位
		毎週1時限 2時間×15週	1時間×15週	計3時間×15週÷45時間=1単位
	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	4時間×30週	計6時間×30週÷45時間=4単位
		毎週1時限 2時間×30週	1時間×30週	計3時間×30週÷45時間=2単位
外国語科目	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	1時間×15週	計3時間×15週÷45時間=1単位
	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	1時間×30週	計3時間×30週÷45時間=2単位
実験・実習・実技科目等		体育実技、実験及び実習については、学修はすべて体育館や実験室等で行われるものとし、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。		

※時間割上の1時限は1時間30分であるが、制度上2時間とみなされている。

(3) 出席・欠席・公欠

○出席

履修登録したすべての授業に原則として出席しなければならない。総授業数（試験を含む）の3分の2以上の出席がなければ単位が付与されない。

授業の出席の確認は、出席管理システム（学生証を使用）により行われる。また、出席カードの提出または点呼等により行われる場合もある。

○欠席

病気・怪我等、やむを得ない理由により7日以上欠席する（した）時は、教務課学部担当窓口にその旨を報告し、欠席届を各科目担当教員へ提出すること。また、正当な理由がなく、無届で3か月以上連續して欠席した場合、除籍（学則第20条）の対象となる。

○公欠（公認欠席）

次の場合は公欠となるので、「公欠願」に必要事項を記入し認印を受けたうえで各科目担当教員へ願い出るものとする。公欠は欠席として取り扱われるが、科目担当教員の判断により、配慮が受けられる場合がある。（「公欠に関する取扱要領」参照）

公欠事由		認印をもらう人	添付書類
1	大学・学部行事	教務課：学部担当 学部教員	
	学生・厚生課関連	学生・厚生課	
2	教育実習・介護等体験	教務課：教職担当	
	他の学外実習	教務課：学部担当 学部教員	
3	対外公式試合・コンクール等登録出場者として出場する場合	学生・厚生課	（学生・厚生課への大会参加願の事前提出が必要）
4	学生の親族が死亡した場合 （※忌引基準による）	教務課：学部担当	会葬礼状など葬儀日程が分かる書類
5	裁判員制度によって従事した場合	教務課：学部担当	従事したことを証明する書類
6	その他特に学部長が必要と認めた事由	学部長 (教務課学部担当経由)	関連資料、証明書等

(4) 休講

大学の行事または科目担当教員の都合等により授業が休講になることがある。休講情報はWebサイト（学生ポータルサイト「Kaede-i」）で確認すること。なお、Kaede-iでメールアドレスを登録すれば、メールで休講情報を得ることができる。なお、授業開始後30分を経過しても科目担当教員もしくは教務課からの連絡、指示がない場合は、教務課学部担当窓口まで連絡し、指示があるまで待機すること。

(5) 補講

休講等により授業時間数の不足を補う必要が生じた場合は、補講を行うことがある。この場合、メールまたは学生ポータルサイト「Kaede-i」で連絡するので、指示に従い出席すること。

2 履修登録

大学では、授業計画表（シラバス）や時間割表を参考に、自分自身で1年間の履修計画（時間割）を作成し、これに基づき履修登録を行い、授業に出席し、卒業に必要な単位を修得していく。（学則第46条参照）

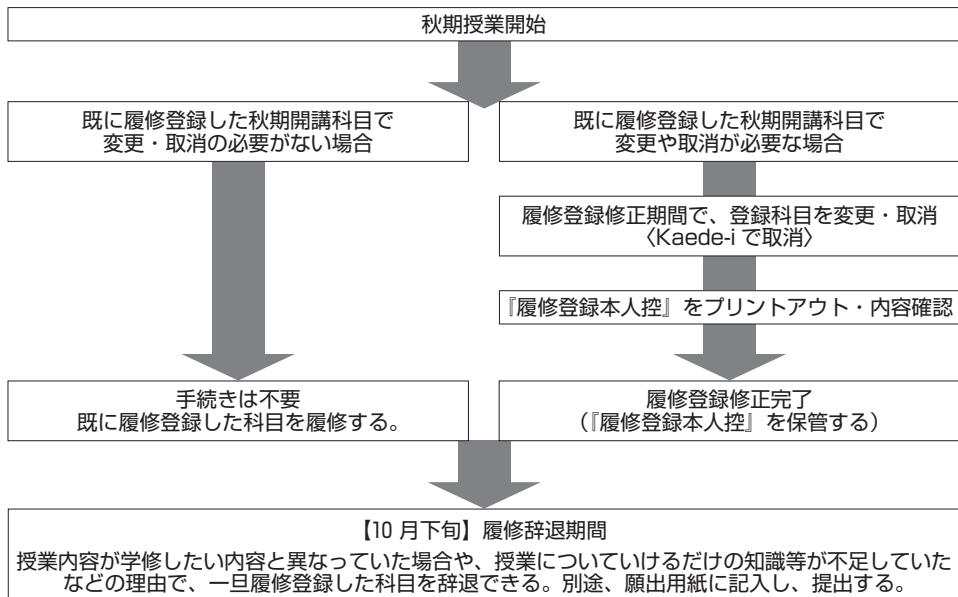
(1) 履修登録の流れ

※各学年ガイダンスで毎年確認すること。

【春期】



【秋期】



(2) 履修上の注意事項

①上級年次配当の科目履修について

自己より下級年次に配当されている科目は履修できるが、上級年次に配当されている科目を履修することはできない。

②重複履修について

次に示すような履修は重複履修と呼ばれ、登録することができない。

- ・同一时限の他の科目を履修すること。
- ・同一科目を同一年度内に並行履修すること。
- ・既に単位を修得した科目を再び履修すること。

③世田谷キャンパスと町田・多摩両キャンパス間における履修について

町田または多摩キャンパスの科目を履修し、同一日に世田谷キャンパスでも科目を履修する場合、最低1时限分の移動時間を設けなければならない。昼休みをはさみ、2时限と3时限の履修も認められない。

④抽選科目

授業科目の中で定員の定まっている科目について、履修希望者が多数の場合は抽選によって履修者を決定することがある。

3 試験

(1) 定期試験

定期試験は、春期及び秋期それぞれの学期末に実施される。各科目の具体的試験日程は、試験前に掲示等で発表される。

この試験結果等により評価されるが、演習（ゼミ）等の一部の科目については、試験に代えてレポート、論文または平常の成績により評価される。なお、正当な理由が無く試験を欠席した場合は、該当科目を放棄したものとみなされる。

(2) レポート・小試験

定期試験以外に、授業時に小試験が実施される場合やレポートの提出が指示される場合がある。

いずれも通常は、授業時に担当教員からの指示によって実施される。また、同様に掲示板で指示される場合もあるので、あわせて留意すること。

(3) 追試験

追試験は、次の表に該当する事由により、やむを得ず定期試験を受験できなかった場合にのみ実施される。ただし、担当教員の判断により、出席不良等の事由で追試験を受験できない場合がある。また、定期試験において30分を超える遅刻、日程表の見間違え等本人の不注意により受験できなかった場合は、追試験は一切認められない。

◆追試験が認められる事由

事由	必要書類
病気・怪我	医療機関発行の診断書等 学校感染症の場合は、学校感染症治癒証明書（大学ホームページからダウンロード可能）または医療機関発行の診断書
忌引き	会葬礼状など葬儀日程が分かる書類
公共交通機関の遅延等	鉄道会社等で発行する遅延証明書又は事故証明書
その他	その他正当な事由がある場合は、教務課学部担当窓口へ申出

◆追試験の手続き方法

①電話等により、欠席した試験当日中に教務課学部担当窓口（5号館1階）に連絡する。

②後日、定められた期限までに、「試験欠席届（追試験受験願）」を教務課学部担当窓口で受け取り必要事項を記入のうえ、事由に伴う「必要書類」を添えて教務課学部担当窓口に提出する。

(4) 再試験

再試験は、定期試験において、不合格となった場合、当該科目担当教員が認めた者に対し行われる。再試験の評価は69点以下で行う。

再試験該当者は、学籍番号が掲示により発表されるので、指示にしたがい受験すること。再試験該当者は政経学部担当窓口で申込みをする。

※再試験の範囲は次のとおりとする。1年生、2年生、3年生は専門科目の再試験は原則ない。4年生は科目を制限しない。

◆受験者の心得

1. 指定された座席に着席し、試験場内ではすべて監督者の指示に従うこと。
2. 学生証を提示すること。万が一、不携帯の場合は学部担当において仮受験票の発行を受けねばならない。
3. 試験開始後、30分を経過した場合、試験室に入室することはできない。また退出は監督者の指示により試験開始30分経過後とする。
4. 試験中に不正行為を行った者、態度不良、もしくは、監督者の注意に違反した者は答案用紙その他を没収され、退室を命ぜられる。
この場合、当該科目のみならず当期の全試験科目を無効とする。不正行為発生後の試験は受けられない。教授会の承認を経て、懲戒に処するものとする。

※細部については、「試験に関する内規」を参照。

4 成績評価

(1) 成績と単位の認定

①成績は100点法をもって評価され、60点～100点を合格、59点以下を不合格とする。不合格の場合、単位は認定されない。

なお、「成績証明書」は優・良・可・認で表示され、点数との関係は下表のとおり。(成績証明書には不合格の科目は記載されない)

点数	100～80	79～70	69～60	59以下	—
成績証明書の表示	優	良	可	△	認
合否	合格			不合格	認定

②再試験の評価は、可または不可となる。(再試験が行われる場合のみ)

③成績については、成績通知書を9月と3月上旬にそれぞれ保証人(父母)宛に郵送する。

(2) GPA制度

本学では、学生の学修意欲を高めることを目的としてGPA(Grade Point Average:成績点平均値)を導入している。このGPAとは、科目ごとの評価をそれぞれ点数化することにより、学修状況を客観的にみられるようにするための数値であり、全履修科目の平均を算出したものである。

◆ GPAの計算方法

① GPA 計算式

$$\text{GPA} = \frac{\text{(評価を受けた科目的GP} \times \text{その科目的単位数)} \text{ の合計}}{\text{履修登録科目単位数の合計}}$$

※四捨五入して小数第2位まで表します。

② GP (Grade Point)

GPは、履修登録した科目的成績(優・良・可・不可)を数値に置き換えたもの。

区分	評価	評点	GP(グレードポイント)
合格	優	90点～100点	4.0
		80点～89点	3.0
	良	70点～79点	2.0
	可	60点～69点	1.0
不合格	不可	59点以下	0.0
対象外	認定	(認定科目的合格)	—

「認定」…編転入などにより、他大学等で修得した科目を本学の単位として認めたもの。GPAの算出には含めない。

*不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果再び不合格の場合、それぞれ再履修前の評価については、総GPAには算入しない。

◆ GPAの対象と種類

次の科目はGPAの対象とはならない。

- ①成績評価が「認定」の科目(編転入した際の単位認定科目等)
- ②卒業要件の対象とならない科目(教職科目や随意科目など)

◆ GPA の利用

GPA によって、年間もしくは半期の学修成果を自分自身で把握することが可能となり、卒業するために必要な単位だけを取得するだけではなく、主体的かつ充実した学修成果をあげることを目的としている。履修指導や学修指導において指針とするほか、成績優秀者、留学や奨学金対象者の選考等の判定基礎資料として活用する。

原則として、単年度 GPA が 1.0 未満の時は、個別面談等修学指導を実施する場合がある。また、単年度の GPA が 3.5 以上のときは、年間成績優秀者として表彰する。

◆ GPA の通知

学期末に各家庭に郵送する「成績通知書」には、学期（春期・秋期）GPA・年間 GPA・これまでの総 GPA の 3 種類を表記する。

◆ GPA の注意点

GPA をできるだけ高く維持するために、履修登録した科目は必ず出席し、高い評価で単位の修得に努めること。

◆ 履修登録の修正・辞退

授業内容が学修したい内容と異なっていた場合や、授業についていく知識が不足していたなどの理由で、一旦履修登録した科目を辞退することができる。春・秋の年 2 回の指定された期間において、履修「辞退」の手続きをとることにする。なお、辞退した科目は GPA の計算対象から除外される。

期間内に手続きを行わずに自ら履修を放棄した場合は、評価が「不可」になり、GPA の値が下がるので注意すること。

また、年間履修上限単位数以下であれば、抽選対象科目を除いて履修の修正をすることができる。

◆ GPA の計算の一例

次のような成績の場合について、GPA 算出のサンプルを示す。

科目名	単位数	評価（点数）	GP
政治学 A	2	優 (92)	4.0
情報処理 A	2	優 (84)	3.0
英語 1	1	良 (78)	2.0
政治学原論 A	2	可 (60)	1.0
基礎ゼミナール	1	優 (94)	4.0
憲法 A	2	不可 (20)	0.0

計算式に当てはめると次のようになる。

$$\frac{2 \times 4.0 + 2 \times 3.0 + 1 \times 2.0 + 2 \times 1.0 + 1 \times 4.0 + 2 \times 0.0}{2 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2} = 2.20$$

この学生の GPA は、2.20 となる。

5 進級・留年及び卒業

進級・卒業に必要な単位数は次のとおりである。

下表の基準により進級・卒業に必要な単位を修得していない者は、教授会の議を経て留年とする。なお、本学においては、休学期間を除き 8 年を超えて在学することはできない。

	進級に必要な単位数	摘要
2 年次への進級		
3 年次への進級	50 単位	50 単位の修得が必要である。 (教職・随意科目は除く)
4 年次への進級	76 単位	卒業所要単位 76 単位の修得が必要である。 (卒業所要単位にならない単位は除く) (教職・随意科目は除く)
卒業	124 単位	卒業所要単位 124 単位に満たない場合、留年となる。ただし、124 単位を超えていても各学科に決められた修得条件を満たさない場合も留年となる。 (卒業所要単位にならない単位は除く) (教職・随意科目は除く)

* 9月卒業 春期において、4年（8期）以上在学し卒業所要単位を満たした学生に対して、9月に卒業を認めること。

1 授業科目編成区分

授業科目は、大別すると『総合教育科目』『外国語科目』『専門科目』の3つに区分される。

3つの科目区分については、それぞれに授業科目が配当されており、履修要領に従って定められた「卒業所要単位」を満たすように科目を履修する。更に学生の多様な要求に弾力的に対応し、自由に科目を履修できるように『自由選択枠』が設定されている。

これは当該枠に特定の科目が配当されているものではなく、3つの科目区分の卒業所要単位を超えて修得した単位を合計したものである。学生は、大いにこの枠を有効に使い3つの科目区分の中から卒業所要単位を満たすように履修するものとする。

2 学科別履修単位

学科	総合教育科目	外国語科目	専門科目	卒業所要単位
政治行政学科	30単位 総合教育科目より 18単位以上 外国語科目より 8単位以上 ^{※2}		84単位 必修 4単位 選択 80単位 (選必 48単位を含む)	124単位
※ 1 自由選択枠 10単位				
経済学科	30単位 総合教育科目より 18単位以上 外国語科目より 8単位以上 ^{※2}		84単位 必修 4単位 選択 80単位 (選必 36単位を含む)	124単位
※ 1 自由選択枠 10単位				

※ 1 自由選択枠の単位は一つの科目区分に配当されている科目のみで満たしても良いし、複数の科目区分で満たしても良い。

※ 2 外国語科目の言語コースは履修登録時に決定する。言語コースとは下記のことを意味する。
例 ④ 「1 言語コース」か「2 言語コース」かの選択。

④ 「英語」4 単位と「ドイツ語」4 単位のような履修組合せのコース。

留学生は外国語科目より日本語 4 単位を含む 8 単位以上。

言語コース履修登録は上記と同じ。

3 他学科および他学部科目履修

(1) 他学科および他学部〈42 単位〉履修制度

この制度は自分が所属する学部・学科に配当されている科目の他に、総合大学である本学の特長を生かし、学習・研究の達成感をより高めるために、他学部・他学科専門科目を履修し、これにより修得した単位が卒業所要単位として認定されるものである。

政経学部に在籍する学生は、下記表により、他学部・他学科の科目を履修できる。政経学部の中で自分が所属する学科以外の学科に開講されている専門科目を履修する場合、30～58 ページおよび授業計画表（シラバス）を参照すること。政経学部以外の学部に開講されている専門科目を履修する場合、履修したい学部に履修可能であるかを確認し許可をもらう。この他学部履修を利用することにより、1 年次から各自の目標・計画・ライフスタイル等にあわせて必要な科目を履修できる。この制度により各自の専攻分野と関連する研究領域の科目を学際性豊かに学習でき、また将来の進路に必要な関連科目を計画的に学習できる。

履修と開放	学科別	対応
他学科科目履修 （他学科開講科目を 履修する場合）	政治行政学科	各学年 12 単位まで、4 年間計 42 単位まで可とし、基本的には相手方科目群を本科目群内の卒業所要単位として認定する。専門科目は自分が所属する学科の専門選択科目とする。
	経済学科	
他学部科目履修 （他学部開講科目を 履修する場合）	政治行政学科	上記に準ずる。ただし上記に示した上限は超えない。
	経済学科	
他学科科目履修 （他学科の学生に 開講している科目）	政治行政学科	全面開放（ただし、ゼミナール科目は政治行政学科学生を優先）
	経済学科	全面開放（ただし、ゼミナール科目は経済学科学生を優先）

※「他学部履修に関する内規」113 ページ

※他学部・他学科で修得した専門科目は、必修・選択必修・選択を問わず自学科の専門選択科目単位となる。

(2) 手続き

他学部履修をしたい授業科目がある場合は、次の手続きを行うものとする。

- 履修希望学部の各学部担当窓口に開放科目であるか確認する。
- 「他学部・他学科履修希望申請用紙」に記入し、指定された日までに、自学科の学部担当窓口に申し込む。
- 履修先学部の回答を確認し、新学期ガイダンス時に、在籍している学部において履修登録を行う。

(3) 履修上の注意

実験・実習などのように履修者数を制限する必要がある授業科目等については、他学部履修を受け付けることができない科目がある。また他学部履修希望科目が、在籍学部の必修科目等、卒業に必要な授業科目と重複した場合は、在籍学部の履修を優先する。

また、4 ページの「履修上の注意事項」を参照すること。

III

総合教育科目

【総合教育科目の配当表】

	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業所要単位
	科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	
必修	体育実習	2							2単位
	情報科学	2	スポーツ実習 A	2	スポーツ実習 B	2	スポーツ実習 C	2	
	コンピュータシステム	2							
	防災リーダー養成論	日本語表現法A	変動の地球科学						
	防災リーダー養成論実習	日本語表現法B	科学の基礎						
	哲学A	法学A	統計学（基礎統計）						
	哲学B	法学B	統計学（推定・仮説検定の実務）						
	論理学A	政治学A	人間と地球環境						
	論理学B	政治学B	持続可能な地球環境						
	宗教学A	経済学A	科学技術と現代社会						
	宗教学B	経済学B	物理学概論 A						
	倫理学A	社会学A	物理学概論 B						
	倫理学B	社会学B	情報処理A ※1						
	国文学A	心理学A	情報処理B						
	国文学B	心理学B	情報処理C						
	漢文学A	教育学A	情報処理D						
	漢文学B	教育学B	Webデザインの基礎						
	外国文学A	社会科学概論A	コンピュータネットワーク						
	外国文学B	社会科学概論B	現代人間論A						
	日本史A	文化人類学A	現代人間論B						
	日本史B	文化人類学B	異文化の理解A						
	東洋史A	人と宇宙	異文化の理解B						
	東洋史B	AI とサイエンス	身体と運動A						
	西洋史A	数学入門	身体と運動B						
	西洋史B	数学（線形代数）	身体と運動B						
	歴史学A	数学（微分積分）							
	歴史学B	多様性の生物学							
	地理学A	進化の生物学							
	地理学B	環境の地球科学							
	日本事情 A (日本の歴史)	日本事情 A (日本の現代文化)							
	日本事情 B (近代日本の歩み)	日本事情 B (日本の国際化)							
	日本事情 C (自然環境)	日本事情 C (地方地誌)							
	※上記科目は留学生用選択科目								
随意	ボランティア実践I	ボランティア実践II	ボランティア実践III	ボランティア実践IV	※ 2				各 1 含まれない
	合 計								18 単位

※ 1 「情報処理 A」に関しては履修方法が別途あり。（次頁を参照）

※ 2 「ボランティア実践 I ~IV」についてはP.15 を参照すること。

1 総合教育科目の配当

総合教育科目は、幅広く深い教養および総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和発展させる科目である。

前項のとおり、主に1・2年次に配当されており、授業計画書（シラバス）を参考に科目を履修し、18単位（体育実習を含む）以上を修得する。18単位を超えて修得した単位については総合教育科目・外国語科目枠の30単位に充当され、それを超過すると自由選択枠の単位として認められる。

2 総合教育科目の履修要項

(1) セメスター科目的履修について

「体育実習」・「スポーツ実習A・B・C」は通年科目であるが、これら以外の総合科目はすべてセメスター科目として配当されている。履修登録は4月に一括して行う。

総合科目については、春期試験に不合格（59点以下）となった場合においても、引き続き「秋期」科目を受講できる。

(2) 履修要領について

1) 必修科目

1年次に「体育実習」の2単位（1科目）を履修する。これについては下記で詳述する。

2) 選択科目

選択科目は、希望する科目を選択し、総合教育科目の卒業所要単位から必修科目（体育実習2単位）を除いた16単位（8科目）以上を、原則として、2年次までに修得する。

3年次以降においても継続して総合教育科目を履修することができ、総合教育科目で18単位を超えて修得した単位、及び外国語科目で8単位を超えて修得した単位、もしくは総合教育科目と外国語科目的合計で30単位を超えて修得された単位は、それぞれ自由選択枠の単位として認められる。（上限は10単位・それ以上は随意科目）

● 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」「情報処理D」には、先修条件は付かないが、その難易度からABを取ってからCDにいくのが順当である。

◆先修条件とは

授業内容にグレードが設けられている科目で前段階の授業科目の単位を履修していないければ、次の段階の授業科目を履修できない。

3 「ボランティア実践Ⅰ～Ⅳ」に対する単位認定

- ◇随意科目とは
卒業所要単位にならない科目。

大学又は学部が認めたボランティア活動に対して、年度ごとに指定された期日までに所定の手続きを行ったうえで活動を行うことにより、単位を認定する。

(1) 認定する科目名と成績評価・単位

「ボランティア実践Ⅰ」「ボランティア実践Ⅱ」
「ボランティア実践Ⅲ」「ボランティア実践Ⅳ」 各1単位

※認定できる単位数は、年間1単位とし、在籍期間中最大4単位までとする。

※数字のⅠ～Ⅳは、活動申請回数によって付加する。

※履修上限単位からは除外する。

※成績評価は「認定」とする。なお、卒業所要単位には含まれない。

(2) 認定の対象となる活動

大学が組織的取組として参加を認める活動：「災害関連」及び「オリンピック関連」

※活動の詳細は、掲示やホームページ等で確認すること

(3) 認定にあたっての注意事項

①当年度4月から1月末までの期間に参加した活動を対象とする。なお、2月から3月末までの期間に参加した活動については、次年度に単位認定するため、次年度に手続きを行うこと。
また、4年次学年末（春期休業期間中）に参加した活動については、単位認定しない。

②指定の手続きが完了しなければ、単位認定はされないので注意すること。

- ※ 詳細の活動内容や具体的な手続き方法・期限については、年度ごとに掲示またはホームページを通じて周知するので、希望者は必ず確認すること。
- ※ ボランティア活動の種類や期間によって、専門選択科目として認定される場合がある（60ページを参照）。申請の仕方や認定される単位の扱いが異なるため、詳細については5号館1階の教務課政経学部担当に確認し申請すること。

IV

保健体育科目

1 保健体育科目的授業科目

(1) 保健体育教育のねらい

保健体育教育は、身体や身体運動に関する幅広い知識を授け、学問的な思考態度を養うとともに、身体や身体運動の合理的実践を通して知的、道徳的、身体的教養を育成し、心身ともに健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てることをねらいとしている。

(2) 保健体育教育のカリキュラムと開講キャンパス

1) 保健体育教育のカリキュラムと配当年次

総合教育科目	保健体育科目	保健体育教育の授業科目	区分	単位数	配当年次			
					1	2	3	4
実技と理論 (通年)	体育実習	必修	2	○				
		選択	2		○			
		選択	2			○		
	講義 (半期)	選択	2					○
		選択	2	○				
		選択	2	○				

2) 各授業科目の概要と開講キャンパス

ア) 体育実習（実技と理論：必修科目：1年次）

●授業の内容

主に実技を中心として行われる授業（1年次必修科目）であり、開講されている各種目の合理的実践を通して、身体運動の幅広い知識を教授するとともに、知的、道徳的、身体的教養を育成し、心身ともに健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てることをねらいとしている。

●開講キャンパス

世田谷キャンパスで開講する。

イ) スポーツ実習（実技と理論：選択科目：2～4年次：毎年履修可）

●授業の内容

主に実技を中心として行われるもので、必修科目「体育実習」の発展コースといえる授業（選択科目）であり、授業科目としては「スポーツ実習A」（2年次）、「スポーツ実習B」（3年次）、「スポーツ実習C」（4年次）がある。開講されている各種目の合理的実践を通して、身体運動、特に各スポーツ種目特有の技術の仕組みやその理論を深めるとともに、技術の向上を図ることをねらいとしている。施設などの諸事情を勘案してA、B、Cの合同授業としている。

●開講キャンパス

世田谷キャンパス・町田キャンパスで開講する。

ウ) 身体と運動（講義：選択科目）

●授業の内容

講義を中心として行われる授業（1年次・2年次開設の選択科目）であり、身体や身体運動の基本的な方法論とその機能的側面や歴史的・社会的・文化的側面に関する理論を教授し、それを通して学問的な思考態度を養うことをねらいとしている。

「身体と運動A」は自然科学系、「身体と運動B」は社会科学系の内容である。シラバスで内容を確認してから受講すること。

●開講キャンパス

世田谷キャンパスで開講する。

2 体育実習の履修要項と評価要領

(1) 体育実習の履修要領

1) 体育実習の履修年次

「体育実習」2単位（通年）は、1年次に開設されている必修科目であり、開講される種目の中から一つの種目を選択し履修する。

2) 体育実習の開講種目と定員及び準備する衣服・用具

	種目コード	種 目	定員	準備する衣服・用具
世田谷キャンパス	01	柔道	33	柔道着
	04	剣道	20	剣道着、袴
	06	合気道	33	合気道着（柔道着可）
	37	空手道	33	空手道着
	12	サッカー	45	サッカーを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	14	バレーボール	30 (40)	バレーボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	15	バスケットボール	33	バスケットボールを行うのに相応しいウエナーとシューズ
	16	バドミントン	30	バドミントンを行うのに相応しいウエナーとシューズ
	17	卓球	40	卓球を行うのに相応しいウエナーとシューズ
	26	ニュー スポーツ	26	運動を行うのに相応しいウエナーとシューズ

() の定員は体育武道館3階アリーナで開講する場合の定員

	種目コード	種 目	定員	準備する衣服・用具
世田谷キャンパス	31	T.E.	若干名	運動を制限されている学生の授業（個々の身体的条件に適する諸運動を行う）
	32	フィジカルコンディショニング（ボディメイクエクササイズ）	32	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	38	アクアフィットネス	25	水着、スイミングキャップ、ゴーグル
	39	ダンスエクササイズ	35	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	40	ピラティス（呼吸法・体幹エクササイズ）	32	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	41	ヘルスケアトレーニング	25	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ、タオル（2枚）
	42	フィジカルトレーニング	40	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ、タオル（2枚）

3) 体育実習の種目選択の方法

体育実習時間割（別途配布）の中から、各個人の希望により自由に選択することができるが、諸事情を勘案して設けられた各種目の定員の関係から、希望の種目を希望する時限で履修できず、第2、第3希望の種目・時限になる場合もある。

種目の選択にあたっては、「体育実習時間割」を参照し、他の履修科目と重複しないように種目・時限（曜日）を選択する。ただし「T.E.」については、診断書を提出するとともに、自己の身体状況を詳細に説明すること。

種目選択の方法については、Web 上で希望する曜日・時限・種目を登録し、定員を超えた場合抽選となる。希望種目の登録、種目決定、およびその確認までの手順等の詳細については、学部ガイダンスまたは事務室で配布されるプリントを参照し、指示に従うこと。

4) ガイダンス

体育実習ガイダンス (第1回授業時)	4月の授業開始第1週目の授業は、ガイダンスを行う。 各種目内容の具体的な説明、体育実習カード記入上の説明などもあるので、写真（3.5 × 4.5cm以内）と筆記用具（ボールペン）を準備して指示された場所に集合すること（別途配布）。欠席した場合は、次週以降の授業で担当教員の指示を仰ぐこと。
-------------------------------	---

5) 評価方法

(ア) 評価方法

体育実習の評価は、技能程度・進歩度、理解（ペーパーテスト）、態度、運動の実践状況等によって総合評価する。

(イ) 出席の重視

体育実習は特に出席（運動の実践、そのための事前準備）を重視している。体調を整え、全出席するように努めること。

6) 諸注意事項

(ア) 欠席等の届け出について

体育実習をやむを得ず欠席（公欠）や見学、遅刻、早退するときは、学部所定の届け出用紙によって、直接担当教員に届けること。なお、親族の冠婚葬祭、天災、学部行事、及び大学を代表して大会等へ出場するなどの理由によって欠席する場合は、公欠として認める。

(イ) 更衣について

MCH 3 階内の更衣室を使用すること。荷物は各自授業実施教場に持参すること。

(ウ) 貴重品の保管について

貴重品類は、衣服とともにスポーツバックなどに入れて授業実施場所に持つて出る等の方法で、各自で管理すること。更衣室、その他自分の目が届かない場所には絶対に置かないようにすること。腕時計、眼鏡は安全及び破損防止のため、可能な限り身につけないようにすること。

また、ガイダンス時限等は、靴等を間違える恐れがあるので、靴はシューズバックや袋などに入れて携帯すること。

(2) スポーツ実習の履修要領

1) スポーツ実習の履修年次

「スポーツ実習 A (2 年次)、B (3 年次)、C (4 年次)」2 単位 (通年) は、2 ~ 4 年次に開講されている選択科目であり、開講される種目の中から一つの種目を選択する。スポーツ実習は毎年履修することができる。

2) スポーツ実習の開講種目と定員及び準備する衣服・用具

種目コード	種 目	定員	準備する衣服・用具
世田谷キャンパス	01 柔道	35	柔道着
	04 剣道	25	剣道着、袴
	06 合気道	33	合気道着（柔道着可）
	12 サッカー	45	サッカーを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	14 バレーボール	(40)	バレーボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	15 バスケットボール	33	バスケットボールを行うのに相応しいウエナーとシューズ
	16 バドミントン	(40)	バドミントンを行うのに相応しいウエナーとシューズ
	17 卓球	40	卓球を行うのに相応しいウエナーとシューズ

() の定員は体育武道館 3 階アリーナで開講する場合の定員

	種目コード	種 目	定員	準備する衣服・用具
世田谷キャンパス	22	スキー（秋期から学内で授業＋集中授業）	20	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	32	フィジカルコンディショニング	32	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	38	アクアフィットネス	25	水着、スイミングキャップ、ゴーグル

町田キャンパス	01	柔道	40	柔道着
	11	テニス	32	テニスを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	12	サッカー	40	サッカーを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	13	ソフトボール	40	ソフトボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	14	バレーボール	40	バレーボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	15	バスケットボール	40	バスケットボールを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	16	バドミントン	40	バドミントンを行うのに相応しいウエアーとシューズ
	17	卓球	40	卓球を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	20	ゴルフ	25	ゴルフを行うのに相応しいウエアーとシューズ、手袋、帽子
	22	スキー（秋期から学内で授業＋集中授業）	20	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	34	複合スポーツ	30	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ

3) スポーツ実習の種目選択の方法

「スポーツ実習時間割」（別途配布）の中から、各個人の希望により自由に選択することができるが、諸事情を勘案して設けられた各種目の定員の関係から、希望の種目を希望する時限で履修できず、第2、第3希望の種目・時限になる場合もある。種目選択の方法については、Web上で希望する曜日・時限・種目を登録し、定員を超えた場合抽選となる。希望種目の登録、種目決定、およびその確認までの手順等の詳細については、学部ガイダンスまたは教務課政経学部担当で配布されるプリントを参照し、指示に従うこと。

「スポーツ実習時間割」は、学部ガイダンスまたは教務課政経学部担当にて配布する。

1 外国語科目のねらい

外国の言葉を知ることは、自分の国やその中で育った自分自身を違った角度から見つめることとなる。大学に入学したのを機に、さらに英語の力に研ぎをかけると共に、ぜひもう一つの新たな外国語にも触れることを強く勧める。それによって、より一層、多角的な視点を身につけることができるだろう。また、外国語の力を養うことで、外国語で発信された政治や経済に関する様々な情報を入手できるようになり、専門領域における知識を深めることにもなる。

これらのことを頭に入れ、どの言語を学びたいかよく考え、以下の外国語の履修要領やシラバスを参考に、履修する科目を選んでほしい。1年次から4年次に至るまで、学生諸君の様々なニーズに応えうる科目編成がなされているが、履修する科目に迷った場合には、外国語教員に相談しよう。

2 外国語科目の履修要領

(1) 単位

外国語科目を最低8単位取得することが、卒業の条件となる。そのうち4単位は、英語科目の単位（留学生の場合は日本語科目）を取得することが必要となる。8単位を超えて取得した単位も、卒業所要単位として認定される。なお1年間で履修できる単位数に制限はないが、無理のない履修計画を立てるよう心がけよう。

必修単位	選択単位	卒業所要単位
英語4単位 (留学生：日本語4単位)	+ 4単位(留学生：日本語4単位) 又は英語以外の言語4単位 (2言語コースの場合)	= 8単位

(2) 言語コース

どの言語を学びたいかを考え、言語コース（1言語コースか2言語コースか）を選択する。2言語コースを選択する場合は、言語の組合せ（英語＆中国語、英語＆フランス語、など）を決定する。選択した言語コース・組合せにはない言語も、1年次から履修することができるが、その取得単位は必須の外国語8単位に含むことはできない。（選択した言語コース・組み合わせ外の外国語の取得単位は、「その他の外国語」または「自由選択枠」として卒業所要単位に算入することができる。履修を希望する場合は、「他学部・他学科・第3言語科目履修申込書」に記入し、教務課に申し込む。）なお、1年次に選択した言語コース・組み合わせは、原則として変更できない。言語コース・組み合わせの登録番号は28ページを参照。

[1 言語コース]

英語のみで 8 単位を取得する。

留学生の場合は日本語のみで 8 単位を取得する。

選択言語		8 単位の内訳	
8 単位	必修科目	選択科目	
英語			p.23、24 の 英語科目から 8 単位
日本語 (留学生対象)	「アカデミック日本語 1A・1B」2 単位 「アカデミック日本語 2A・2B」2 単位	左記以外の p.27 の 日本語科目から 4 単位	

[2 言語コース]

英語 4 単位と第二外国語 4 単位で、計 8 単位を取得する。第二外国語には、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、韓国語の 6 力国語があり、その中からひとつを選択する。選択した言語は必ず 4 単位を満たさなければならない。ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の場合は、2 年間で 4 単位を取得する通常クラスと 1 年間で 4 単位を取得する速修クラスの 2 種類のクラスがあり、いずれかを選択できる。それぞれの言語を 4 単位を超えて取得した場合も、卒業所要単位に算入することができる。スペイン語、ロシア語の場合は、各言語の「1・2・3・4」を順次すべて履修して 4 単位を取得する。

8 単位の内訳

8 単位			
4 単位	4 単位		
英語 選択科目	2 単位		2 単位
	必修科目		選択科目
	ドイツ語	通常クラス	ドイツ語 1・2
		速修クラス	ドイツ語インтенシヴ 1
	フランス語	通常クラス	フランス語 1・2
		速修クラス	フランス語インтенシヴ 1
	中国語	通常クラス	中国語 1・2
		速修クラス	中国語インтенシヴ 1
	スペイン語	スペイン語 1・2	
	ロシア語	ロシア語 1・2	
	韓国語	通常クラス	韓国語 1・2
		速修クラス	韓国語インтенシヴ 1

留学生の場合は、日本語必修科目 4 単位ともうひとつの言語 4 単位で計 8 単位を取得する。その際、母語を選択することはできない。英語を選んだ場合は選択科目から 4 単位を取得し、他の言語を選んだ場合は必修科目 2 単位、選択科目 2 単位の計 4 単位を取得する。

8 単位の内訳 [留学生]

8 単位					
4 単位		4 単位			
		選択科目（「英語科目」欄を参照）			
		2 単位		2 単位	
		必修科目		選択科目	
日本語 アカデミック 日本語 1A・1B	ドイツ語	通常クラス	ドイツ語 1・2	ドイツ語 3・4、会話、 インテンシヴ 2	
		速修クラス	ドイツ語インテンシヴ 1		
アカデミック 日本語 2A・2B	フランス語	通常クラス	フランス語 1・2	フランス語 3・4、会話、 インテンシヴ 2	
		速修クラス	フランス語インテンシヴ 1		
アカデミック 日本語 2A・2B	中国語	通常クラス	中国語 1・2	中国語 3・4、会話、 インテンシヴ 2	
		速修クラス	中国語インテンシヴ 1		
スペイン語		スペイン語 1・2		スペイン語 3・4	
ロシア語		ロシア語 1・2		ロシア語 3・4	
韓国語	通常クラス	韓国語 1・2	韓国語 3・4、会話、 インテンシヴ 2		
	速修クラス	韓国語インテンシヴ 1			

(3) 言語別の履修の方法

[英語]

1 年次配当科目

授業科目		単位
選択	英語 1 *	1
	英語 2 *	1
	英会話 1	1
	英会話 2	1
	TOEIC 英語 1	1
	TOEIC 英語 2	1

2 年次配当科目

授業科目		単位
選択	英語 3 *	1
	英語 4 *	1
	英会話 3	1
	英会話 4	1
	TOEIC 英語 3	1
	TOEIC 英語 4	1

*) クラス指定あり。

1～4年次配当科目

授業科目		単位
選択	マルチメディア英語 A	1
	マルチメディア英語 B	1
	マルチメディア英語 C	1
	マルチメディア英語 D	1

2～4年次配当科目

授業科目		単位
選択	英語ワークショップ A	1
	英語ワークショップ B	1
	英語ワークショップ C	1
	英語ワークショップ D	1

履修単位数・登録方法

英語1言語コースの場合は、選択科目を8科目8単位、2言語コースの場合は、4科目4単位履修する。必修科目はない。以下の科目は、学籍番号によりクラスが指定されている。指定されたクラスを履修すること。なお、英語1,2(Advanced)*、英語3,4(Advanced)*を履修する場合は、指定されたクラスを履修する必要はない。「英語1～4」(「英語1～4」(Advanced)を含む)は必修科目ではないが、履修することを強く勧める。

クラス指定科目	
1年次	2年次
「英語1」「英語2」	「英語3」「英語4」

いずれの英語科目にも先修条件(履修するために必要な条件)はない。

*) 「英語」(Advanced)は、高度な英語スキルの修得を目指すための特別クラス。履修を希望する場合には、新入生オリエンテーションの配布資料ないし学部掲示板等で確認すること。

[ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語]

1年次配当科目

授業科目			単位
必修	通常クラス	○○語 1	1
		○○語 2	1
選択	速修クラス	○○語インテンシブ 1	2
	通常クラス	○○語会話 1	1
		○○語会話 2	1
	速修クラス	○○語インテンシブ 2	2

2年次配当科目

授業科目			単位
選択	○○語 3	1	
	○○語 4	1	
	○○語会話 3	1	
	○○語会話 4	1	

2年次配当科目は、「○○語 1」と「○○語 2」の単位が取得済みであることが履修の条件となる。

※「韓国語会話 3」と「韓国語会話 4」は開講していない。

必修科目には2種類のクラスがあるので、どちらか一方を受講する。

通常クラスは、週1コマの授業で1年間かけて必修科目2単位を取得する。

速修クラスは、週2コマで1セットの授業になっており、半期で必修科目2単位が取得できる。

引き続き選択科目として「インテンシブ2」を履修すれば、1年間で4単位が取得できる。

通常クラスでも、「○○語1・2」と並行して「○○語会話1・2」を履修すれば1年間で4単位が取得できる。

「○○語会話1・2」の単独での履修は不可能ではないが、望ましくない。必修科目取得後、または必修科目と並行して履修することを勧める。

2～4年次配当科目

(必修科目を含む合計4単位を既に取得済みであることが履修の条件となる)

授業科目		単位
選択	中級○○語 A	1
	中級○○語 B	1
	中級○○語 C	1
	中級○○語 D	1

必修科目

通常クラスでは「○○語1」と「○○語2」、速修クラスでは「インテンシブ1」が必修となる。両方のクラスを共に履修することはできない。

また、「○○語2」は、「○○語1」の単位を取得済みであることが、履修の条件となる。「○○語1」が不合格となると、「○○語2」を履修できないので、充分に注意すること。

選択科目

2言語コースでドイツ語、フランス語、中国語、韓国語を選択した場合は、必修科目以外に選択科目を2科目2単位履修する。

なお、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語では、必修科目、選択科目ともクラス指定はない。

先修条件

ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の一部の科目には、履修するために必要な条件（先修条件）が次のように設定されている。履修の際には充分に気をつけること。

科目名	先修条件 (以下の単位が取得済みであること)
「〇〇語 2」	「〇〇語 1」
「〇〇語 3」	「〇〇語 2」または「インテンシヴ 1」
「〇〇語 4」	「〇〇語 3」
「インテンシヴ 2」	「インテンシヴ 1」
「〇〇語会話 1・2」	先修条件なし
「〇〇語会話 3・4」	「〇〇語 2」
「中級〇〇語会話 A・B・C・D」	必修 2 単位を含む 計 4 単位

再履修

「〇〇語 1」、「〇〇語 2」、「〇〇語 3」、「〇〇語 4」のいずれかが不合格となった場合、改めて履修登録を行えば、次の学期にその科目を再履修することができる。秋期には「〇〇語 1」、「〇〇語 3」、春期には「〇〇語 2」、「〇〇語 4」の再履修クラスが設置されている。「〇〇語 1」、「〇〇語 3」は、秋期のはじめに登録できる。

[スペイン語・ロシア語]

1年次配当科目

授業科目	単位
△△語 1	1
△△語 2	1

2年次配当科目

授業科目	単位
△△語 3	1
△△語 4	1

必修科目・選択科目

必修科目は、「△△語 1」と「△△語 2」だが、設置科目が少ないため、選択科目の「△△語 3」と「△△語 4」も全員が履修することとなる。スペイン語、ロシア語に先修条件はない。

なお、スペイン語、ロシア語では、必修科目、選択科目ともクラス指定はない。

[日本語] (留学生対象)

1年次配当科目

授業科目		単位
必修	アカデミック日本語 1 A	1
	アカデミック日本語 1 B	1
	アカデミック日本語 2 A	1
	アカデミック日本語 2 B	1

2年次配当科目

授業科目		単位
選択	アカデミック日本語 3 A	1
	アカデミック日本語 3 B	1

1～4年次配当科目

授業科目		単位
選択	日本語スキルアップ A	1
	日本語スキルアップ B	1

2～4年次配当科目

授業科目		単位
選択	ビジネス日本語 A	1
	ビジネス日本語 B	1

3～4年次配当科目

授業科目		単位
選択	アカデミック日本語 4 A	1
	アカデミック日本語 4 B	1

必修科目

「アカデミック日本語 1A」「アカデミック日本語 1B」「アカデミック日本語 2A」「アカデミック日本語 2B」(1年次配当)の4科目4単位が必修である。

選択科目

日本語1言語コースの場合は、さらに日本語選択科目を4科目4単位履修する必要がある。希望者が定員を超えた場合は、抽選となることもある。

(4) 海外演習

国際交流センターが実施する「海外研修」に参加し所定の成績を修めた場合、2単位を自由選択枠(10単位)の卒業所要単位として認定する。

研修先は、研修したい言語に合わせて、カナダ、オーストラリア、アメリカ(以上、英語)、中国(中国語)、韓国(韓国語)の中から選択する。ただし、アメリカ(CA)研修、オーストラリア研修は、春期休業期間に実施されるため、4年次では卒業単位としては認定されない。

外国語言語コース（組合せ）表

外国語の履修組合せ		
英 語 のみ		
一般の学生	英語	ドイツ語
	英語	フランス語
	英語	中国語
	英語	スペイン語
	英語	ロシア語
	英語	韓国語
日 本 語 のみ		
留学生	日本語	英語
	日本語	ドイツ語
	日本語	フランス語
	日本語	中国語
	日本語	スペイン語
	日本語	ロシア語
	日本語	韓国語

※1年生で登録した言語コース（組合せ）は原則として変更できない。（留学生も同じ）

3 外国語科目的配当表

			1年次		2年次		3年次		4年次		卒業 所要 単位					
			科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位						
外 國 語 科 目	英語	選択	英語1	1	英語3	1										
			英語2	1	英語4	1										
			英会話1	1	英会話3	1										
			英会話2	1	英会話4	1										
			TOEIC英語1	1	TOEIC英語3	1										
			TOEIC英語2	1	TOEIC英語4	1										
			マルチメディア英語A・B・C・D						各1							
			海外演習（英語）						各1							
			英語ワークショップA・B・C・D						2							
			自由選択枠													
	ドイツ語	必修	ドイツ語1	1							8 単位					
			ドイツ語2	1												
		速修	ドイツ語インテンシブ1	2												
		ドイツ語インテンシブ2	2	ドイツ語3			1									
		選択	ドイツ語会話1	1			ドイツ語4	1								
			ドイツ語会話2	1			ドイツ語会話3	1								
			ドイツ語会話4						各1							
			中級ドイツ語A・B・C・D													
	フランス語	必修	フランス語1	1												
			フランス語2	1												
		速修	フランス語インテンシブ1	2												
		フランス語インテンシブ2	2	フランス語3			1									
		選択	フランス語会話1	1			フランス語4	1								
			フランス語会話2	1			フランス語会話3	1								
			フランス語会話4						各1							
			中級フランス語A・B・C・D													
	中国語	必修	中国語1	1												
			中国語2	1												
		速修	中国語インテンシブ1	2												
		中国語インテンシブ2	2	中国語3			1									
		選択	中国語会話1	1			中国語4	1								
			中国語会話2	1			中国語会話3	1								
			中国語会話4						各1							
			中級中国語A・B・C・D													
	自由選択枠			海外演習（中国語）						2						
	スペイン語	必修	スペイン語1	1												
			スペイン語2	1												
	ロシア語	必修														
			ロシア語1	1												
			ロシア語2	1												
			ロシア語3						各1							
	韓国語	必修	韓国語1	1												
			韓国語2	1												
		速修	韓国語インテンシブ1	2												
		韓国語インテンシブ2	2	韓国語3			1									
		選択	韓国語会話1	1			韓国語4	1								
			韓国語会話2	1			中級韓国語A・B・C・D									
	自由選択枠			海外演習（韓国語）						2						
	日本語 (留学生 のみ)	必修	アカデミック日本語1A	1												
			アカデミック日本語1B	1												
		選択	アカデミック日本語2A	1												
			アカデミック日本語2B	1			アカデミック日本語3A	1								
			アカデミック日本語3B						各1							
			日本語スキルアップA・B						各1							
			ビジネス日本語A・B						各1							

※ ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語は先修条件が設定されているので、26 ページを参照のこと。

VI

専門科目

1. 政治行政学科

教育研究上の目的

政治行政学科の教育研究上の目的は、現代社会のあり方や課題について、政治および行政を基点として学び、地域社会のリーダーとして必要な社会的かつ専門的知識を習得させ、総合的観点から物事に対し適切な分析の対応力と指導力を培い、次世代においても社会を支え、人の模範となる人材を輩出することにある。

【記号の解説】 ◎：必修科目 ◇：コース共通選択必修科目 ◆：コース別選択必修科目 ☆：選択科目

授業科目名		単位数	学年別配当				備考（履修条件）
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
必修科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	◎				4 単位を修得する。
コース共通選択必修科目	憲法（総則・統治機構論）	2	◇				
	憲法（人権論）	2	◇				
	政治学原論 A	2	◇				
	政治学原論 B	2	◇				
	近代ヨーロッパ政治史	2	◇				
	現代ヨーロッパ政治史	2	◇				
	日本政治文化の形成史	2	◇				
	日本政治文化の発展史	2	◇				
	近代日本政治史	2	◇				
	現代日本政治史	2	◇				
	国際社会の主役	2	◇				24 単位を修得する。
	国際社会の諸問題	2	◇				(24 単位を超える修得単位は選択科目として加算できる)
	日本政治思想史 A	2				◇	
	日本政治思想史 B	2				◇	
	政治学史（近代前）	2				◇	
	政治学史（近代以降）	2				◇	
	行政学総論（基礎）	2				◇	
	行政学総論（応用）	2				◇	
	基礎ゼミナール	4			◇		
選択必修科目	専門ゼミナール I	4				◇	
	専門ゼミナール II	4				◇	
	卒業論文	4				◇	
	政治制度論（総論）	2		◆			
	政治制度論（各論）	2		◆			
	地方自治入門	2		◆			
	地方分権論	2		◆			
	バリアフリー社会論	2		◆			
	政治過程分析	2				◆	
	政治体制論	2				◆	
	政治哲学 A	2				◆	
	政治哲学 B	2				◆	
	政治社会学 A	2				◆	
	政治社会学 B	2				◆	
	政策デザイン	2				◆	
	都市政策入門	2				◆	
	公務員概論（基礎）	2		◆			12 科目 24 単位以上を修得する。
	公務員概論（応用）	2		◆			
(24 単位を超える修得単位は選択科目として加算できる)	警察行政（総論）	2		◆			
	警察行政（各論）	2		◆			
	日本の安全保障（総論）	2			◆		
	日本の安全保障（各論）	2			◆		
	消防行政入門	2			◆		
	行政作用法	2				◆	
	行政救済法	2				◆	

授業科目名		単位数	学年別配当				備考（履修条件）
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
選 択 必 修 科 目	NPO概論	2			◆		12科目24単位以上を修得する。 (24単位を超える修得単位は選択科目として加算できる)
	NPOと市民社会	2			◆		
	現代中国論	2	◆				
	現代コリア論	2	◆				
	現代イスラム論	2	◆				
	国際社会の法構造	2			◆		
	戦争と法	2			◆		
	国際関係諸理論A	2			◆		
	国際関係諸理論B	2			◆		
	国際機構論（総論）	2			◆		
	国際機構論（各論）	2			◆		
	外交史（近代）	2			◆		
	外交史（現代）	2			◆		
	日本の環境問題	2			◆		
	地球環境問題	2			◆		
	アメリカ地域研究	2			◆		
	現代アメリカ論	2			◆		
	ロシア・東欧地域研究A	2			◆		
	ロシア・東欧地域研究B	2			◆		
	アジア政治論1（歴史と文化）	2		◆			
	アジア政治論2（地域紛争）	2		◆			
	東南アジア地域研究	2			◆		
	東南アジア民族文化論	2			◆		
	民法（親族法）	2	◆				
	民法（相続法）	2	◆				
	社会学原論A	2	◆				
	社会学原論B	2	◆				
選 択 科 目	比較憲法A	2		◆			32単位以上を修得する。 (他学部・他学科開設科目を含んでも可)
	比較憲法B	2		◆			
	メディア論	2			◆		
	マスコミュニケーション論	2			◆		
	労働問題A	2			◆		
	労働問題B	2			◆		
	商法（手形法）	2			◆		
	商法（小切手法）	2			◆		
	刑法A	2			◆		
	刑法B	2			◆		
	労働法A	2			◆		
	労働法B	2			◆		
	政治特殊講義I	2				☆	
	政治特殊講義II	2				☆	
選 択 科 目	政治特殊講義III	2				☆	(他学部・他学科開設科目を含んでも可)
	政治特殊講義IV	2				☆	

	授業科目名	単位数	学年別配当				備考（履修条件）
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
選 択 科 目	行政特殊講義 I	2				☆	32 単位以上を修得する。 (他学部・他学科開設科目を含んでも可)
	行政特殊講義 II	2				☆	
	行政特殊講義 III	2				☆	
	行政特殊講義 IV	2				☆	
	国際事情特殊講義 I	2				☆	
	国際事情特殊講義 II	2				☆	
	国際事情特殊講義 III	2				☆	
	国際事情特殊講義 IV	2				☆	
	日本法制史 A	2				☆	
	日本法制史 B	2				☆	
	司法制度論 A	2				☆	
	司法制度論 B	2				☆	
	刑事政策 A	2				☆	
	刑事政策 B	2				☆	
	英文獻講読 I	4				☆	
	仏文獻講読 I	4				☆	
	独文獻講読 I	4				☆	
	英文獻講読 II	4				☆	
	仏文獻講読 II	4				☆	
	独文獻講読 II	4				☆	
	公務員基礎講座	2			☆		

* 上記科目の他、他学部・他学科に開講されている科目を年間 12 単位まで履修受講可。（4 年間で最大 42 単位）

(1) 政治と人間コース

政治の理論・思想と歴史を重点的に学びながら、政治と社会・人間との関係、政治の場における人の決断（意思決定）のあり方などについて学ぶコース。

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
必修科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	1	4 単位を修得する。
コース共通選択必修科目	憲法（総則・統治機構論）	2	1～2	24 単位以上を修得する。
	憲法（人権論）	2	1～2	
	政治学原論 A	2	1～2	
	政治学原論 B	2	1～2	
	近代ヨーロッパ政治史	2	1～2	
	現代ヨーロッパ政治史	2	1～2	
	日本政治文化の形成史	2	1～2	
	日本政治文化の発展史	2	1～2	
	近代日本政治史	2	1～2	
	現代日本政治史	2	1～2	
	国際社会の主役	2	1～2	
	国際社会の諸問題	2	1～2	
	日本政治思想史 A	2	3～4	
	日本政治思想史 B	2	3～4	
	政治学史（近代前）	2	2～4	
	政治学史（近代以降）	2	2～4	
	行政学総論（基礎）	2	2～3	
	行政学総論（応用）	2	2～3	
政治と人間コースの選択必修科目	基礎ゼミナール	4	2	24 単位以上を修得する。
	専門ゼミナール I	4	3	
	専門ゼミナール II	4	4	
	卒業論文	4	4	
	政治制度論（総論）	2	1～2	
	政治制度論（各論）	2	1～2	
	バリアフリー社会論	2	1～2	
	政治過程分析	2	3～4	
	政治体制論	2	3～4	
	政治哲学 A	2	3～4	
	政治哲学 B	2	3～4	
	政治社会学 A	2	3～4	
	政治社会学 B	2	3～4	
	NPO 概論	2	3～4	
	NPO と市民社会	2	3～4	
	比較憲法 A	2	2	
	比較憲法 B	2	2	
	メディア論	2	3～4	
	マスコミュニケーション論	2	3～4	
	労働問題 A	2	3～4	
	労働問題 B	2	3～4	
	社会学原論 A	2	1～2	
	社会学原論 B	2	1～2	

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
選 択 科 目	地方自治入門	2	1～2	32単位以上を修得する。 (他学科開設科目を含んでも可)
	地方分権論	2	1～2	
	政策デザイン	2	3～4	
	都市政策入門	2	3～4	
	公務員概論（基礎）	2	1～2	
	公務員概論（応用）	2	1～2	
	警察行政（総論）	2	1～2	
	警察行政（各論）	2	1～2	
	日本の安全保障（総論）	2	2～3	
	日本の安全保障（各論）	2	2～3	
	消防行政入門	2	2～3	
	行政作用法	2	3～4	
	行政救済法	2	3～4	
	日本の環境問題	2	3～4	
	地球環境問題	2	3～4	
	民法（親族法）	2	1～2	
	民法（相続法）	2	1～2	
	商法（手形法）	2	3～4	
	商法（小切手法）	2	3～4	
	刑法 A	2	3～4	
	刑法 B	2	3～4	
	労働法 A	2	3～4	
	労働法 B	2	3～4	
	現代中国論	2	1～2	
	現代コリア論	2	1～2	
	現代イスラム論	2	1～2	
	国際社会の法構造	2	3～4	
	戦争と法	2	3～4	
	国際関係諸理論 A	2	3～4	
	国際関係諸理論 B	2	3～4	
	国際機構論（総論）	2	3～4	
	国際機構論（各論）	2	3～4	
	外交史（近代）	2	3～4	
	外交史（現代）	2	3～4	
	アメリカ地域研究	2	3～4	
	現代アメリカ論	2	3～4	
	ロシア・東欧地域研究 A	2	3～4	
	ロシア・東欧地域研究 B	2	3～4	
	アジア政治論 1（歴史と文化）	2	2～3	
	アジア政治論 2（地域紛争）	2	2～3	
	東南アジア地域研究	2	3～4	
	東南アジア民族文化論	2	3～4	
	日本法制史 A	2	3～4	
	日本法制史 B	2	3～4	

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
選 択 科 目	司法制度論 A	2	3～4	32 単位以上を修得する。 (他学科開設科目を含んでも可)
	司法制度論 B	2	3～4	
	刑事政策 A	2	3～4	
	刑事政策 B	2	3～4	
	政治特殊講義 I	2	3～4	
	政治特殊講義 II	2	3～4	
	政治特殊講義 III	2	3～4	
	政治特殊講義 IV	2	3～4	
	行政特殊講義 I	2	3～4	
	行政特殊講義 II	2	3～4	
	行政特殊講義 III	2	3～4	
	行政特殊講義 IV	2	3～4	
	国際事情特殊講義 I	2	3～4	
	国際事情特殊講義 II	2	3～4	
	国際事情特殊講義 III	2	3～4	
	国際事情特殊講義 IV	2	3～4	
他 学 科 推 奨 科 目	英文献講読 I	4	3	
	仏文献講読 I	4	3	
	独文献講読 I	4	3	
	英文献講読 II	4	4	
	仏文献講読 II	4	4	
	独文献講読 II	4	4	
	公務員基礎講座	2	2～3	
	マクロ経済学（基礎）	2	1～2	
	マクロ経済学（構造と分析）	2	1～2	
	ミクロ経済学（消費者分析）	2	1～2	
	ミクロ経済学（生産者分析）	2	1～2	
	西洋経済史（産業革命前）	2	2～3	
	西洋経済史（19世紀ヨーロッパ）	2	2～3	
	日本経済論（基礎）	2	2～3	
	日本経済論（各論）	2	2～3	
	経済学史（基礎）	2	2～3	
	経済学史（各論）	2	2～3	

※ 31～33 頁に記載されている選択必修科目のうち、政治と人間コースの選択必修科目以外の選択必修科目については、上記の表では選択科目に配当している。

(2) 公務員養成コース

国家公務員・地方公務員（警察官・消防官を含めて）になるための基礎的な知識の習得を目指す。国の行政のしくみ、地方自治体のしくみや政策などについて学ぶコース。

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
必修科目 コース共通選択必修科目	フレッシュマン・ゼミナー	4	1	4 単位を修得する。 24 単位以上を修得する。
	憲法（総則・統治機構論）	2	1～2	
	憲法（人権論）	2	1～2	
	政治学原論 A	2	1～2	
	政治学原論 B	2	1～2	
	近代ヨーロッパ政治史	2	1～2	
	現代ヨーロッパ政治史	2	1～2	
	日本政治文化の形成史	2	1～2	
	日本政治文化の発展史	2	1～2	
	近代日本政治史	2	1～2	
	現代日本政治史	2	1～2	
	国際社会の主役	2	1～2	
	国際社会の諸問題	2	1～2	
	日本政治思想史 A	2	3～4	
	日本政治思想史 B	2	3～4	
	政治学史（近代前）	2	2～4	
	政治学史（近代以降）	2	2～4	
	行政学総論（基礎）	2	2～3	
	行政学総論（応用）	2	2～3	
公務員養成コースの選択必修科目	基礎ゼミナー	4	2	24 単位以上を修得する。
	専門ゼミナーⅠ	4	3	
	専門ゼミナーⅡ	4	4	
	卒業論文	4	4	
	地方自治入門	2	1～2	
	地方分権論	2	1～2	
	政策デザイン	2	3～4	
	都市政策入門	2	3～4	
	公務員概論（基礎）	2	1～2	
	公務員概論（応用）	2	1～2	
	警察行政（総論）	2	1～2	
	警察行政（各論）	2	1～2	
	日本の安全保障（総論）	2	2～3	
	日本の安全保障（各論）	2	2～3	
	消防行政入門	2	2～3	
	行政作用法	2	3～4	
	行政救済法	2	3～4	
	日本の環境問題	2	3～4	
	地球環境問題	2	3～4	
	民法（親族法）	2	1～2	
	民法（相続法）	2	1～2	
	商法（手形法）	2	3～4	
	商法（小切手法）	2	3～4	

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
の公 選択 必修 科目 コース	刑法 A	2	3～4	24 単位以上を修得する。
	刑法 B	2	3～4	
	労働法 A	2	3～4	
	労働法 B	2	3～4	
	政治制度論（総論）	2	1～2	
	政治制度論（各論）	2	1～2	
	バリアフリー社会論	2	1～2	
	政治過程分析	2	3～4	
	政治体制論	2	3～4	
	政治哲学 A	2	3～4	
選 択 科 目	政治哲学 B	2	3～4	32 単位以上を修得する。 (他学科開設科目を含んでも可)
	政治社会学 A	2	3～4	
	政治社会学 B	2	3～4	
	NPO 概論	2	3～4	
	NPO と市民社会	2	3～4	
	比較憲法 A	2	2	
	比較憲法 B	2	2	
	メディア論	2	3～4	
	マスコミュニケーション論	2	3～4	
	労働問題 A	2	3～4	
	労働問題 B	2	3～4	
	社会学原論 A	2	1～2	
	社会学原論 B	2	1～2	
	現代中国論	2	1～2	
	現代コリア論	2	1～2	
	現代イスラム論	2	1～2	
	国際社会の法構造	2	3～4	
	戦争と法	2	3～4	
	国際関係諸理論 A	2	3～4	
	国際関係諸理論 B	2	3～4	
	国際機構論（総論）	2	3～4	
	国際機構論（各論）	2	3～4	
	外交史（近代）	2	3～4	
	外交史（現代）	2	3～4	
	アメリカ地域研究	2	3～4	
	現代アメリカ論	2	3～4	
	ロシア・東欧地域研究 A	2	3～4	
	ロシア・東欧地域研究 B	2	3～4	
	アジア政治論 1（歴史と文化）	2	2～3	
	アジア政治論 2（地域紛争）	2	2～3	
	東南アジア地域研究	2	3～4	
	東南アジア民族文化論	2	3～4	
	日本法制史 A	2	3～4	
	日本法制史 B	2	3～4	
	司法制度論 A	2	3～4	
	司法制度論 B	2	3～4	

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
選 択 科 目	刑事政策 A	2	3～4	
	刑事政策 B	2	3～4	
	政治特殊講義 I	2	3～4	
	政治特殊講義 II	2	3～4	
	政治特殊講義 III	2	3～4	
	政治特殊講義 IV	2	3～4	
	行政特殊講義 I	2	3～4	
	行政特殊講義 II	2	3～4	
	行政特殊講義 III	2	3～4	
	行政特殊講義 IV	2	3～4	
	国際事情特殊講義 I	2	3～4	
	国際事情特殊講義 II	2	3～4	
	国際事情特殊講義 III	2	3～4	
	国際事情特殊講義 IV	2	3～4	
	英文献講読 I	4	3	
	仏文献講読 I	4	3	
	独文献講読 I	4	3	
	英文献講読 II	4	4	
	仏文献講読 II	4	4	
	独文献講読 II	4	4	
	公務員基礎講座	2	2～3	
他 学 科 推奨 科 目	経済政策学（基礎）	2	2～3	
	経済政策学（応用）	2	2～3	
	財政学（基礎）	2	2～3	
	財政学（課題）	2	2～3	
	公共経済論（基礎理論）	2	2～3	
	公共経済論（諸政策）	2	2～3	
	地方財政論（概要と問題点）	2	2～3	
	地方財政論（課題と対策）	2	2～3	
	福祉の経済学（基礎概念）	2	2～3	
	福祉の経済学（諸問題）	2	2～3	

※ 31～33頁に記載されている選択必修科目のうち、公務員養成コースの選択必修科目以外の選択必修科目については、上記の表では選択科目に配当している。

(3) 國際關係・地域研究コース

グローバル化する社会の動きに対応して、国際社会の様態、日本と諸外国との関係のあり方、アメリカやアジアなどの国々の政治と文化の状況などについて学ぶコース。

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
必修科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	1	4 単位を修得する。
	憲法（総則・統治機構論）	2	1～2	24 単位以上を修得する。
	憲法（人権論）	2	1～2	
	政治学原論 A	2	1～2	
	政治学原論 B	2	1～2	
	近代ヨーロッパ政治史	2	1～2	
	現代ヨーロッパ政治史	2	1～2	
	日本政治文化の形成史	2	1～2	
	日本政治文化の発展史	2	1～2	
	近代日本政治史	2	1～2	
	現代日本政治史	2	1～2	
	国際社会の主役	2	1～2	
	国際社会の諸問題	2	1～2	
	日本政治思想史 A	2	3～4	
	日本政治思想史 B	2	3～4	
	政治学史（近代前）	2	2～4	
	政治学史（近代以降）	2	2～4	
国際関係・地域研究コースの選択必修科目	行政学総論（基礎）	2	2～3	
	行政学総論（応用）	2	2～3	
	基礎ゼミナール	4	2	
	専門ゼミナール I	4	3	
	専門ゼミナール II	4	4	
	卒業論文	4	4	
	現代中国論	2	1～2	24 単位以上を修得する。
	現代コリア論	2	1～2	
	現代イスラム論	2	1～2	
	国際社会の法構造	2	3～4	
	戦争と法	2	3～4	
	国際関係諸理論 A	2	3～4	
	国際関係諸理論 B	2	3～4	
	国際機構論（総論）	2	3～4	
	国際機構論（各論）	2	3～4	
	外交史（近代）	2	3～4	
	外交史（現代）	2	3～4	
	アメリカ地域研究	2	3～4	
	現代アメリカ論	2	3～4	
	ロシア・東欧地域研究 A	2	3～4	
	ロシア・東欧地域研究 B	2	3～4	
	アジア政治論 1（歴史と文化）	2	2～3	
	アジア政治論 2（地域紛争）	2	2～3	
	東南アジア地域研究	2	3～4	
	東南アジア民族文化論	2	3～4	

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
選 択 科 目	政治制度論（総論）	2	1～2	32単位以上を修得する。 (他学科開設科目を含んでも可)
	政治制度論（各論）	2	1～2	
	バリアフリー社会論	2	1～2	
	政治過程分析	2	3～4	
	政治体制論	2	3～4	
	政治哲学 A	2	3～4	
	政治哲学 B	2	3～4	
	政治社会学 A	2	3～4	
	政治社会学 B	2	3～4	
	NPO 概論	2	3～4	
	NPO と市民社会	2	3～4	
	比較憲法 A	2	2	
	比較憲法 B	2	2	
	メディア論	2	3～4	
	マスコミュニケーション論	2	3～4	
	労働問題 A	2	3～4	
	労働問題 B	2	3～4	
	社会学原論 A	2	1～2	
	社会学原論 B	2	1～2	
	地方自治入門	2	1～2	
	地方分権論	2	1～2	
	政策デザイン	2	3～4	
	都市政策入門	2	3～4	
	公務員概論（基礎）	2	1～2	
	公務員概論（応用）	2	1～2	
	警察行政（総論）	2	1～2	
	警察行政（各論）	2	1～2	
	日本の安全保障（総論）	2	2～3	
	日本の安全保障（各論）	2	2～3	
	消防行政入門	2	2～3	
	行政作用法	2	3～4	
	行政救済法	2	3～4	
	日本の環境問題	2	3～4	
	地球環境問題	2	3～4	
	民法（親族法）	2	1～2	
	民法（相続法）	2	1～2	
	商法（手形法）	2	3～4	
	商法（小切手法）	2	3～4	
	刑法 A	2	3～4	
	刑法 B	2	3～4	
	労働法 A	2	3～4	
	労働法 B	2	3～4	
	日本法制史 A	2	3～4	
	日本法制史 B	2	3～4	

	授業科目名	単位数	学年	備考（履修条件）
選 択 科 目	司法制度論 A	2	3～4	32 単位以上を修得する。 (他学科開設科目を含んでも可)
	司法制度論 B	2	3～4	
	刑事政策 A	2	3～4	
	刑事政策 B	2	3～4	
	政治特殊講義 I	2	3～4	
	政治特殊講義 II	2	3～4	
	政治特殊講義 III	2	3～4	
	政治特殊講義 IV	2	3～4	
	行政特殊講義 I	2	3～4	
	行政特殊講義 II	2	3～4	
国際事情特殊講義 I	行政特殊講義 III	2	3～4	(他学科開設科目を含んでも可)
	行政特殊講義 IV	2	3～4	
	国際事情特殊講義 I	2	3～4	
	国際事情特殊講義 II	2	3～4	
	国際事情特殊講義 III	2	3～4	
	国際事情特殊講義 IV	2	3～4	
	英文献講読 I	4	3	
	仏文献講読 I	4	3	
	独文献講読 I	4	3	
	英文献講読 II	4	4	
他 学 科 推 奨 科 目	仏文献講読 II	4	4	
	独文献講読 II	4	4	
	公務員基礎講座	2	2～3	
	国際経済論（諸理論）	2	2～3	
	国際経済論（諸問題）	2	2～3	
	アジア経済論（全般）	2	2～3	
	アジア経済論（国・地域別）	2	2～3	
	経済開発論（貧困と開発）	2	2～3	
	経済開発論（諸問題）	2	2～3	
	エリア・スタディ（アジア地域）	2	3～4	

※ 31～33 頁に記載されている選択必修科目のうち、国際関係・地域研究コースの選択必修科目以外の選択必修科目については、上記の表では選択科目に配当している。

2. 経済学科

教育研究上の目的

経済学科は、今後の日本経済の発展に貢献するべく十分な専門知識・教養の習得と、様々に変動する現代社会に対応できる能力と資質を兼ね備えた人材の育成を目指している。経済の基礎理論・制度・政策を体系的に学び、グローバル・エコノミーの中で日本経済が抱える多くの課題を検証し、改善のための方向性について、様々な分野からのアプローチを試みながら示唆していくことを目的としている。

【記号の解説】 ◎：必修科目 ◇：選択必修科目 ☆：選択科目

授業科目名		単位数	学年別配当				備考（履修条件）
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
必修科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	◎				4 単位を修得する。
選択必修科目群 A	基礎ゼミナール	4		◇			12 単位以上を修得する。 (12 単位を超える修得単位は選択科目として加算できる)
	専門ゼミナール I	4			◇		
	専門ゼミナール II	4				◇	
	卒業論文	4				◇	
	経済英語基礎 1	2	◇				
	経済英語基礎 2	2	◇				
	経済実用英語 1	2		◇			
	経済実用英語 2	2		◇			
選択必修科目群 B	マクロ経済学（基礎）	2	◇				12 科目 24 単位以上を修得する。 (24 単位を超える修得単位は選択科目として加算できる)
	マクロ経済学（構造と分析）	2	◇				
	ミクロ経済学（消費者分析）	2	◇				
	ミクロ経済学（生産者分析）	2	◇				
	金融論（銀行論）	2	◇				
	金融論（貨幣理論）	2	◇				
	日本経済史（江戸期）	2	◇				
	日本経済史（明治以後）	2	◇				
	経済政策学（基礎）	2		◇			
	経済政策学（応用）	2		◇			
	国際経済論（諸理論）	2		◇			
	国際経済論（諸問題）	2		◇			
	応用ミクロ経済学（基礎）	2		◇			
	応用ミクロ経済学（ミクロ政策）	2		◇			
	応用マクロ経済学（マクロ政策）	2		◇			
	応用マクロ経済学（期待と物価）	2		◇			
	財政学（基礎）	2		◇			
	財政学（課題）	2		◇			
選 択 科 目	計量経済学（推定）	2		◇			22 科目 44 単位以上を修得する。 (他学部・他学科開設科目を含んでも可)
	計量経済学（検定）	2		◇			
	西洋経済史（産業革命前）	2		◇			
	西洋経済史（19 世紀ヨーロッパ）	2		◇			
	国際マクロ経済学（基礎）	2		◇			
	国際マクロ経済学（応用）	2		◇			
	経済理論基礎（ミクロ）	2	☆				
	経済理論基礎（マクロ）	2	☆				
	経済数学（微分法）	2	☆				
	経済数学（行列演算）	2	☆				
	情報産業論（基礎）	2	☆				
	情報産業論（応用）	2	☆				

授業科目名	単位数	学年別配当				備考（履修条件）
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
選 択 科 目	民法 / 総則・物権法（基礎）	2	☆			22科目 44単位以上を修得する。 (他学部・他学科開設科目を含んでも可)
	民法 / 総則・物権法（応用）	2	☆			
	経済統計学（基礎）	2	☆			
	経済統計学（各論）	2	☆			
	商法 / 総則・商行為（基礎）	2	☆			
	商法 / 総則・商行為（応用）	2	☆			
	簿記論 1	2	☆			
	簿記論 2	2	☆			
	企業経済論（基礎）	2	☆			
	企業経済論（応用）	2	☆			
	経済史概論（基礎）	2	☆			
	経済史概論（各論）	2	☆			
	会計学 1	2		☆		
	会計学 2	2		☆		
	統計学総論（基礎）	2		☆		
	統計学総論（各論）	2		☆		
	公共経済論（基礎理論）	2		☆		
	公共経済論（諸政策）	2		☆		
	国際金融論（為替入門）	2		☆		
	国際金融論（実際）	2		☆		
	地方財政論（概要と問題点）	2		☆		
	地方財政論（課題と対策）	2		☆		
	租税論（理論と政策）	2		☆		
	租税論（各論）	2		☆		
	東洋経済史（基礎）	2		☆		
	東洋経済史（各論）	2		☆		
	労働経済学（基礎理論）	2		☆		
	労働経済学（労働市場）	2		☆		
	経済開発論（貧困と開発）	2		☆		
	経済開発論（諸問題）	2		☆		
	産業技術論（基礎）	2		☆		
	産業技術論（展開）	2		☆		
	貿易論（基礎理論）	2		☆		
	貿易論（諸問題）	2		☆		
	アジア経済論（全般）	2		☆		
	アジア経済論（国・地域別）	2		☆		
	日本経済論（基礎）	2		☆		
	日本経済論（各論）	2		☆		
	民法 / 債権法（基礎）	2		☆		
	民法 / 債権法（応用）	2		☆		
	福祉の経済学（基礎概念）	2		☆		
	福祉の経済学（諸問題）	2		☆		
	商法 / 会社法（基礎）	2		☆		
	商法 / 会社法（応用）	2		☆		
	経済学史（基礎）	2		☆		
	経済学史（各論）	2		☆		

授業科目名	単位数	学年別配当				備考（履修条件）
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
選択科目	社会経済論（歴史的考察）	2		☆		22科目 44 単位以上を修得する。 (他学部・他学科開設科目を含んでも可)
	社会経済論（基本構造）	2		☆		
	数理統計学（基礎）	2		☆		
	数理統計学（応用）	2		☆		
	証券市場論（基礎）	2		☆		
	証券市場論（応用）	2		☆		
	人的資源管理論	2		☆		
	国際金融実務	2			☆	
	国際貿易実務	2			☆	
	国際会計実務	2			☆	
	国際情報論	2			☆	
	情報政策論	2			☆	
	政治学原論 A	2	☆			
	政治学原論 B	2	☆			
	国際社会の主役	2	☆			
	国際社会の諸問題	2	☆			
	エリア・スタディ（アジア地域）	2			☆	
	エリア・スタディ（EU 地域）	2			☆	
	エリア・スタディ（北米地域）	2			☆	(他学部・他学科開設科目を含んでも可)
	エリア・スタディ（中南米地域）	2			☆	
	経済特別講義 I A	2		☆		
	経済特別講義 I B	2		☆		
	経済特別講義 II A	2		☆		
	経済特別講義 II B	2		☆		
	経済特別講義 III A	2		☆		
	経済特別講義 III B	2		☆		
	経済特別講義 IV A	2		☆		
	経済特別講義 IV B	2		☆		
	経済特別講義 V A	2		☆		
	経済特別講義 V B	2		☆		
	経済学特殊講座 I	2			☆	
	経済学特殊講座 II	2			☆	
	経済学特殊講座 III	2			☆	
	寄附講座 I	2			☆	
	寄附講座 II	2			☆	
	経済日本語（基礎）	2	☆			留学生のみ履修可
	経済日本語（応用）	2	☆			
	マーケティング論	2			☆	商業教職科目受講者のみ履修可
	ビジネス情報	2			☆	

※上記科目の他、他学部・他学科に開講されている科目を年間 12 単位まで履修受講可。(4 年間で最大 42 単位)

※ 4 年次において、いずれかの選択必修科目群より、少なくとも一科目以上を履修することが望ましい。

(1) 理論・情報コース

経済理論の根幹を構成するマクロ、ミクロの基礎理論を重点的に学ぶとともに、情報と経済社会の関連と役割、効果、影響、応用などを理論的かつ実践的に学ぶコース。

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
総合科目	1・2年科目	統計学（基礎統計）	2	総合科目群中、左記科目を修得することが望ましい。ただし、体育実習は必修科目。
		統計学（推定・仮説検定の実務）	2	
		科学技術の現代史 A	2	
		科学技術の現代史 B	2	
		科学・技術・社会論 A	2	
		科学・技術・社会論 B	2	
		情報処理 A	2	
		情報処理 B	2	
		情報処理 C	2	
		情報処理 D	2	
		現代人間論 A	2	
		現代人間論 B	2	
		英語科目	4	
		第2外国語科目	4	
		体育実習	2	
必修科目	1年科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	
選択必修科目群	1～4年科目	基礎ゼミナール	4	専門ゼミナールⅠ・Ⅱと卒業論文は4コース共通の必修科目（専門ゼミコースと連動）。
		専門ゼミナールⅠ	4	
		専門ゼミナールⅡ	4	
		卒業論文	4	
		経済英語基礎1	2	
		経済英語基礎2	2	
		経済実用英語1	2	
中心科目群（コア科目群）	1・2年科目	マクロ経済学（基礎）	2	専門科目群、左記科目中20単位以上を修得する。
		マクロ経済学（構造と分析）	2	
		ミクロ経済学（消費者分析）	2	
		ミクロ経済学（生産者分析）	2	
		情報産業論（基礎）	2	
		情報産業論（応用）	2	
		日本経済史（江戸期）	2	
		日本経済史（明治以後）	2	
		情報メディア概論	2	
		情報社会及び情報倫理	2	
		情報システム（基礎）	2	
		情報システム（応用）	2	
		産業と職業（情報分野A）	2	
		産業と職業（情報分野B）	2	

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
中心科目群（コア科目群）	2・3年科目	応用ミクロ経済学（基礎）	2	専門科目群、左記科目中20単位以上を修得する。
		応用ミクロ経済学（ミクロ政策）	2	
		応用マクロ経済学（マクロ政策）	2	
		応用マクロ経済学（期待と物価）	2	
		計量経済学（推定）	2	
		計量経済学（検定）	2	
		産業技術論（基礎）	2	
	1・2年科目	産業技術論（展開）	2	
		経済理論基礎（ミクロ）	2	
		経済理論基礎（マクロ）	2	
関連科目群	2・3年科目	経済数学（微分法）	2	専門科目群、左記科目中16単位以上を修得する。
		経済数学（行列演算）	2	
		民法 / 総則・物権法（基礎）	2	
		民法 / 総則・物権法（応用）	2	
		経済統計学（基礎）	2	
		経済統計学（各論）	2	
		商法 / 総則・商行為（基礎）	2	
		商法 / 総則・商行為（応用）	2	
		経済史概論（基礎）	2	
		経済史概論（各論）	2	
	2・3年科目	統計学総論（基礎）	2	
		統計学総論（各論）	2	
		公共経済論（基礎理論）	2	
		公共経済論（諸政策）	2	
		国際金融論（為替入門）	2	
		国際金融論（実際）	2	
		地方財政論（概要と問題点）	2	
		地方財政論（課題と対策）	2	
関連科目群	2・3年科目	租税論（理論と政策）	2	専門科目群、左記科目中16単位以上を修得する。
		租税論（各論）	2	
		西洋経済史（産業革命前）	2	
		西洋経済史（19世紀ヨーロッパ）	2	
		東洋経済史（基礎）	2	
		東洋経済史（各論）	2	
		労働経済学（基礎理論）	2	
		労働経済学（労働市場）	2	
		経済開発論（貧困と開発）	2	
		経済開発論（諸問題）	2	
	2・3年科目	国際マクロ経済学（基礎）	2	
		国際マクロ経済学（応用）	2	
		貿易論（基礎理論）	2	
		貿易論（諸問題）	2	
		アジア経済論（全般）	2	
		アジア経済論（国・地域別）	2	
		日本経済論（基礎）	2	
		日本経済論（各論）	2	

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
関連科目群	2・3年科目	民法 / 債権法（基礎）	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を修得する。
		民法 / 債権法（応用）	2	
		福祉の経済学（基礎概念）	2	
		福祉の経済学（諸問題）	2	
		商法 / 会社法（基礎）	2	
		商法 / 会社法（応用）	2	
		経済学史（基礎）	2	
		経済学史（各論）	2	
		社会経済論（歴史的考察）	2	
		社会経済論（基本構造）	2	
		数理統計学（基礎）	2	
		数理統計学（応用）	2	
		証券市場論（基礎）	2	
		証券市場論（応用）	2	
		財政学（基礎）	2	
	3・4年科目	財政学（課題）	2	
		人的資源管理論	2	
		経済特別講義ⅠA	2	
		経済特別講義ⅠB	2	
		経済特別講義ⅡA	2	
		経済特別講義ⅡB	2	
		経済特別講義ⅢA	2	
		経済特別講義ⅢB	2	
1年科目	1年科目	経済特別講義ⅣA	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を修得する。
		経済特別講義ⅣB	2	
		国際金融実務	2	
		国際貿易実務	2	
2・3年科目	3・4年科目	国際会計実務	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を修得する。
		国際情報論	2	
		情報政策論	2	
		エリア・スタディ（アジア地域）	2	
		エリア・スタディ（EU地域）	2	
		エリア・スタディ（北米地域）	2	
		エリア・スタディ（中南米地域）	2	
		経済特別講義ⅤA	2	
他学科推奨	1・2年科目	経済特別講義ⅤB	2	専門科目群中、他学科の科目を修得する場合、左記科目を修得する事が望ましい。
		経済学特殊講座Ⅰ	2	
		経済学特殊講座Ⅱ	2	
		経済学特殊講座Ⅲ	2	
他学科推奨	1・2年科目	国際社会の主役	2	専門科目群中、他学科の科目を修得する場合、左記科目を修得する事が望ましい。
		国際社会の諸問題	2	
	3・4年科目	国際機構論（総論）	2	
		国際機構論（各論）	2	

(2) 國際經濟コース

經濟のグローバル化が急速に進展する時代において、日本經濟と世界經濟の関係を、物の流れと金の流れの両面から、理論、政策、地域、実務を学ぶコース。

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
総合科目	1・2年科目	統計学（基礎統計）	2	総合科目群中、左記科目を修得することが望ましい。ただし、体育実習は必修科目。
		統計学（推定・仮説検定の実務）	2	
		科学技術の現代史 A	2	
		科学技術の現代史 B	2	
		東洋史 A	2	
		東洋史 B	2	
		西洋史 A	2	
		西洋史 B	2	
		人間と地球環境	2	
		かけがえのない地球環境	2	
		異文化の理解 A	2	
		異文化の理解 B	2	
		英語科目	4	
必修科目	1年科目	第2外国語科目	4	
		体育実習	2	
選択必修科目群	1～4年科目	フレッシュマン・ゼミナー	4	専門ゼミナーⅠ・Ⅱと卒業論文は4コース共通の必修科目（専門ゼミコースと連動）。
		基礎ゼミナー	4	
		専門ゼミナーⅠ	4	
		専門ゼミナーⅡ	4	
		卒業論文	4	
		経済英語基礎1	2	
		経済英語基礎2	2	
		経済実用英語1	2	
中心科目群（コア科目群）	1・2年科目	経済理論基礎（ミクロ）	2	専門科目群、左記科目中20単位以上を修得する。
		経済理論基礎（マクロ）	2	
		マクロ経済学（基礎）	2	
		マクロ経済学（構造と分析）	2	
		情報メディア概論	2	
		情報社会及び情報倫理	2	
		情報システム（基礎）	2	
		情報システム（応用）	2	
		産業と職業（情報分野A）	2	
		産業と職業（情報分野B）	2	
	2・3年科目	国際経済論（諸理論）	2	
		国際経済論（諸問題）	2	
		アジア経済論（全般）	2	
		アジア経済論（国・地域別）	2	
		国際マクロ経済学（基礎）	2	

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
(ヨア 中心 科目群)	2 科 目 3 年	経済開発論（貧困と開発）	2	専門科目群、左記科目中 20 単位以上を修得する。
		経済開発論（諸問題）	2	
		貿易論（基礎理論）	2	
		貿易論（諸問題）	2	
関 連 科 目 群	1 . 2 年 科 目	経済数学（微分法）	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を修得する。
		経済数学（行列演算）	2	
		日本経済史（江戸期）	2	
		日本経済史（明治以後）	2	
		情報産業論（基礎）	2	
		情報産業論（応用）	2	
		民法 / 総則・物権法（基礎）	2	
		民法 / 総則・物権法（応用）	2	
		経済統計学（基礎）	2	
		経済統計学（各論）	2	
		商法 / 総則・商行為（基礎）	2	
		商法 / 総則・商行為（応用）	2	
		経済史概論（基礎）	2	
		経済史概論（各論）	2	
	2 . 3 年 科 目	計量経済学（推定）	2	
		計量経済学（検定）	2	
		統計学総論（基礎）	2	
		統計学総論（各論）	2	
		応用ミクロ経済学（基礎）	2	
		応用ミクロ経済学（ミクロ政策）	2	
		応用マクロ経済学（マクロ政策）	2	
		応用マクロ経済学（期待と物価）	2	
		公共経済論（基礎理論）	2	
		公共経済論（諸政策）	2	
		地方財政論（概要と問題点）	2	
		地方財政論（課題と対策）	2	
		租税論（理論と政策）	2	
		租税論（各論）	2	
		西洋経済史（産業革命前）	2	
		西洋経済史（19世紀ヨーロッパ）	2	
		東洋経済史（基礎）	2	
		東洋経済史（各論）	2	
		労働経済学（基礎理論）	2	
		労働経済学（労働市場）	2	
		産業技術論（基礎）	2	
		産業技術論（展開）	2	
		日本経済論（基礎）	2	
		日本経済論（各論）	2	
		民法 / 債権法（基礎）	2	
		民法 / 債権法（応用）	2	
		福祉の経済学（基礎概念）	2	
		福祉の経済学（諸問題）	2	

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
関連科目群	2・3年科目	商法 / 会社法（基礎）	2	
		商法 / 会社法（応用）	2	
		経済学史（基礎）	2	
		経済学史（各論）	2	
		社会経済論（歴史的考察）	2	
		社会経済論（基本構造）	2	
		数理統計学（基礎）	2	
		数理統計学（応用）	2	
		証券市場論（基礎）	2	
		証券市場論（応用）	2	
		人的資源管理論	2	
		経済特別講義ⅠA	2	
		経済特別講義ⅠB	2	
		経済特別講義ⅡA	2	
		経済特別講義ⅡB	2	
		経済特別講義ⅢA	2	
		経済特別講義ⅢB	2	
		経済特別講義ⅣA	2	
		経済特別講義ⅣB	2	
	3・4年科目	国際金融実務	2	
		国際貿易実務	2	
		国際会計実務	2	
		国際情報論	2	
		情報政策論	2	
		エリア・スタディ（アジア地域）	2	
		エリア・スタディ（EU地域）	2	
		エリア・スタディ（北米地域）	2	
		エリア・スタディ（中南米地域）	2	
	1・2年科目	経済特別講義ⅤA	2	
		経済特別講義ⅤB	2	
		経済学特殊講座Ⅰ	2	
他学科推薦科目	3・4年科目	経済学特殊講座Ⅱ	2	
		経済学特殊講座Ⅲ	2	
		国際関係諸理論A	2	
		国際関係諸理論B	2	
		国際機構論（総論）	2	
		国際機構論（各論）	2	
		アメリカ地域研究	2	
		現代アメリカ論	2	専門科目群中、他学科の科目を修得する場合、左記科目を修得する事が望ましい。
		ロシア・東欧地域研究A	2	
		ロシア・東欧地域研究B	2	
		東南アジア地域研究	2	
		東南アジア民族文化論	2	

(3) 財政・税務コース

地方公共団体の破綻など今日的な問題の解決策を見出すために、経済における公共部門の役割、国の財政状況、国と地方の関係、税の理論と実際、税務の実情などについて学ぶコース。

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
総合科目	1・2年科目	統計学（基礎統計）	2	総合科目群中、左記科目を修得することが望ましい。ただし、体育実習は必修科目。
		統計学（推定・仮説検定の実務）	2	
		情報処理A	2	
		情報処理B	2	
		情報処理C	2	
		情報処理D	2	
		英語科目	4	
		第2外国語科目	6	
		体育実習	2	
		必修科目	1年科目	フレッシュマン・ゼミナール
選択必修科目群	1・4年科目	基礎ゼミナール	4	専門ゼミナールⅠ・Ⅱと卒業論文は4コース共通の必修科目（専門ゼミコースと連動）。
		専門ゼミナールⅠ	4	
		専門ゼミナールⅡ	4	
		卒業論文	4	
		経済英語基礎1	2	
		経済英語基礎2	2	
		経済実用英語1	2	
		経済実用英語2	2	
		経済理論基礎（ミクロ）	2	
		経済理論基礎（マクロ）	2	
中心科目群（コア科目群）	1・2年科目	マクロ経済学（基礎）	2	専門科目群、左記科目中20単位以上を修得する。
		マクロ経済学（構造と分析）	2	
		金融論（銀行論）	2	
		金融論（貨幣理論）	2	
		簿記論1	2	
		簿記論2	2	
		情報メディア概論	2	
		情報社会及び情報倫理	2	
		情報システム（基礎）	2	
		情報システム（応用）	2	
	2・3年科目	産業と職業（情報分野A）	2	
		産業と職業（情報分野B）	2	
		経済政策学（基礎）	2	
		経済政策学（応用）	2	
		財政学（基礎）	2	
		財政学（課題）	2	
		公共経済論（基礎理論）	2	
		公共経済論（諸政策）	2	
		地方財政論（概要と問題点）	2	
		地方財政論（課題と対策）	2	
		租税論（理論と政策）	2	
		租税論（各論）	2	
		会計学1	2	
		会計学2	2	

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
1・2年科目	1・2年科目	経済数学（微分法）	2	
		経済数学（行列演算）	2	
		日本経済史（江戸期）	2	
		日本経済史（明治以後）	2	
		情報産業論（基礎）	2	
		情報産業論（応用）	2	
		民法／総則・物権法（基礎）	2	
		民法／総則・物権法（応用）	2	
		経済統計学（基礎）	2	
		経済統計学（各論）	2	
		商法／総則・商行為（基礎）	2	
		商法／総則・商行為（応用）	2	
		経済史概論（基礎）	2	
		経済史概論（各論）	2	
		計量経済学（推定）	2	
関連科目群	2・3年科目	計量経済学（検定）	2	
		統計学総論（基礎）	2	
		統計学総論（各論）	2	
		応用マクロ経済学（基礎）	2	
		応用マクロ経済学（マクロ政策）	2	
		応用マクロ経済学（期待と物価）	2	
		国際金融論（為替入門）	2	
		国際金融論（実際）	2	専門科目群、左記科目中16単位以上を修得する。
		西洋経済史（産業革命前）	2	
		西洋経済史（19世紀ヨーロッパ）	2	
		東洋経済史（基礎）	2	
		東洋経済史（各論）	2	
		労働経済学（基礎理論）	2	
		労働経済学（労働市場）	2	
		経済開発論（貧困と開発）	2	
		経済開発論（諸問題）	2	
		産業技術論（基礎）	2	
		産業技術論（展開）	2	
		国際マクロ経済学（基礎）	2	
		国際マクロ経済学（応用）	2	
		貿易論（基礎理論）	2	
		貿易論（諸問題）	2	
		アジア経済学（全般）	2	
		アジア経済学（国・地域別）	2	
		日本経済論（基礎）	2	
		日本経済論（各論）	2	
		民法／債権法（基礎）	2	
		民法／債権法（応用）	2	
		福祉の経済学（基礎概念）	2	
		福祉の経済学（諸問題）	2	

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
関連科目群	2・3年科目	商法 / 会社法（基礎）	2	
		商法 / 会社法（応用）	2	
		経済学史（基礎）	2	
		経済学史（各論）	2	
		社会経済論（歴史的考察）	2	
		社会経済論（基本構造）	2	
		数理統計学（基礎）	2	
		数理統計学（応用）	2	
		証券市場論（基礎）	2	
		証券市場論（応用）	2	
		人的資源管理論	2	
		経済特別講義ⅠA	2	
		経済特別講義ⅠB	2	
		経済特別講義ⅡA	2	
		経済特別講義ⅡB	2	
3・4年科目	3・4年科目	経済特別講義ⅢA	2	
		経済特別講義ⅢB	2	
		経済特別講義ⅣA	2	
		経済特別講義ⅣB	2	
		国際金融実務	2	
		国際貿易実務	2	
		国際会計実務	2	
		国際情報論	2	
		情報政策論	2	
		エリア・スタディ（アジア地域）	2	
		エリア・スタディ（EU地域）	2	
		エリア・スタディ（北米地域）	2	
		エリア・スタディ（中南米地域）	2	
		経済特別講義ⅤA	2	
		経済特別講義ⅤB	2	
2・3・4年科目	2・3・4年科目	経済学特殊講義Ⅰ	2	
		経済学特殊講義Ⅱ	2	
		経済学特殊講義Ⅲ	2	
他学科推奨科目	1科目	憲法（総則・統治機構論）	2	
		憲法（人権論）	2	
		地方自治入門	2	
		地方分権論	2	
		民法（相続法）	2	
	1・2科目	民法（親族法）	2	
		行政学総論（基礎）	2	
		行政学総論（応用）	2	
		行政作用法	2	
		行政救済法	2	

(4) ファイナンス経済コース

日本経済の根幹を搖るがした金融危機など、経済社会の一連の動きを、金融、貨幣、銀行、証券といった分野を中心に理論と実務を学ぶコース。

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
総合科目	1・2年科目	日本史A	2	総合科目群中、左記科目を修得することが望ましい。ただし、体育実習は必修科目。
		日本史B	2	
		科学技術の現代史A	2	
		科学技術の現代史B	2	
		西洋史A	2	
		西洋史B	2	
		情報処理A	2	
		情報処理B	2	
		経済学A	2	
		経済学B	2	
		英語科目	4	
		第2外国語科目	6	
		体育実習	2	
必修科目	1年科目	フレッシュマン・ゼミナー	4	
選択必修科目群	1・4年科目	基礎ゼミナー	4	専門ゼミナールⅠ・Ⅱと卒業論文は4コース共通の必修科目（専門ゼミコースと連動）。
		専門ゼミナーⅠ	4	
		専門ゼミナーⅡ	4	
		卒業論文	4	
		経済英語基礎1	2	
		経済英語基礎2	2	
		経済実用英語1	2	
		経済実用英語2	2	
中心科目群（コア科目群）	1・2年科目	経済理論基礎（ミクロ）	2	専門科目群、左記科目中20単位以上を修得する。
		経済理論基礎（マクロ）	2	
		マクロ経済学（基礎）	2	
		マクロ経済学（構造と分析）	2	
		民法／総則・物権法（基礎）	2	
		民法／総則・物権法（応用）	2	
		金融論（銀行論）	2	
		金融論（貨幣理論）	2	
		簿記論1	2	
		簿記論2	2	
		企業経済論（基礎）	2	
		企業経済論（応用）	2	
		情報メディア概論	2	
		情報社会及び情報倫理	2	
		情報システム（基礎）	2	
		情報システム（応用）	2	
		産業と職業（情報分野A）	2	
		産業と職業（情報分野B）	2	

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
(中心科目群)	2・3年科目	財政学（基礎）	2	専門科目群、左記科目中 20 単位以上を修得する。
		財政学（課題）	2	
		国際金融論（為替入門）	2	
		国際金融論（実際）	2	
		数理統計学（基礎）	2	
		数理統計学（応用）	2	
		証券市場論（基礎）	2	
		証券市場論（応用）	2	
		会計学1	2	
		会計学2	2	
関連科目群	1・2年科目	経済数学（微分法）	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を修得する。
		経済数学（行列演算）	2	
		日本経済史（江戸期）	2	
		日本経済史（明治以後）	2	
		情報産業論（基礎）	2	
		情報産業論（応用）	2	
		経済統計学（基礎）	2	
		経済統計学（各論）	2	
		商法／総則・商行為（基礎）	2	
		商法／総則・商行為（応用）	2	
	2・3年科目	経済史概論（基礎）	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を修得する。
		経済史概論（各論）	2	
		計量経済学（推定）	2	
		計量経済学（検定）	2	
		統計学総論（基礎）	2	
		統計学総論（各論）	2	
		応用ミクロ経済学（基礎）	2	
		応用ミクロ経済学（ミクロ政策）	2	
		応用マクロ経済学（マクロ政策）	2	
		応用マクロ経済学（期待と物価）	2	
	2・3年科目	公共経済論（基礎理論）	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を修得する。
		公共経済論（諸問題）	2	
		地方財政論（概要と問題点）	2	
		地方財政論（課題と対策）	2	
		租税論（理論と政策）	2	
		租税論（各論）	2	
		西洋経済史（産業革命前）	2	
		西洋経済史（19世紀ヨーロッパ）	2	
		東洋経済史（基礎）	2	
		東洋経済史（各論）	2	
		労働経済学（基礎理論）	2	
		労働経済学（労働市場）	2	
		経済開発論（貧困と開発）	2	
		経済開発論（諸問題）	2	
		産業技術論（基礎）	2	
		産業技術論（展開）	2	

		授業科目名	単位数	備考（履修条件）
関連科目群	2・3年科目	国際マクロ経済学（基礎）	2	
		国際マクロ経済学（応用）	2	
		貿易論（基礎理論）	2	
		貿易論（諸問題）	2	
		アジア経済論（全般）	2	
		アジア経済論（国・地域別）	2	
		日本経済論（基礎）	2	
		日本経済論（各論）	2	
		民法 / 債権法（基礎）	2	
		民法 / 債権法（応用）	2	
		福祉の経済学（基礎概念）	2	
		福祉の経済学（諸問題）	2	
		商法 / 会社法（基礎）	2	
		商法 / 会社法（応用）	2	
		経済学史（基礎）	2	
		経済学史（各論）	2	
		社会経済論（歴史的考察）	2	
		社会経済論（基本構造）	2	
3・4年科目	4年科目	人的資源管理論	2	
		経済特別講義ⅠA	2	
		経済特別講義ⅠB	2	
		経済特別講義ⅡA	2	
		経済特別講義ⅡB	2	
		経済特別講義ⅢA	2	
		経済特別講義ⅢB	2	
		経済特別講義ⅣA	2	
		経済特別講義ⅣB	2	
		国際金融実務	2	
1・2年科目	3・4年科目	国際貿易実務	2	
		国際会計実務	2	
		国際情報論	2	
		情報政策論	2	
		エリア・スタディ（アジア地域）	2	
		エリア・スタディ（EU地域）	2	
		エリア・スタディ（北米地域）	2	
		エリア・スタディ（中南米地域）	2	
		経済特別講義VA	2	
		経済特別講義VB	2	
2・3年科目	2・3年科目	経済学特殊講座Ⅰ	2	
		経済学特殊講座Ⅱ	2	
		経済学特殊講座Ⅲ	2	

資格・講座・研修等による単位認定と他学科履修との関連に関する一覧

※他学部・他学科科目認定の場合、全て年間 12 単位の枠内での申請となる。

※休学期間に取得した資格は認定対象とならない。

※年度を超えての申請はできないが、申請〆切から当年度末の試験に合格した者は、翌年度に合格証書を提示すれば単位認定を行う。(取得年の翌年のみ認定、但し年間 1 認定のため要注意)

※単位認定された結果、履修制限単位(40 単位)を超過した場合(例 42 単位)、翌年度の履修制限単位はその超過単位数を差し引いた単位数となる。(例 40 - 2 = 38 単位)

※資格・講座・研修等による単位申請に関しては、年間 1 認定しか認められない。

※単位認定についての申請時期や申請方法は、12 月に掲示される案内に従うこと。

	番号	資格・講座・研修項目	政治行政学科	経済学科
生涯学習セミナー主催 資格取得講座	1	簿記検定 3・2 級 合格対策講座	・1～12 の内 3 年間で 3 つまで「経済学特殊講座 I・II・III」で各 2 単位最大 6 単位が認定される。 ・2 年生で受講した場合 経済学特殊講座 I ・3 年生で受講した場合 経済学特殊講座 II ・4 年生で受講した場合 経済学特殊講座 III の単位が認定される。 ・各学年とも 1 科目しか申請できない。 ・申請方法等については掲示板によって示す。 ・申請はすべて自己申告で確認すること。 ・申請期限を過ぎての申請はできない。 ・年度を超えての申請はできない。 ・成績評価は「認定」とする。 ・認定者：経済学科主任 ・承認条件：開講回数 10 回以上の講座 ・各講座の出席回数 3 分の 2 以上ないと認定されない。	
	2	2 級 ファイナンシャルプランナー試験 合格対策講座		
	3	国内旅行業務取扱管理者資格 合格対策講座		
	4	総合旅行業務取扱管理者資格 合格対策講座		
	5	宅地建物取引士資格試験 合格対策講座		
	6	TOEIC® L&R TEST 対策講座		
	7	マイクロオフィススペシャリスト(MOS) 試験合格対策講座 (Word/Excel の両方受講)		
支援セミナー形態 主催	8	教員採用試験対策講座		
	9	公務員試験対策講座（教養試験対策・専門試験対策）		
	10	警察官・消防官試験対策講座		
	11	就職講座（事前指導を含む）		
	12	インターンシップ		

政治行政学科主催講座

1	公務員試験対策入門講座	・1 年生で受講した場合、2 年生で受講した場合、いずれも翌年度に、公務員基礎講座の単位が認定される。 ・申請方法等については掲示板によって示す。 ・申請はすべて自己申告で行うこと。 ・申請期限を過ぎての申請はできない。 ・成績評価は「認定」とする。 ・認定者：政治行政学科主任 ・講座の出席回数 3 分の 2 以上ないと認定されない。
---	-------------	--

ボランティア活動

1	ボランティア活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間を通して活動していること。 ・金銭（交通費等）を一切受け取っていないこと。 ・ボランティア団体から証明書が発行できること。（団体印・代表者名と連絡先の記入が必要）（海外ボランティアの場合：公的団体からの証明添付） ・申請方法等については掲示板によって示す。 ・2年 経済学特殊講座Ⅰ 3年 経済学特殊講座Ⅱ 4年 経済学特殊講座Ⅲ の単位が認定される。 ・成績評価は「認定」とする。 ・認定者：経済学科主任
---	--------------	---

外部取得試験（在学中取得資格のみに限る）

番号	資格・講座・研修項目	政治行政学科	経済学科
1	応用情報技術者試験		
2	基本情報技術者試験		
3	IT パスポート試験		
4	IT ストラテジスト試験	<ul style="list-style-type: none"> ・左記試験に合格すると、情報処理 A・B いずれかの 2 単位が認定される。 ・成績評価は「認定」とする。 ・認定者：教務主任 ・申請方法等については掲示板によって示す。 	
5	日商簿記 3 級取得	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記論 1 2 単位認定 ※経済学科のみ ・成績評価は「認定」とする。 ・認定者：経済学科主任 ・申請方法等については掲示板によって示す。 	
6	日商簿記 2 級取得	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記論 2 2 単位認定 ※経済学科のみ ・成績評価は「認定」とする。 ・認定者：経済学科主任 ・申請方法等については掲示板によって示す。 	
7	マイクロソフトオフィススペシャリスト (MOS) Word・Excel ペア取得	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生で取得した場合 経済学特殊講座Ⅰ 3年生で取得した場合 経済学特殊講座Ⅱ 4年生で取得した場合 経済学特殊講座Ⅲ の単位が認定される。 ・成績評価は「認定」とする。 ・認定者：経済学科主任 ・申請方法等については掲示板によって示す。 	

海外研修

1	国際交流センター主催 海外研修	<ul style="list-style-type: none"> ・海外演習として自由選択枠に 2 単位認定 ・認定者：教務主任 ・成績評価は「認定」とする。
---	-----------------	--

研修回数に応じて科目末尾番号を追加する（例、2回目は「海外演習 2」）。ただし、単位認定は年間 1 認定までしか認められない。したがって「海外演習」の単位認定と資格等による単位の認定同じ年度には申請できないので、注意すること。

1～4 年次配当科目

授業科目名		単位
自由選択枠	海外演習 (○○語)	2

◆認定対象科目（各1単位）及び認定基準

認定者：教務主任

認定科目名	認定対象検定試験とレベル	TOEIC	TOEFL			英検	IELTS	ケンブリッジ英検	国連英検
			iBT	CBT	PBT				
検定英語1	400以上	40以上	120以上	433以上		準2級	4.0以上	-	D級
検定英語1, 2	450以上	45以上	135以上	455以上		2級	-	PET	-
検定英語1, 2, 3	500以上	50以上	150以上	470以上		-	4.5以上	-	C級
検定英語1, 2, 3, 4	550以上	55以上	163以上	487以上	準1級、1級	5.5以上		FCE	B級 A級、特A級

認定科目名	認定対象検定試験とレベル	認定科目名	認定対象検定試験とレベル
検定ドイツ語1	独検4級 Start Deutsch 1	検定フランス語1	仏検4級
検定ドイツ語1, 2	独検3級 Start Deutsch 2	検定フランス語1, 2	仏検3級 DELF A1
	独検2級		仏検準2級
検定ドイツ語1, 2, 3	Goethe-Zertifikat B1	検定フランス語1, 2, 3	DELF A2
	独検1級以上		仏検2級以上
検定ドイツ語1, 2, 3, 4	Goethe-Zertifikat B2以上	検定フランス語1, 2, 3, 4	DELF B1以上

認定科目名	認定対象検定試験とレベル	認定科目名	認定対象検定試験とレベル
検定中国語1	中国語検定4級 HSK 筆記試験2級	検定韓国語1	ハングル検定4級
検定中国語1, 2	中国語検定3級 HSK 筆記試験3級	検定韓国語1, 2	ハングル検定3級
	中国語検定2級		ハングル検定 準2級
検定中国語1, 2, 3	HSK 筆記試験4級 HSK 口頭試験中級	検定韓国語1, 2, 3	韓国語能力検定試験4級
	中国語検定準1級以上 HSK 筆記試験5級以上(180点以上)		ハングル検定2級以上
検定中国語1, 2, 3, 4	HSK 口頭試験高級	検定韓国語1, 2, 3, 4	韓国語能力検定試験5級以上

※ 成績評価は「認定」とする。

※ 同一言語で、同一の基準の資格を複数取得しても、重複しての認定は行わない。

※ 認定を希望する場合には、検定結果の証明書を提示の上、教務課政経学部担当に申請する。

※ 入学後に受験し、取得した資格を対象とし、在学中最大4単位を自由選択枠として認定する。

※ 申請時期や申請方法は12月に掲示される案内に従うこと。なお、合格した年度以外の申請は受け付けないため注意すること。

VIII

各学年次の履修要領

1 第1年次

1年次の履修単位上限は40単位である。(教職・随意科目は除く)

(1) 総合教育科目

1年次においては、2年次から専門科目が多くなることを考慮して、卒業所要単位を満たすように履修することが望ましい。

よって、必修科目の体育実習2単位(1科目)と、選択科目の中から16単位(8科目)以上の合計18単位(9科目)以上を履修し、総合教育科目と外国語科目を合わせ30単位となるようにする。30単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の単位として認められる。外国人留学生も日本人学生と同様である。

(2) 外国語科目

「1言語コース」か「2言語コース」のうちいずれかの「コース」及び「言語(種別)」を選択し履修する。原則として、1年次に選択したコース及び言語(種別)は、2年次以降原則として変更できないので注意すること。

外国人留学生は、必修科目である「日本語科目」の4単位(4科目)を履修する。

1言語コースか2言語コースを選択し履修することができる。(1言語コース 日本語 8単位、2言語コース 日本語 4単位、日本語以外 4単位 母語は選択できない)

(3) 専門科目

1年次に配当されている各学科の必修科目・選択必修科目・選択科目を履修する。

2 第2年次

2年次の履修単位上限は40単位である。(教職・随意科目は除く)

1年次に40単位に満たない者は、1・2年次の合計が80単位となるように履修することができる。ただし、年間で48単位を超えて履修することはできない。

なお、2年次終了時に修得単位が50単位に満たない場合は留年となる。(教職・随意科目は除く)

総合教育科目・外国語科目合わせて30単位修得していない学生は、履修すること。30単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の単位として認められる。また、自由選択枠(10単位まで)を超えて修得した単位については随意科目の単位として認定される。

(1) 総合教育科目

1年次に単位を修得した科目とあわせて、卒業所要単位の18単位(9科目)以上となるように履修し、総合教育科目と外国語科目を合わせ30単位となるようにする。30単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の単位として認められる。

1年次配当の必修科目(体育実習)を修得していない場合は、再履修する。

(単位を修得できなかった科目を再度履修した場合、再履修となる)

(2) 外国語科目

1年次に選択したコース及び言語により、1・2年次の合計が卒業所要単位の8単位(8科目)以上となるように履修する。ただし、英語以外で1年次配当の必修科目を修得していない場合は、先修条件にしたがって履修する。(単位を修得できなかった科目を再度履修した場合、再履修となる)

外国人留学生においては、日本語科目の必修4単位を修得しているか、修得していない者は履修し修得する。

1年次選択した言語コースの定められた単位の合計が卒業所要単位の8単位以上(8科目)となるように履修し、総合教育科目と外国語科目を合わせ30単位となるようにする。30単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の単位として認められる。

(3) 専門科目

1・2年次に配当されている各学科の必修科目・選択必修科目・選択科目を2年次までに履修し修得すること。1年次配当の必修科目を修得していない場合は、再履修する。

(単位を修得できなかった科目を再度履修した場合、再履修となる)

◆再履修とは

単位を修得できなかった科目を、再度履修することをいう。なお、授業時間割表の関係で「再履修科目」と「各年次で履修すべき科目」が重複した場合、再履修科目を優先して履修し、後者は次の学年以降に履修する。

3 第3年次

3年次の履修単位上限は40単位である。(教職科目・随意科目は除く)

2年次までに80単位に満たない者は、1～3年次の合計が120単位となるように履修することができる。ただし、年間で48単位を超えて履修することはできない。なお、3年次終了時に卒業所要単位が76単位に満たない場合は留年となる。

また、3年次生を対象としたキャリア形成支援センターが実施している「就職講座(無料)」の日程も考慮に入れて履修することが望ましい。

(1) 総合教育科目・外国語科目

1～2年次までの総合教育科目・外国語科目の卒業所要単位を修得していない者は履修制限単位内で満たすように履修し修得する。(外国语 言語コースの変更は原則できない)

卒業所要単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の卒業所要単位として認定される。

(2) 専門科目

3年次に配当されている各学科の必修科目・選択必修科目・選択科目を履修し修得する。

1～3年次までの専門科目(必修・選択必修・選択)の卒業所要単位を修得していない者は履修制限単位内で満たすように履修し修得する。

4 第4年次

4年次の履修単位上限は40単位である。(教職科目・随意科目は除く)

卒業所要単位124単位を全て満たすように履修しなければならない。

卒業所要単位を超えて修得した単位のうち、10単位については自由選択枠の卒業所要単位として認定され、自由選択枠(10単位まで)を超えて修得した単位については随意科目的単位として認定される。

3年次までに120単位に満たない者は、1～4年次の卒業所要単位の合計が124単位以上となるように履修することができる。ただし、年間で48単位を超えて履修することはできない。

(1) 総合教育科目・外国語科目

1～3年次までの総合教育科目・外国語科目的卒業所要単位を修得していない者はすべて満たすように履修し修得する。(外国語 言語コースの変更は原則できない)

卒業所要単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の卒業所要単位として認定される。

(2) 専門科目

1～4年次までの専門科目(必修・選択必修・選択)の卒業所要単位を修得していない者はすべて満たすように履修し修得する。

業所要単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の卒業所要単位として認定される。

5 高学年生

高学年生とは4年次終了時までに卒業所要単位を満たすことができなかつた者で引き続き在学する者。

(1) 高学年生は、各自の入学年度に応じた課程を履修する。

(2) 高学年生の履修は、年間48単位を超えて履修することはできない。

(3) 高学年生の授業料については、「国士館大学納入金規程」を参照すること。

6 オフィスアワー

本学はオフィスアワー制度が設けられている。

オフィスアワーとは、教員が学生の皆さんの授業履修や学生生活についての質問や相談等を受け付ける授業以外の時間のことをいう。

相談する際は、事前に連絡(アポイント)を取ることが望ましい。専任教員の相談時間等詳細については、別途掲示等で周知するので確認すること。なお、非常勤教員のオフィスアワーについては、授業前後の時間を利用すること。

7 修学指導

以下の単位未満の学生に対しては、修学指導を行う。

	春期（4月～5月）	秋期（9月～10月）
1 年次	なし	・10 単位未満
2 年次	・30 単位未満	・50 単位未満
3 年次	・63 単位未満	・73 単位未満
4 年次	・90 単位未満 ・過去に留年歴のある者及び高学年	・110 単位未満 ・過去に留年歴のある者及び高学年

その他対象者

- 正当な理由がなく、無届けで3ヶ月以上連続して欠席した者
- 同学年において2回続けて留年した者
- 学年担任が特に必要と判断した者

※修学指導とは、学生が所属する学科の学年担任が、学年ごとに定めた基準に満たない学生に対し、今後に向けた助言を行うなど、修学上の問題に対する早期対応として実施している指導のことです。

8 留年・復学・再入学生

留年・復学生は各自の入学年度に応じた課程を履修する。

再入学生は、再入学する該当学年の入学年度に応じた課程を履修する。

ただし、1年次への留年・復学・再入学生は新1年次生の課程を履修する。

9 各学科別ゼミナールの先修条件について

政治行政学科	<ul style="list-style-type: none"> ・3年 専門ゼミナールⅠ 4年 専門ゼミナールⅡ・卒業論文の順で履修する。 同一教員で専門ゼミナールⅠ・Ⅱ・卒業論文を履修する。 ・卒業論文については、専門ゼミナールⅠ・Ⅱの履修を条件とする。 ・4年で専門ゼミナールⅡ・卒業論文を履修するためには、3年で専門ゼミナールⅠを履修しなければならない。 ・2年次における基礎ゼミナールの未履修者について、政治行政学科では、3年次に専門ゼミナールⅠと同時に基礎ゼミナールを履修することを妨げていない。
経済学科	<ul style="list-style-type: none"> ・3年 専門ゼミナールⅠ 4年 専門ゼミナールⅡ・卒業論文の順で履修する。 同一教員で専門ゼミナールⅠ・Ⅱ・卒業論文を履修する。 ・卒業論文については、専門ゼミナールⅠの単位取得と同一教員の専門ゼミナールⅡの履修を原則とする。 ・経済学科は同学年で専門ゼミナールの同時履修はできない。(基礎ゼミナールは含まない) ・4年で履修する場合は専門ゼミナールⅠのみ履修できる。

10 教職課程

教職課程の履修については、別途「教職課程履修要項」が作成されている。

細部は「教職課程履修要項」を参照すること。

政経学部で取得できる教員免許状

政治行政学科	経済学科
中学校 1種「社会」	中学校 1種「社会」
高等学校 1種「地理歴史」	高等学校 1種「地理歴史」
高等学校 1種「公民」	高等学校 1種「公民」
	高等学校 1種「商業」
	高等学校 1種「情報」

11 科目ナンバリング

科目ナンバリングは、授業科目に適切な番号「科目ナンバー」を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みであり、体系的な学修計画を立てる時の参考となる。

本学では、科目的分類を3桁のアルファベットで表し、科目的段階や学修領域等を5桁の数字で記し、これらを組み合わせ、運用している。

各科目ナンバー及び詳しい説明は、政経学部および大学ホームページにて公開しているので確認すること。

12 首都圏西部単位互換協定

首都圏西部大学単位互換制度とは、首都圏西部にある大学・短期大学が相互に単位互換協定を結び、これらの大学に所属する学生が他大学の授業を履修し、修得した単位を所属する大学の単位として認定する制度である。詳細については、教務課で実施する説明会で確認すること。

1. 受講資格

首都圏西部大学単位互換科目を受講するためには、説明会に参加し出願書類の提出が必要。

2. 説明会日程

通年科目及び春期科目：4月のガイダンス期間中

秋期科目 : 6月中旬頃（予定）

※詳細な日程等は各学部掲示板にて連絡する。

3. 質問合わせ先

世田谷キャンパス 教務部教務課（5号館1階）

TEL : 03-5481-3203

E-Mail : tannigokan@kokushikan.ac.jp

4. ホームページ

首都圏西部大学単位互換協定会 <http://www.shutokenseibu.ac.jp/>

政経学部は2月25日までに単位認定できなければ、次年度の単位認定になる。なお、認定された単位は自由選択枠の単位になる。

13 世田谷6大学コンソーシアム連携授業

世田谷6大学コンソーシアム連携授業は、世田谷区内に所在する6つの大学で締結されている協定に基づき実施されている。各大学の特色を活かした授業科目を協定大学が相互に提供し、教育・研究の交流による自己啓発と教育の質向上に資することを目的としている。

1. 協定大学

国士館大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学

2. 提供科目

開講される科目は、通常の場合、半期科目で毎年度変更される。詳しくは時間割表等で確認すること。

※政経学部では世田谷6大学コンソーシアム提供科目は随意科目として扱う。（随意科目については15ページを参照すること）

1 休学・復学・退学・再入学・除籍・復籍

学期は下記の通り定められている。

春期：4月1日から9月15日まで 秋期：9月16日から3月31日まで

※国土館大学学則第6条参照

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由のため1ヶ月以上にわたり欠席する場合は「休学」することができる。休学するためには「休学願」を教務課学部担当窓口に提出し、学長の許可を得なければならない。休学の期間は、当該学年のうち1年または学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。なお、休学期間は在学年数に含まれないため、半年または1年間休学すると卒業が半年以上遅れることになる。

※国土館大学学則第18条、国土館大学学籍管理規程第7条、国土館大学納入金規程第6条・第7条参照

【休学時の学費と休学期料】

休学期間	休学願の提出	前期学費等	後期学費等	休学期料
年間	学期の開始から1ヶ月以内	免除	免除	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	免除	20,000円
半期休学 春期	学期の開始から1ヶ月以内	免除	全額納入 (秋期復学の場合)	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入 (秋期復学の場合)	—
半期休学 秋期	学期の開始から1ヶ月以内	全額納入	免除	20,000円
	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入	—

(2) 復学

休学していた者は、休学期間を満了する次の期に「復学」することができる。復学する場合には、休学期間満了前に「復学願」を教務課学部担当窓口に提出しなければならない。

※国土館大学学則第18条、国土館大学学籍管理規程第7条、国土館大学納入金規程第6条・第7条参照

(3) 退学

病気その他理由により大学を辞めることを「退学」という。健康上の理由や経済的理由、進路変更などにより退学する場合には「退学願」を教務課学部担当窓口に提出し、学長の許可を得なければならない。なお、退学する場合でも、退学が許可された時期に応じて学費を納入しなければならない。学費が納入されていない場合は「除籍」となる。

退学願の提出	学費等の納入
春期開始後 1 ヶ月以内	全額免除 (新入生・再入学生・復籍者及び当該年度に 編転入学・転部等した者を除く)
春期開始後 1 ヶ月以降から 秋期開始後 1 ヶ月以内	後期学費等は免除 (前期学費は納入)
秋期開始後 1 ヶ月以降	全額納入

学生が本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をした時は、懲戒処分として退学させられることがある。

*國立館大學學則第 19 条・第 73 条、國立館大學學籍管理規程第 8 条、國立館大學納入金規程第 8 条・第 9 条参照

(4) 再入学

退学・除籍となった者が、再入学を希望する場合は、学年が始まる 2 ヶ月前までに「再入学願」を教務課学部担当窓口に提出し、選考の上、学長の許可を得なければならない。(ただし、退学の理由や修学の意思等を審議するため、必ず認められるとは限らない。)

再入学が認められた場合は、指定された期日までに再入学する年度の入学金及び学費を納入するものとする。また、これまでに修得した単位は有効であり、退学・除籍時の学年に戻ることができる。(ただし、単位は一部認められない場合もある。)

*國立館大學學則第 19 条、國立館大學學籍管理規程第 8 条、國立館大學納入金規程第 8 条、第 9 条参照

(5) 除籍

下記に該当する場合は、「除籍」となり学籍を失うことになる。

- ①在学年限が 8 年を超えた者
- ②休学期間を超えた者
- ③正当な理由がなく、無届で 3 月以上連続して欠席した者
- ④正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者

*國立館大學學則第 20 条、國立館大學學籍管理規程第 9 条参照

(6) 復籍

除籍（上記 4 の①及び②の場合を除き）された者が復籍を願い出る場合は、除籍された日から 2 ヶ月以内に未納学費を納入のうえで「復籍願」を教務課学籍担当窓口に提出し、学長から許可された者は復籍が認められる。

なお、除籍後 2 ヶ月以上経過した学生の願い出については、再入学の取扱いとなり、学長の許可を得なければならない。

*國立館大學學則第 20 条、國立館大學學籍管理規程第 8 条・第 9 条、國立館大學納入金規程第 11 条参照

2 学費の納入

(1) 振込依頼書の発送時期と内容

	1回目		2回目	
	発送時期	内容	発送時期	内容
新入生 (転部・再入学含む)	合格通知と一緒に送付	入学金 年間分 前期分 (入学金と年間分もしくは前期分のいずれかを選択し納入する)	8月末～9月上旬 (1回目に入学金と前期分を納入された方を対象)	後期分
在学生	3月末～4月上旬	年間分 前期分 (年間分もしくは前期分のいずれかを選択し納入する)	8月末～9月上旬 (1回目に前期分を納入された方を対象)	後期分

(2) 納入期限

	1回目（年間分または前期分）	2回目（後期分）
新入生 (転部・再入学含む)	手続き締切日まで (「入学手続の手引」に記載)	10月1日 (延納制度を利用した場合 12月1日)
在学生	5月1日 (延納制度を利用した場合 7月1日)	10月1日 (延納制度を利用した場合 12月1日)

※納入期限が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日までに手続きをすること。

(3) 納入方法

大学所定の「振込依頼書」を使用して金融機関窓口から電信扱いで納入する。

※現金書留等による送金や、大学窓口での現金納入はできない。

ATM・インターネットバンキングを利用する場合は、「振込依頼書」左側中央部の太枠内に記載されている（1）識別番号および（2）学生氏名を振込依頼人名に必ず入力すること。払出口座の名義のみで振り込まれた場合、学生個人を特定できず未納扱いの原因となるので注意すること。

※（1）識別番号は、振込依頼書に記載されている7で始まる10桁の数字を指す。入力の際は注意すること。

※領収書が発行されないため、ATMを利用された場合はATM利用控え、インターネットバンキングの場合は、振込手続き完了画面等を印刷し保管すること。

(4) 延納制度について

学業を継続する意思があり、やむを得ない事情等で納入期限までに納入できない場合は、延納制度を利用すると納入期限を2ヶ月延ばすことができる。（ただし、新入生（転部・再入学含む）の前期分学費は対象とならない。）

○延納の手続方法

各期の納入期限までに「学費延納願」を学生・納入者の連名・押印の上、教務課学部担当窓口へ提出すること。「学費延納願」の用紙は、学生本人が教務課学部担当窓口に請求、または大学ホームページからダウンロードする。

※各期の納入期限を過ぎた場合、延納は認められない。

※前に延納願を提出している場合でも、後期分の延納を希望する場合は、後期分の延納願を改めて提出すること。

※延納が認められた場合、納入期限を延長した振込依頼書を前期分は6月中旬頃、後期分は11月中旬頃に再送する。

3 願出・届出の手続きについて

(1) 学籍異動に関する願出

学生が身分の変更（学籍異動）を希望する場合、次に示すとおり願い出なければならない。

異動項目	願出書類	出願方法
休学 ↓ 復学	休学願	学部担当窓口で願出書を受領（またはホームページからダウンロード） ↓
	復学願	願出書に必要事項を記入・押印の上、学部担当窓口へ提出 ↓ ※理由が病気・けがの場合は診断書を添付
退学 ↓ 再入学	復学願	学年担任と面談 ↓
	再入学願	教授会で審議 ↓ ※内容によっては承認されない場合もある
除籍 ↓ 復籍	復籍願	保証人へ通知（除籍のみ） 異動期間、納入等に関する詳細は、「学則」「国士館大学学籍管理規定」及び「国士館大学学籍管理規定施行細則」を参照のこと

（注意）復学者で、入学時と復学時の教育課程に相違のある場合、既履修科目の単位の認定及び復学後履修する科目の指定は、教務主任がこれを行う。再入学者、編入学者についても復学者に準じる。

(2) 身上項目変更の届出

異動項目	届出書類	届出方法
保証人・ 学費納入者・ 学生住所の変更 納入者氏名の変更		各自で、Kaede-i 上のプロファイルを更新
本籍地の変更 学生・保証人氏名 変更	本籍地変更届 学生・保証人氏名 変更届	学部担当窓口で届出書を受領 (またはホームページからダウンロード) ↓ 届出書に必要事項を記入・押印の上、学部担当窓口へ提出 ↓ 教務課で学生証の訂正 (学生氏名変更の場合のみ) ↓ 手続き完了

X

学則・諸規程

國士館大學學則

目 次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 通則（第5条～第39条）

- 第1節 学年・学期及び休業日（第5条～第7条）
- 第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等（第8条～第20条）
- 第3節 入学検定料及び入学金等（第21条～第24条）
- 第4節 教職員組織（第25条～第29条）
- 第5節 教授会、学部長会及び委員会（第30条～第36条）
- 第6節 附属施設等（第37条・第38条）
- 第7節 附置研究所等（第39条）

第3章 学部（第40条～第75条）

- 第1節 修業年限及び授業科目（第40条・第41条）
- 第2節 履修方法、試験及び単位認定（第42条～第51条）
- 第3節 卒業及び学位（第52条・第53条）
- 第4節 教科・教職に関する科目（第54条～第56条）
- 第5節 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生（第57条～第68条）
- 第6節 外国人留学生及び交換留学生（第69条～第70条）
- 第7節 公開講座（第71条）
- 第8節 賞罰（第72条・第73条）
- 第9節 奨学制度（第74条）
- 第10節 学生寮（第75条）

第4章 定型約款（第76条）

第5章 雜則（第77条）

附 則

第1章 総則

■目的

第1条 国士館大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を鍛磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

■自己点検・評価

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び、運営等については別に定める。

■組織

第2条 本大学に次の大学院研究科、学部及び学科を置く。

大学院

- 政治学研究科
- 経済学研究科
- 経営学研究科
- スポーツ・システム研究科
- 救急システム研究科
- 工学研究科
- 法学研究科
- 総合知的財産法学研究科
- 人文科学研究科
- グローバルアジア研究科

政経学部

- 政治行政学科
- 経済学科

体育学部

- 体育学科
- 武道学科
- スポーツ医科学科
- こどもスポーツ教育学科

理工学部

- 理工学科

法学部

- 法律学科
- 現代ビジネス法学科

文学部

- 教育学科
- 史学地理学科
- 文学科

21世紀アジア学部

- 21世紀アジア学科

経営学部

- 経営学科

■大学院の規定

第3条 大学院については、別に定める。

■学生定員

第4条 各学部における学科等の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員(人)	3年次編入学定員(人)	収容定員(人)
政経学部	政治行政学科	175	—	700
	経済学科	360	—	1,440
体育学部	体育学科	220	—	880
	武道学科	90	—	360
	スポーツ医科学科	150	15	630
	こどもスポーツ教育学科	80	—	320
理工学部	理工学科	335	—	1,340
法学部	法律学科	200	—	800
	現代ビジネス法学科	200	—	800
文学部	教育学科	80	—	480
	中等教育課程	40	—	
	初等教育課程			
	史学地理学科	170	—	680
	文学科	100	—	400
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科	350	—	1,400
経営学部	経営学科	270	—	1,080
計		2,820	15	11,310

第2章 通則

第1節 学年・学期及び休業日

■学年

第5条 春期入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋期入学者の学年は、9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

■学期

第6条 学年は、次の2期に分ける。

春期 4月1日から9月15日まで

秋期 9月16日から翌年3月31日まで

2 前項の期日は、必要に応じ、変更することができる。

■休業日

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 11月4日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の休業期間及び期日は、授業又は行事等の都合により、変更することができる。

3 第1項に定める休業日のほか、必要に応じ、臨時に休業日を設けることができる。

第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等

■入学時期

第8条 本大学の入学は、第6条に規定する各期の始めとする。

■入学資格

第9条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3)外国において学校教育における12年の課

程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)文部科学大臣の指定した者

(7)高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により、文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8)その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

■選考の方法

第10条 前条による入学志願者について、教授会の意見を聴き、学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者に入学を許可する。

2 選考の方法は、別に定める。

■編入学・転入学

第11条 次の各号の一に該当する者で、本大学へ編入学又は転入学を志願する者について、学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者に相当年次への編入学又は転入学を許可するものとする。

(1)大学を卒業した者又は退学した者

(2)短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了若しくは卒業した者

(4)学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(5)学校教育法第58条の2に定める高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基

準を満たすものに限る。) を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

- 2 他の大学に在籍する者が、本大学に転入学を希望するときは、その大学の承認を得なければならない。
- 3 選考の方法は、別に定める。

■入学手続

- 第12条 合格通知を受け入学を希望する者は、指定期日までに、本大学所定の書類を提出し、かつ、第22条に定める入学金及び学費(以下「入学金等」という。)を納入しなければならない。
- 2 指定の期日までに手続を完了しないときは、入学を許可しない。

■保証人

- 第13条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。
- 2 保証人は、学生の父又は母とし、その双方を欠くときは、これに準ずる者とする。
 - 3 保証人は、その保証する学生が在学中に遵守すべき事項について責任を負うものとする。
 - 4 保証人は、その住所等に異動があったときは、直ちに届出なければならない。
 - 5 保証人を変更するときは、速やかに届出なければならない。

■他大学への入学等

- 第14条 学生が他大学へ入学又は転入学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。

■転学部・転学科

- 第15条 学生が転学部、転学科を志望するときは、春期の始めに限り、学部で選考の上、学長が許可するものとする。

■外国留学

- 第16条 学生が外国の大学又は短期大学に留学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。
- 2 外国の大学及び短期大学において修学する期間は、原則として1年とする。
 - 3 留学の許可を得た者が、留学した大学又は短期大学において修得した単位については、教

授会の議を経て、60単位を限度として本大学において修得したものとみなすことができる。

- 4 学生の外国留学については、前3項によるほか、必要な事項は別に定める。

■欠席届

第17条 学生が病気その他やむを得ない理由のため欠席するときは、理由を付して、届出るものとする。

- 2 欠席が7日以上にわたるときは、理由を付して、保証人と連署の上、届出るものとする。

■休学及び復学

第18条 学生が病気その他やむを得ない理由のため1月以上にわたり欠席する場合は、許可を得て休学することができる。

- 2 休学しようとするときは、休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。また、休学は通算8回を超えることができない。
- 4 休学は、その学年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、許可を得て引き続き1年もしくは第6条に規定する春期又は秋期まで延長することができる。
- 5 復学の時期は、第6条に規定する各期の始めとする。
- 6 復学の手続については、第2項の規定を準用する。

■退学及び再入学

第19条 学生が病気その他の理由により退学しようとするときは、保証人と連署の上、理由を付して退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定によって退学した者が、再入学を願い出たときは、学長の許可を得なければならない。
- 3 第73条第2項の規定によって退学処分を受けた者の再入学については、特に反省が顕著であると認められる場合に限り、学長が再入学を許可するものとする。
- 4 再入学の時期は、第6条に規定する各期の始めとする。
- 5 再入学の手続については、第12条及び第13条の規定を準用する。

■除籍及び復籍

- 第20条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が除籍する。
- (1)第41条に規定する在学年限を超えた者
 - (2)第18条第4項に規定する休学期間を超えた者
 - (3)正当な理由がなく、無届で3月以上連続して欠席した者
 - (4)正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者
- 2 除籍の場合は、保証人に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により除籍された者が、復籍を願い出たときは、第1号及び第2号の場合を除き事情を調査の上、学長が復籍を許可するものとする。
- 4 復籍の手続については、別に定める。

第4節 教職員組織

■学長

- 第25条 本大学に、学長を置く。
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

■副学長

- 第26条 本大学に、副学長を置くことができる。
- 2 副学長は、教学全般について学長を補佐する。
- 3 副学長の選任等については、別に定める。

■学部長等

- 第27条 各学部に学部長を置く。

■教員

- 第28条 本大学に教授、准教授及び講師を置く。
- 2 本大学に助教を置くことができる。
- 3 本大学に別に定めるところにより、特任教授を置くことができる。
- 4 本大学に別に定めるところにより、客員教授を置くことができる。

■名誉教授

- 第28条の2 本大学に、多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

■職員

- 第29条 本大学に事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第5節 教授会、学部長会及び委員会

■教授会の構成

- 第30条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授をもって構成する。ただし、必要と認められる場合は、准教授及び専任講師を加えることができる。
- 2 学長及び副学長は、教授会に出席することができる。

■教授会の招集

- 第31条 教授会は、学部長が招集し、議長となる。
- 2 学部長等は、所属教授会構成員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して教授

会の開催を求められた場合には、教授会を招集しなければならない。

■教授会の成立及び議決

第32条 教授会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席者の過半数による。

■教授会の検討事項

第33条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1)学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2)学位の授与
 - (3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

■学部長会

第34条 本大学に、学部長会を置く。

- 2 学部長会は、学長、副学長、各学部長をもって構成し、2学部以上にわたる教学に関する共通事項について協議し、各学部等相互の意見の調整をはかるものとする。
- 3 学部長会の運営については、別に定める。

■委員会

第35条 本大学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

■応急措置

第36条 学長は、非常変災その他急迫の事情があるときには、教学に関して臨機の措置をとることができ。このときは、速やかに教授会に報告するものとする。

第6節 附属施設等

第37条 削除

■国際交流センター

第37条の2 本大学に、国際交流センターを置く。
2 国際交流センターについては、別に定める。

■図書館・情報メディアセンター

第37条の3 本大学に、図書館・情報メディアセンターを置く。

- 2 図書館・情報メディアセンターについては、別に定める。

■健康管理室

第38条 本大学に、健康管理室を設け、教職員及び学生の保健管理に関する業務のほか、健康増進に関する指導を行う。

- 2 健康管理室の運営については、別に定める。

第7節 附置研究所等

■附置研究所及び附属研究施設等

第39条 本大学に、イラク古代文化研究所、武道・德育研究所及び防災・救急救助総合研究所を附置する。

- 2 前項に規定するもののほか本大学の学部に、必要に応じて附属研究施設及び学会を置くことができる。
- 3 第1項に規定された附置研究所及び第2項に示す附属研究施設等については、別に定める。

第39条の2 削除

第39条の3 削除

■生涯学習センター

第39条の4 本大学に、生涯学習センターを置く。
2 生涯学習センターについては、別に定める。

■ウェルネス・リサーチセンター

第39条の5 本大学に、ウェルネス・リサーチセンターを置く。

- 2 ウェルネス・リサーチセンターについては、別に定める。

■デジタルアーカイブセンター

第39条の6 本大学に、デジタルアーカイブセンターを置く。

- 2 デジタルアーカイブセンターについては、別に定める。

第3章 学部

第1節 教育課程の教育研究上の目的、授業科目及び修業年限・在学年限

■教育研究上の目的・授業科目

第40条 本大学が設置する学部等の教育研究上の目的並びに学部において開設する授業科目、単位数及び開設年次等は、次のとおりとする。

- (1)政経学部は、別表第1
 - (2)体育学部は、別表第2
 - (3)理工学部は、別表第3
 - (4)法学部は、別表第4
 - (5)文学部は、別表第5
 - (6)21世紀アジア学部は、別表第6
 - (7)経営学部は、別表第7
- 2 授業科目について、特別の事情があるときは、学部の定めるところにより他学部又は他学科に属する科目をもって充てることができる。
- 3 第1項の別表第1から同第7に定める授業科目のほか、必要に応じて特別講義、演習又は随意科目を開設することができる。

■修業年限・在学年限

第41条 学部の修業年限（修業期間）は、4年（8期）とする。ただし、8年（16期）を超えて在学することはできない。

- 2 編入学及び転入学した者は、当該修業年限（修業期間）の2倍に相当する年数（期数）を超えて在学することはできない。
- 3 再入学した者は、再入学以前の在学年数（在学期数）を加えて8年（16期）を超えることはできない。

第2節 履修方法、試験及び単位認定

■履修要領

第42条 第40条に定める各授業科目の履修要領及び卒業所要単位は、別表第8に定めるとおりとする。

- 2 学生が、第40条第2項のほかに科目の履修を希望するときは、当該学部に申し出て承認を得た後履修することができ、修得した単位は卒業所要単位に算入することができる。

■他の大学又は短期大学における授業科目の履修

第43条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、本大学の学生の当該大学又は短期大学の授業科目の履修を認めることができる。また、当該大学又は短期大学の学生を本大学において特別聽講生として履修させることができる。

- 2 本大学の学生が前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本大学において修得したものとみなすことができる。

■大学以外の教育施設等における学修

第43条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第16条第3項及び前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

■外国で教育を受けた学生に対する履修の特例

第44条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育を受けた者の教育について必要があると認めるときは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設し、履修させることができる。

■教員免許状及び諸資格

第45条 教育職員の免許状を得ようとする者の履修要領は、第54条、第55条及び第56条による。

- 2 司書、司書教諭、学校司書、博物館学芸員及び社会教育主事補の資格を得ようとする者は、それぞれ別表第9及び第9の2に定める科目の単位を修得しなければならない。
- 3 測量土補の資格を得ようとする者は、別に定める科目の単位を修得しなければならない。

■履修届

第46条 学生は、春期の始めに、当該学年に履

修する科目を選定して届出なければならない。ただし、第6条に規定する秋期の始めとすることができる。

■単位の基準

第47条 各授業科目的単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2)演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とし、外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3)実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

■多様なマルチメディアによる授業の方法

第47条の2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

■試験

第48条 履修した授業科目については、定期に試験を行う。ただし、授業科目によっては、平常の成績をもって試験にかえることができる。

- 2 やむを得ない理由によって定期の試験を受けなかった者については、教授会の承認を得て、追試験を受けることができる。
- 3 納入金未納の者は、試験を受けることができない。

■成績評価

第49条 各授業科目は、成績によって合格、不

合格を決める。

- 2 成績評価は、優、良、可及び不可と表記し、優、良、可を合格、不可を不合格とする。また、単位認定を認と表記することができる。
- 3 評価基準は100点を満点とし、80点から100点を優、70点から79点を良、60点から69点を可とし、59点以下は不可とする。
- 4 学業成績を総合的に判断する指標として、Grade Point Average（以下「GPA」という。）を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

■単位認定及び再履修

第50条 各授業科目的試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。ただし、各授業科目について出席すべき時間数（試験時間数を含む。）の3分の2以上の出席がなければならない。

- 2 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければ受験することができない。

■入学前の既修得単位等の認定

第51条 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業し、あるいは中途退学して新たに第1年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。

ただし、このことによって修業年限を短縮することはできない。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、本大学の学生が本大学に入学する前に行った第43条の2第1項に規定する学修を本大学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第16条第3項及び第43条第2項並びに第43条の2第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第3節 卒業及び学位

■卒業

第52条 本大学に4年(8期)以上在学して、所定の授業科目を履修し、定められた単位数を修得した者は、卒業とする。

2 卒業の時期は、第6条に規定する各期の終りとする。

■学位

第53条 本大学を卒業した者には、次の区分により学士の学位を授与する。

政経学部

政治行政学科 学士(政治学)

経済学科 学士(経済学)

体育学部

体育学科 学士(体育学)

武道学科 学士(武道学)

スポーツ医科学科
学士(スポーツ医科学)

こどもスポーツ教育学科
学士(体育学)

理工学部

理工学科 学士(工学)、
学士(理学)

法学部

法律学科 学士(法学)
現代ビジネス法学科
学士(法学)

文学部

教育学科 学士(文学)
史学地理学科 学士(文学)
文学科 学士(文学)

21世紀アジア学部

21世紀アジア学科
学士(アジア学)

経営学部

経営学科 学士(経営学)

状の種類及び各免許教科は、別表第10のとおりとする。

■教職科目の履修

第55条 前条第2項に示す教員免許状を得ようとする者は、所属する学部、学科において開設する教員免許状の取得に必要な授業科目について、本大学で定める所定の単位を修得しなければならない。

■教職科目の配当

第56条 本大学で開設する教科及び教職に関する科目のうち教職に関する科目は、別表第11のとおりとする。

第5節

科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生

■科目等履修生の入学

第57条 本大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)が本大学に開設された授業科目について、受講を願い出たときは、当該学部で選考の上、正規の課程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が入学を許可するものとする。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

■科目等履修生の単位の認定

第58条 科目等履修生が、履修科目の受講を修了し所定の試験に合格(試験によらない場合の成果の評価を含む。)したときは、その科目の単位を認定し、単位認定書を授与する。

■科目等履修生の在学年限

第59条 科目等履修生として在学した年限は、正規の課程の在学年限(在学期限)に算入することはできない。

■科目等履修生の教免申請

第60条 学部を卒業して科目等履修生となった者が、第55条に規定する単位を修得した場合は、教員免許状を申請することができる。

第4節 教科・教職に関する科目

■教職科目の設置

第54条 本大学各学部、学科に、教員免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く。

2 課程の認定を受けた学部、学科における免許

■科目等履修生の規定の準用

第 61 条 科目等履修生に関して、第 57 条から前条までに規定した以外の事項で、科目等履修生に関して必要な事項は、当該学部の正規の課程の学生に適用する規定を準用する。

■聴講生

第 61 条の 2 本大学で開講している授業科目の聴講を希望する者（以下「聴講生」という。）があるときは、当該学部で選考の上、正規課程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が聴講を許可するものとする。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

■研究生の入学

第 62 条 本大学で特定の課題について研究をすめようと希望する者があるときは、当該学部で選考の上、正規の学生の学修を妨げない範囲において、学長が研究生として入学を許可するものとする。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

■研究生の聴講

第 63 条 研究生は、指導教授の承認を得て、学部の講義、演習及び実験等を聴講することができる。

■研究証明

第 64 条 研究生として相当の成績をおさめた者には、研究証明書を与える。

■研究期間

第 65 条 研究生の研究期間は、1 年もしくは第 6 条に規定する春期又は秋期とする。ただし、事情によって期間の延長を願い出ができる。

■研究生の規定の準用

第 66 条 第 62 条から第 65 条までの規定及び研究生に関する他の規定以外の事項で、研究生に関して必要な事項は、当該学部の正規の学生に適用する規定を準用する。

■委託学生の入学

第 67 条 委託学生とは、官公庁その他の団体等

の委託に基づき、第 10 条の規定によらないで、本大学において学修を許可された学生をいう。

2 委託学生として入学を希望する者に対しては、正規の学生の学修を妨げない範囲で、当該学部で選考の上、学長が許可するものとする。

■委託学生の取扱

第 68 条 前条の規定による委託学生で、正規の課程の履修を希望する者は、第 9 条の規定による入学資格を有するものでなければならない。この場合の履修要領及び卒業等については、正規の課程の学生に適用する規定による。

2 前条の規定による委託学生で、科目等履修生として入学を希望する者は、第 57 条から第 61 条までの規定を準用する。ただし、第 57 条に定める入学資格のない者であっても、科目等履修生として入学を許可することができる。

第 6 節 外国人留学生及び交換留学生

■外国人留学生の入学

第 69 条 外国人留学生で本大学に入学を志願する者に対しては、選考の上、所定の手続を経た者に入学を許可する。

■交換留学生

第 69 条の 2 本大学は、本大学との協定に基づき、外国の大学又は短期大学の学生が本大学の授業科目を履修する場合は、交換留学生として受け入れることができる。

2 交換留学生について、必要な事項は別に定める。

■外国人留学生の取扱

第 70 条 外国人留学生で、前条の規定により正規の課程に入学を希望する者は、第 9 条による入学資格を有するものでなければならない。

2 前項に定める外国人留学生の履修要領及び卒業等については、正規の学生に適用する規定による。
 3 外国人留学生の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

第7節 公開講座

■公開講座

第71条 本大学は、正規の授業科目以外に、必要に応じて特別の講座を設けて、一般に公開することができる。

2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

第8節 賞 罰

■表 彰

第72条 本大学の学生で、人物及び学業の優秀な者又は表彰に該当する行為のあった者は、学長が表彰する。

■懲 戒

第73条 学生が、本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をしたときは、その都度懲戒委員会を設けて審議し、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とし、退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1)性行不良で改善の見込がないと認められるもの
 - (2)学業を怠り、成業の見込がないと認められるもの
 - (3)正当な理由がなく、出席が常でないもの
 - (4)大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したもの
- 3 前項の規定によって停学又は退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。
- 4 懲戒委員会の構成等については、別に定める。

第9節 奨学制度

■奨学制度

第74条 本大学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関しては、別に定める。

第10節 学生寮

■学生寮

第75条 本大学に学生寮を置く。

2 学生寮に関しては、別に定める。

第4章 定型約款

■定型約款

第76条 この学則及び本学が定めるその他諸規則（以下、「本約款」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

- 2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。
- 3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学ホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。

第5章 雜 則

■雑 則

第77条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 9 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 12 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 13 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 14 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 15 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 16 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 17 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 18 本学則は、平成2年4月1日から施行する。
ただし、平成2年度から平成5年度において政経学部二部の総定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
政治学科	850	900	950	1,000
経済学科	650	700	750	800

- 19 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
ただし、平成3年度から平成11年度の間ににおける工学部及び法学部の入学定員については、第4条の規定にかかわらず、下表のとおりとする。

工学部			法学部	
機械工学科	電気工学科	土木工学科	建築学科	法律学科
80	80	80	80	300

また、学則第54条、第55条及び第56条の規定は、平成2年度入学生から適用する。

- 20 本学則は、平成3年9月18日から施行する。
ただし、第53条の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- 20-2 平成3年3月以前の本学卒業生に対する学士の称号は、第53条の規定による学士の学位とみなす。
- 21 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
ただし、平成4年度から平成11年度の間ににおける政経学部一部、体育学部及び文学部の入学定員については、第4条の規定にかかわらず、下表のとおりとする。

政経学部一部	経済学科	300人
	経営学科	250人
体育学部	体育学科	300人
	教育学科 倫理学専攻	30人
文学部	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70人 40人 60人
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30人 70人

- 22 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 23 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 24 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 25 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、改正後の第41条1項と3項の別表第1、第2、第3、第4、第5、第6及び第42条1項、第44条、第51条の定めにかかわらず、平成7年4月1日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 26 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 27 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 28 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成12年度から平成16年度間における入学定員については、次の表のとお

りとする。

		平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度	平成 16 年 度
政経学部 一部	経済学科	280	260	240	220	200
	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150
工学部	機械工学科	80	80	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	270	255	240	225
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70	30 70	30 70

附 則

- この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学部の電気工学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 3 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学則第 4 条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成 13 年度から平成 16 年度の間ににおける入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成 12 年 度	平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度	平成 16 年 度
政経学部 一部	経済学科	280	260	240	220	200
	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150

工学部	機械工学科	80	80	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	245	230	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70	30 70	30 70

- 学則第 41 条第 3 項第 4 号に定める別表第 4 電気電子工学科の教職課程教科「情報」に関する科目については、在学生に対し適用し、履修学生の年次以下に開設している科目を履修することができる。

附 則

- この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学部の機械工学科、土木工学科、建築学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 3 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学則第 4 条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成 14 年度から平成 16 年度の間ににおける入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成 14 年 度	平成 15 年 度	平成 16 年 度
政経学部 一部	経済学科	240	220	200
	経営学科	190	170	150
体育学部	体育学科	180	165	150
工学部	機械情報工学科	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80
	都市システム工学科	80	80	80
	建築デザイン工学科	80	80	80

法学部	法律学科	230	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻	70	70	70
	東洋史学専攻	40	40	40
	地理学専攻	60	60	60
文学科	中国文学専攻	30	30	30
	国語国文学専攻	70	70	70

附 則

- この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 政経学部一部及び政経学部二部の各学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 学則第 4 条の規定にかかわらず、次の表の学部の学科等の平成 15 年度から平成 16 年度の間における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部	経済学科	240	220
	経営学科	230	210
体育学部	体育学科	165	150
工学部	機械情報工学科	80	80
	電気電子工学科	80	80
	都市システム工学科	80	80
	建築デザイン工学科	80	80
法学部	法律学科	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30
	史学地理学科 国史学専攻	70	70
	東洋史学専攻	40	40
	地理学専攻	60	60
文学科	中国文学専攻	30	30
	国語国文学専攻	70	70

附 則

この学則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 文学部の史学地理学科国史学専攻及び地理学専攻並びに文学科中国文学専攻及び国語国文学専攻は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 5 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 法学部の現代ビジネス法学科昼間主コース及び夜間主コースは、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 4 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学部の機械情報工学科、電気電子工学科、都市システム工学科及び建築デザイン工学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 41 条第 1 項第 3 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず、平成

19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 政経学部の政治学科昼間主コース・夜間主コース及び経済学科昼間主コース・夜間主コースは、改正後の学則第2条、第4条、第40条第1項第1号、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学部に在籍する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第1から同条同項第5号別表第5の「海外研修」に関する外国語科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第4号別表第4の「スポーツ法学」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 政経学部の経営学科は、改正後の第2条、第4条、第40条第1項第1号、第53条及び第54条第2項別表10の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学部に在籍する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学則第40条第1項第5号別表第5の教育学専攻及び日本文学・文化専攻の「教職中免（副免）社会、国語」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「キャリアアップ実践講座」については在学生に対しても適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第4号別表第4の「国際刑事司法と紛争処理」に関する科目については在学生に対し随意科目として適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「初等教育実習3（事後指導を含む）」については、平成24年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第2号別表第2の「教職実践演習（小・中・高）」については、平成22年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第40条第1項第4号別表第4の「キャリアデザイン」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」、「法学特殊講義Ⅰ」、「法学特殊講義Ⅱ」、「法学特殊講義Ⅲ」、「インターンシップ」及び「ボランティア活動」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 学則第42条別表第8の法学部現代ビジネス法学科については、平成25年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「保健体育科教育論Ⅰ」については、平成24年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第7号別表第7の「経営TOEIC英語1」、「経営TOEIC英語2」、「経営TOEIC英語3」及び「経営TOEIC英語

4」については、平成 26 年度入学生から適用し、科目を履修することができる。又、「経営学史 A」及び「経営学史 B」については平成 23 年度入学生から適用し、科目を履修することができる。

- 4 学則第 56 条別表第 11 の「教職実践演習（小・中・高）」については、体育学部こどもスポーツ教育学科の平成 24 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 政経学部政治学科は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項第 1 号、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「脳神経外科学」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「コミュニケーション演習 I」、「コミュニケーション演習 II」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 5 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「寄附講座 I」、「寄附講座 II」、「寄附講座 III」、「寄附講座 IV」及び「寄附講座 V」は在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 6 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「資格・検定（宅地建物取引士）」、「資格・検定（法学検定アドバンスト〈上級〉コース）」及び「資格・検定（法学検定スタンダード〈中級〉コース）」は在学生に対し適用し、資格等を取得した場合認定することができる。
- 7 学則第 40 条第 1 項第 5 号別表第 5 の教育学科倫理学専攻専門科目「ギリシャ哲学研究」、「中世キリスト教哲学研究」、「英米哲学研究」、「フランス哲学研究」、「ドイツ哲学研究」、「日本思想研究」、「中国思想研究」、「インド思想研究」、「イスラム思想研究」及び「仏教思想研究」に付された備考は在学生に対し適用する。
- 8 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「特別

講義 I」、「特別講義 II」、「特別講義 III」、「特別講義 IV」、「特別講義 V」、「特別講義 VI」、「特別講義 VII」及び「特別講義 VIII」は平成 25 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学部教育学科教育学専攻、倫理学専攻、初等教育専攻、史学地理学科考古・日本史学専攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻、文学学科中国語・中国文学専攻及び日本文学・文化専攻は、改正後の学則第 2 条、第 4 条、第 40 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 53 条及び第 54 条第 2 項の規定にかかわらず平成 29 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 1 の「経済特別講義 VA」「経済特別講義 VB」は在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる
- 3 学則第 40 条第 1 項第 7 号別表第 7 の「会計史 A」、「会計史 B」、「イノベーション論 A」及び「イノベーション論 B」は平成 28 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。また、「特別講義 IX」及び「特別講義 X」は平成 26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 2 のスポーツ医科学科専門科目「救急処置実習 B（病院内実習）」は平成 28 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 7 の「ビジネス英語 I」及び「ビジネス英語 II」は平成 29 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 1 号別表第 1 から同条同項第 7 号別表第 7 の「ボランティア実践Ⅰ」、「ボランティア実践Ⅱ」、「ボランティア実践Ⅲ」、「ボランティア実践Ⅳ」に関する科目については在学生に対し適用し、本学が派遣を認めるボランティア活動（学部が独自で認めたものを含む）に参加した場合認定することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「法学特殊講座Ⅰ」、「法学特殊講座Ⅱ」、「法学特殊講座Ⅲ」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「資格・検定（法学検定ベーシック〈基礎〉コース）」、「資格・検定（ビジネス著作権検定初級）」は在学生に対し適用し、資格等を取得した場合認定することができる。
- 5 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「資格・検定（法学検定アドバンスト〈上級〉コース）」、「資格・検定（法学検定スタンダード〈中級〉コース）」、「資格・検定（ビジネス著作権検定上級）」、「資格・検定（知的財産管理技能検定 2 級）」、「資格・検定（知的財産管理技能検定 3 級）」の単位数は在学生に対し適用する。
- 6 学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 7 平成 30 年度以前の入学生的学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「法研指導Ⅰ A / Ⅰ B ~ 法研指導 XIV A / XIV B」、「寄附講座Ⅰ ~ 寄附講座Ⅴ」は平成 31 年度より廃止とする。
- 8 平成 30 年度以前の入学生的学則第 40 条第 1 項第 4 号別表第 4 の「ボランティア活動」は平成 31 年度より廃止とする。
- 9 学則第 45 条第 2 項別表第 9 の司書資格取得のための科目は、平成 29 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則第 40 条第 1 項第 2 号別表第 2 の「アスリート実習 3」、「アスリート実習 4」は平成 31 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第 40 条第 1 項第 3 号別表第 3 の「生徒・進路指導論」は平成 31 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。また、備考欄の教職課程に関する内容は平成 31 年度入学生から適用する。
- 4 学則第 40 条第 1 項第 5 号別表第 5 の「書誌学」は平成 31 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

国土館大学学籍管理規程

制定	平成4年1月16日
改正	平成5年4月1日 平成5年12月24日
	平成13年1月24日 平成14年3月13日
	平成14年12月11日 平成15年5月28日
	平成15年9月17日 平成17年7月28日
	平成18年3月15日 平成19年3月14日
	平成20年3月12日 平成22年3月17日
	平成23年2月23日 平成25年2月27日
	平成25年12月18日 平成27年1月28日
	平成28年1月27日 平成29年3月15日

■趣旨

第1条 この規程は、国土館大学（大学院を含む。以下「本学」という。）の学生の在学中における学籍の管理について必要な事項を定める。

■学籍管理の対象

第2条 この規程において学籍管理の対象項目は、次のとおりとする。

- (1)身上項目：氏名、生年月日、性別、国籍、本籍（都道府県名）、出身高校及び同卒業年月日、保証人（氏名、続柄、住所、電話番号）、学費納入者（氏名、住所、電話番号）、学生現住所（住所、電話番号）
- (2)所属項目等：学生区分、学部、学科、専攻、学年、学籍番号
- (3)異動項目：入学、編入学・転入学（以下「編・転入」という。）、転学部・転学科・転専攻（以下「転部等」という。）、休学、復学、除籍、復籍、入学辞退、退学、再入学、留学、進級、留年、卒業

2 学生は、身上項目について変更があった場合は、別に定める様式により、届出なければならない。

■入学等

第3条 本学の入学試験に合格した者で、国土館大学学則（以下「大学学則」という。）第12条第1項及び国土館大学大学院学則（以下

- 「大学院学則」という。）第13条に定める入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。
- 2 転部等試験に合格した者で、別に定める転部等手続を完了した者に対し、転部等を許可する。
- 3 学籍上の入学日及び転部日は、4月1日とする。ただし、秋期に入学した場合の入学日は、9月16日とし、必要に応じて変更することができる。

■入学辞退

第4条 第3条第3項に定める入学日の前日までに入学辞退を申し出た場合は、入学辞退として取り扱う。ただし、入学日以降は退学として取り扱う。

■編・転入

第5条 編・転入できる年次は、2年次又は3年次生とする。

■転部等

第6条 転部等を志望する者は、1年次・2年次又は3年次修了（又は見込）者で、各学部の定める受験資格有効認定単位数を修得しているものとする。

■休学及び復学

第7条 休学を願い出る場合は、別に定める休学願を提出するものとする。この際、病気等による休学の場合は、次の書類等を添付しなければならない。

- (1)病気による休学の場合 医師の診断書
- (2)出産による休学の場合 「母子手帳」等妊娠もしくは出産を証明できるもの
- (3)留学による休学の場合 留学先学校の、留学受入に関する証明書
- 2 外国人留学生が病気等により休学する場合には、次のとおりとする。

(1)病気による休学の場合

日本の医療機関が発行した診断書。ただし、日本国外で罹病した場合には、当該国または地域の医療機関が発行した診断書とすることができる。

(2)出産による休学の場合

「母子手帳」等妊娠もしくは出産に関する証明書

(3)兵役による休学の場合

徴兵に関する書類等

3 休学の期間は、当該学年の内1年又は大学学則第6条若しくは大学院学則第6条に定める学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。ただし、大学院においては連続1年、通算2年とする。

4 休学期間終了後、引き続き休学を希望する場合は、休学期間が終了するまでに改めて休学願を提出しなければならない。

5 休学中の者が休学を許可されてから1月以内に休学事由が解消した場合は、別に定める休学取消願を提出しなければならない。

6 休学者は、休学期間が満了する次の期に復学することができる。ただし、次学年へ復学する場合には、各学部が定めた単位数を修得しないなければならない。

7 復学を願い出る場合は、休学期間満了前に別に定める復学願を提出するものとする。この際、病気等の回復によるものは、医師の診断書を添付しなければならない。ただし、外国人留学生が復学を願い出る場合は、次の書類を提出するものとする。

(1)病気による休学の場合

日本の医療機関が発行した診断書及びパスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）並びに復学後の経費支弁に関する計画書。ただし、日本国外で罹病した場合には、当該国または地域の医療機関が発行した診断書とができる。

(2)兵役による休学の場合

兵役が終了したことを見示す証明書等及びパスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）並びに復学後の経費支弁に関する計画書

(3)前第1号及び第2号以外の理由で休学の場合

パスポートの写し（出国及び入国が証明できる頁を含む。）及び復学後の経費支弁に関する計画書

■退学及び再入学

第8条 退学を願い出る場合は、別に定める退学願を提出するものとする。

2 願い出による退学の日付は、願い出た日とする。ただし、退学願に記入された願い出の日以降に学部等が受け付けた場合は、学部等が受け付けた日とする。

3 懲戒による退学の日付は、学長決裁日とする。

4 退学した者が、同じ学部・学科・専攻及び学年・学期に再入学を願う場合は、再入学を希望する学年もしくは学期が始まる2月前までに、別に定める再入学願を提出し、学長の許可を受けなければならぬ。

5 再入学の時期は、4月1日とする。ただし、秋期再入学の時期は、9月16日とし、必要に応じて変更することができる。

■除籍及び復籍

第9条 除籍の日付は、学長決裁日とする。ただし、大学学則第20条第1項第4号及び大学院学則第18条第1項第2号に基づき、学費未納により除籍になった場合の日付は、納入期日の翌日とする。

2 国士館大学納入金規程第10条における期限を過ぎて学費未納の者は、除籍を学長が決裁する日までの間、仮除籍とする。ただし、仮除籍となった者が、定められた期日までに未納額を納入した場合には、仮除籍を取り消す。

3 除籍になった者が、同じ学部・学科・専攻及び学年・学期に復籍を希望する場合は、除籍決裁後2月以内に別に定める復籍願を提出し、学長の許可を受けなければならぬ。復籍の日付は除籍日付の翌日とする。

除籍決裁後2月以上経過した学生が復籍を希望する場合は、再入学として扱い、前条の規定を準用する。

4 在学中の学生が死亡した場合は、死亡の日付で学籍を除く。

■卒業

第10条 学籍上の卒業日は、卒業式の日付（大

学院については学位授与日) とする。

- 2 卒業所要単位の不足により卒業できない者が、次年度の春期(秋期入学生は秋期)で卒業所要単位を修得し、卒業が認められた場合の卒業日は、原則として9月15日付とする。(秋期入学生は別に定める日)

■身分異動の申請

- 第11条 学部等は、学生の身上項目、学生区分及び異動項目に変更があった場合は、学長に申請し許可を受けるものとする。
- 2 申請は、別に定める様式による。
 - 3 各学部等は、所属学生について学籍管理の対象項目に変更及び異動が発生した場合は、速やかに教務部教務課長に通知するものとする。

■学籍番号の付与

- 第12条 在学生に、学籍番号を付与する。
- 2 学籍番号は、入学年度ごとに学生個人別に付与する。
 - 3 学籍番号は、転部等及び再入学の場合を除き、在学期間を通じ原則として変更しない。

■学籍番号の識別

- 第13条 学籍番号は、7桁からなり、原則として西暦による入学年度の下2桁を最初のコードとし、その他の5桁を次のとおり識別し、その間をハイフンで結ぶ。

学部等識別	当該学部等
1A001～	政経学部 政治学科 昼間主コース(フレックスA)
1A501～	政経学部 政治学科 夜間主コース(フレックスB)
1B001～	政経学部 経済学科 昼間主コース(フレックスA)
1B501～	政経学部 経済学科 夜間主コース(フレックスB)
1C001～	政経学部 経営学科
1D001～	政経学部 政治学科
1E001～	政経学部 経済学科
1F001～	政経学部 経営学科
1G001～	政経学部 政治行政学科
2A001～	体育学部 体育学科

2B001～	体育学部 武道学科
2C001～	体育学部 スポーツ医科学科
2D001～	体育学部 こどもスポーツ教育学科
3A001～	理工学部 理工学科
4A001～	法学部 法律学科
4B001～	法学部 現代ビジネス法学科
5A001～	文学部 教育学科 教育学専攻
5B001～	文学部 教育学科 倫理学専攻
5C001～	文学部 教育学科 初等教育専攻
5D001～	文学部 史学地理学科 考古・日本史学専攻
5E001～	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
5F001～	文学部 史学地理学科 地理・環境専攻
5G001～	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
5H001～	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
5I001～	文学部 教育学科
5J001～	文学部 史学地理学科
5K001～	文学部 文学科
6A001～	21世紀アジア学部 21世紀アジア学科
7A001～	経営学部 経営学科
MA001～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
MB001～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
MC001～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
MD001～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
MJ001～	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 修士課程
ME001～	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
ME101～	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程
ME201～	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
MF001～	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
MG001～	大学院 総合知的財産法学研究科 総合知的財産法学専攻 修士課程
MH001～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 修士課程
MH101～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程

MI001 ~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
DA001 ~	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博士課程
DB001 ~	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
DC001 ~	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
DD001 ~	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
DE001 ~	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
DF001 ~	大学院 法学研究科 法学専攻 博士課程
DH001 ~	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
DH101 ~	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士課程
DI001 ~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程
DJ001 ~	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 博士課程

- 2 在学中に転部等の学籍異動が発生した場合には、学籍番号を変更し、当該所属学年の最終学籍番号の次から、新たな学籍番号を付与する。

附 則

- この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 本規程の施行に伴い、「入学会費等の納入及び休学等に関する規程」第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条及び第 19 条の規程を削除する。
- この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 大学院の場合、卒業を修了に読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 13 条における学籍番号は平成 19 年度入学生から適用する。
- 平成 18 年以前の入学生は、改正後の第 13 条第 1 項の定めに関わりなく、従前の通りとし、学籍番号の下 5 桁は次の表を適用する。

学部等識別	当該学部等
21001 ~	体育学部 体育学科
22001 ~	体育学部 武道学科
23001 ~	体育学部 スポーツ医科学科
31001 ~	政経学部一部 政治学科
32001 ~	政経学部一部 経済学科
33001 ~	政経学部一部 経営学科
34001 ~	政経学部 政治学科 昼間主コース（フレックス A）
34501 ~	政経学部 政治学科 夜間主コース（フレックス B）
35001 ~	政経学部 経済学科 昼間主コース（フレックス A）
35501 ~	政経学部 経済学科 夜間主コース（フレックス B）
36001 ~	政経学部 経営学科
41001 ~	工学部 機械工学科
41501 ~	工学部 機械情報工学科
42001 ~	工学部 電気工学科
42501 ~	工学部 電気電子工学科
43001 ~	工学部 土木工学科
43501 ~	工学部 都市システム工学科
44001 ~	工学部 建築学科
44501 ~	工学部 建築デザイン工学科

51001～	政経学部二部 政治学科
52001～	政経学部二部 経済学科
61001～	法学部 法律学科
62001～	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース（フルタイムコース）
63001～	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース（フタヌーンコース）
64001～	法学部 現代ビジネス法学科
71001～	文学部 教育学科 教育学専攻
71501～	文学部 教育学科 優理学専攻
71701～	文学部 教育学科 初等教育専攻
72001～	文学部 史学地理学科 国史学専攻
72301～	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
72601～	文学部 史学地理学科 地理学専攻
73301～	文学部 文学科 中国文学専攻
73501～	文学部 文学科 国語国文学専攻
74001～	文学部 史学地理学科 考古・日本史学専攻
74501～	文学部 史学地理学科 地理・環境専攻
75001～	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
75501～	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
12001～	21世紀アジア学部 21世紀アジア学科
81101～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
81301～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
81501～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
84101～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
82101～	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
82301～	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程
82901～	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
83101～	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
83501～	大学院 総合知的財産法研究科 総合知的財産法専攻 修士課程
85101～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 修士課程
85301～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程

86101～	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
91101～	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
91301～	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
91501～	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
94101～	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
92101～	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
93101～	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
95101～	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
95301～	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程
96101～	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程

附 則

- この規程は、平成19年4月1日施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 第13条第2項で定める在学生のうち、平成19年度以降の入学生と同一の学年に在学する学生の学籍番号は、平成19年度以降の入学生の学部等識別を適用する。
- 第13条で定める学部等識別に次の表を適用する。

学部等識別	当該学部等
1X001～	政経学部一部 政治学科
1Y001～	政経学部一部 経済学科
1Z001～	政経学部一部 経営学科
3W001～	工学部 機械情報工学科
3X001～	工学部 電気電子工学科
3Y001～	工学部 都市システム工学科
3Z001～	工学部 建築デザイン工学科
4Y001～	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース（フルタイムコース）
4Z001～	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース（アフタヌーンコース）
5W001～	文学部 史学地理学科 国史学専攻

5X001～	文学部	史学地理学科	地理学専攻
5Y001～	文学部	文学科	中国文学専攻
5Z001～	文学部	文学科	国語国文学専攻

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

國士館大學學籍管理規程施行細則

制定 平成5年12月24日
 改正 平成13年1月24日 平成14年3月13日
 平成15年5月28日 平成16年5月26日
 平成17年7月28日 平成25年2月27日

■趣旨

第1条 この細則は、國士館大學學籍管理規程（以下「學籍管理規程」という。）の施行に必要な届出、願出等の手続について定める。

■身上項目の変更

第2条 学生は、身上項目に変更があった場合、次の各号により手続を行うものとする。

- (1)学生の氏名変更
- (2)保証人の氏名変更。ただし、保証人の住所、電話番号、続柄の変更は各自がWebから更新するものとする。
- (3)学費納入者の氏名、住所及び電話番号の変更は各自がWebから更新するものとする。
- (4)学生の現住所及び電話番号の変更は各自がWebから更新するものとする。
- (5)学生の本籍地変更

■休学及び復学

第3条 学生は、休学及び復学を申請する場合、また休学を取り消す場合には、次の各号により手続を行うものとする。

- (1)休学の願出
- (2)復学の願出
- (3)休学を取消す場合

■退学及び再入学

第4条 学生は、退学及び再入学を申請する場合、次の各号により手続を行うものとする。

- (1)退学の願出
- (2)再入学の願出

■復籍

第5条 学生は、復籍を申請する場合、復籍の願

出を行うものとする。

■身上項目変更の通知

第6条 学部等は、学生の身上項目が変更した場合、次の各号により教務課へ通知するものとする。

- (1)学生の氏名変更
- (2)保証人の氏名の変更
- (3)学生の本籍地変更

■身分異動の申請

第7条 学籍管理規程第11条第2項における申請の様式は、次のとおりとする。

- (1)入学辞退 ただし、入学を許可された者が4月1日以降に当該学部等へ申請があった者又は学部等によって確認された者に限る。
- (2)再入学
- (3)休学
- (4)休学取消
- (5)復学
- (6)留学生 ただし、大学学則第16条第1項及び第2項に該当する学生に限る。
- (7)除籍
- (8)復籍
- (9)留年 ただし、進級判定会議で決定後の変更及び追加に限る。
- (10)退学
- (11)卒業 ただし、学年の途中で卒業する者に限る。

■様式

第8条 この細則に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

國士館大學科目等履修生規程

制定 平成5年12月24日

改正 平成12年1月19日 平成14年3月13日
平成15年5月28日 平成17年2月23日
平成18年3月15日 平成24年4月25日
平成25年2月27日

■趣旨

第1条 この規程は、國士館大学（大学院を含む。以下「本学」という。）における科目等履修生の取扱いについて定める。

■履修上の取扱区分

第2条 科目履修上の取扱区分を次のとおりとする。

- (1)正規の課程の履修（以下「一般履修」という。）
- (2)教育職員免許状の取得を目的とする本学の認定課程の履修（以下「教職履修」という。）

■入学資格

第3条 科目等履修生の入学資格は、國士館大学学則第57条並びに國士館大学大学院学則第9条及び第10条によるほか、外国人については次のいずれかに該当する者とする。

- (1)履修する年度の4月もしくは9月から6月間以上、日本国に在留資格を有する者。
- (2)年度の途中で、本学の科目等履修生の身分に関係なく、在留資格の更新が可能である者。
- 2 本学学部の正規課程に在学している学生（以下「学部生」という。）で、大学院で開講をしている科目を履修するため、所属学部及び科目開講研究科の許可を得た者。

■入学時期

第4条 科目等履修生の入学時期は、國士館大学学則第6条及び國士館大学大学院学則第6条による各期（以下「各期」という。）の始めとする。

■出願手続

第5条 科目等履修生を志望する者で、第3条第1項に該当する者は、次の検定料を納入すると共に所定の書類を提出しなければならない。

- (1)検定料 10,000円（本学卒業者は免除）
- (2)願書①及び願書②
- (3)履歴書
- (4)最終学校の卒業証明書（又は退学証明書）及び成績証明書、学力に関する証明書（教職履修志望者）、健康診断書（体育学部開講科目履修志望者）

2 科目等履修生を志望する者で、第3条第2項に該当する者は、科目等履修生願書を提出しなければならない。

3 出願期限は、國士館大学学則第6条及び國士館大学大学院学則第6条に定める各期が始まる前日までとする。

■入学許可

第6条 科目等履修生を希望する者については、当該教授会又は研究科委員会で書類審査による選考の上、合格者を決定し、学長の承認を得て入学を許可する。

2 前項の選考にあたって、必要と認めるときは、選考員を指名し、面接、筆記試験等の結果に基づいて選考ができる。

■入学金等

第7条 前条により入学を許可された者は、所定の期日までに、次に定める入学金及び科目等履修料等を納入しなければならない。

区分	金額	備考
入学金	20,000円	学部生及び本学卒業者は免除
科目等履修料（1単位）	20,000円	学部生及び本学卒業者は半額

- 2 履修科目で実験実習費を要する場合は、別途これを納入するものとする。
- 3 教員免許を取得しようとする科目等履修生は、第1項のほか、次の費用を該当年次に納入しなければならない。
 - (1)教育実習費（学部又は大学が定める額）
 - (2)免許申請料（一括申請希望者のみ免許状一種類につき3,500円）
- 4 入学金、科目等履修料の他、各所属学部等の正規学生と同額の学生教育研究災害傷害保険料（以下「学生保険」という。）を納入しなければならない。

■履修期間

第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度の終了までの1年以内とする。

- 2 引き続き履修を志望する場合は、改めて願書①及び願書②を提出し、履修科目について承認を得なければならない。この場合の手続等については、第4条から第7条の規定を準用する。

■履修単位の制限

第9条 履修を許可された授業科目の変更は、認めない。

■図書館・情報メディアセンターの利用

第10条 科目等履修生は、所定の手続を経て図書館・情報メディアセンターを利用することができる。

■科目等履修生の取消

第11条 入学を許可された者で、所定の期日までに科目等履修料等を納入しない場合、もしくは科目等履修生として不適当な行為があったときは、科目等履修生の許可を取消すものとする。

■科目等履修生証明書及び単位認定書等

第12条 科目等履修生証明書及び単位認定書等、本規程に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 「国士館大学及び国士館短期大学聴講生規程」（昭和62年4月1日制定）及び「国士館大学及び国士館短期大学の聴講料・受講料等に関する規程」（昭和62年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

國士館大學聽講生規程

制定 平成18年3月15日
改正 平成24年4月25日 平成25年2月27日

■趣旨

第1条 この規程は、國士館大學學則第61条の2及び國士館大學大學院學則第61条の2に基づき、聽講生（國士館大學學則第43条に定める「特別聽講學生」及び國士館大學大學院學則第36条に定める「特別聽講生」を除く。）の取扱いについて定める。

■区分

第2条 聽講生は、次のとおり区分する。

- (1)他大学又は高等学校との協定等（以下「協定」という。）に基づき、他校に在籍している学生又は生徒が、國士館大學及び國士館大學大學院（以下「本学」という。）で開講している授業科目を聽講する場合（以下「協定聽講」という。）
- (2)本学の正規課程に在学している学生が、所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）以外の学部等において聽講（他学部履修における開放制限科目及び教職課程科目を含む。）する場合（以下「学内聽講」という。）
- (3)前第1号及び第2号以外の者が聽講する場合（以下「一般聽講」という。）

■資格

第3条 本学で聽講できる者の資格は、次のとおりとする。

- (1)協定聽講 協定により定められた学生又は生徒
- (2)学内聽講 本学の正規課程に在学している学生
- (3)一般聽講 前第1号及び第2号に該当しない者（社会人を含む。）ただし、外国人については次のいずれかに該当する者とする。
ア 履修する年度の4月もしくは9月から

6月間以上、日本国に在留資格を有する者

イ 聽講期間中に、本学の聽講生の身分に關係なく、在留資格を更新することが可能である者

■受入時期

第4条 聽講生の受入時期は、國士館大學學則第6条及び國士館大學大學院學則第6条に定める各期の始めとする。

■出願手続

第5条 聽講を願い出る者（協定聽講を除く。）は、次の書類を揃えて、教務課へ提出するものとする。

- (1)願書①及び願書②（協定聽講は除く。）
- (2)履歴書（協定聽講、学内聽講は除く。）
- (3)検定料納入票（協定聽講、学内聽講は除く。）

- 2 協定聽講の出願手続期間は、協定の定めるところによる。
- 3 学内聽講の出願手続期間は、履修登録終了日までとし、他学部履修科目の登録に準じて手続を行うものとする。
- 4 一般聽講の出願手續期間は、次のとおりとする。
(1)春期及び通年開講科目聽講希望者は、本学の正規課程における履修登録終了日までとし、継続して秋期開講科目の聽講を希望する者も同様とする。
(2)秋期開講科目聽講希望者は、9月1日から9月15日までとする。

■許可

第6条 教務課は、前条に定める出願手續書類を取りまとめ、願書①及び願書②に基づき聽講希望科目を開講している学部等へ通知する。

- 2 聽講希望科目を開講している学部等は、聽講希望科目を担当する教員の同意を得て、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において選考し、その結果を教務課へ

- 通知する。
- 3 教授会等が必要と認めるときは、面接等の選考を行うことができる。
- 4 前第2項及び第3項によって聴講を認められた者には、学長の承認を得て聴講を許可する。

■証明

第7条 聴講が修了した聴講生（学内聴講を除く。）には、聴講証明書を発行する。ただし、単位の認定は行わない。

■単位認定

第8条 学内聴講で修了した聴講科目的単位は、卒業所要単位以外の取得単位として認定し、成績に加える。

■手続

第9条 第6条により聴講を許可された者は、別に定める期日までに聴講料等を納入しなければならない。

■聴講料等

第10条 聴講料等は、次のとおりとする。

(1)協定聴講の聴講料等は、協定の定めるところによる。

(2)学内聴講の聴講料は、1単位につき5,000円とする。

ただし、大学院に在学している学生が、学部において教員免許等諸資格を取得するために必要な科目を聴講する場合には、本規程で定める聴講料等は徴収しないものとする。

(3)一般聴講の聴講料等は、次の表のとおりとする。

(単位：円)

項目	金額	備考
聴講生登録料	10,000	本学卒業者及び継続して聴講する者は免除
聴講料(1単位)	5,000	本学卒業者は半額
学生教育研究災害傷害保険料(学生保険)		聴講する科目を開講している学部等の正規学生と同額とする。ただし、聴講する学部が2学部以上にまたがる場合で、学生保険料が異なる場合には、上位額の学部と同額とする。

■期間

第11条 聴講が許可される期間は、当該年度終了までの1年以内とする。ただし、継続して聴講を希望する場合は、第5条に基づき再度願い出ることができる。

■図書館・情報メディアセンターの利用

第12条 聴講生は、国士館大学図書館・情報メディアセンターを利用することができます。

■聴講許可の取消

第13条 第9条に定める手続を行わない者又は聴講生としてふさわしくない行為があった者は、教授会等の議を経て、学長が聴講許可を取り消すことができる。

■聴講許可書及び聴講証明書等

第14条 聴講許可書及び聴講証明書等、本規程に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「聴講に関する内規」（平成17年4月1日施行）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

國士館大學研究生規程

制定	昭和58年4月1日
改正	昭和61年7月30日 平成6年7月13日
	平成10年2月25日 平成12年1月19日
	平成14年3月13日 平成17年2月23日
	平成25年2月27日 平成26年10月29日
	平成27年1月28日

■趣旨

第1条 この規程は、大学学則第62条及び大学院学則第62条の定めに基づき、学部及び大学院（以下「学部等」という。）の研究生に関する実施の細部について定める。

■出願及び選考の手続

第2条 研究生として入学を希望する者は、國士館大學學則第6条及び國士館大學大學院學則第6条による各期が始まる前までに次の号に定める書類に、検定料を添えて、当該学部等に提出するものとする。

- (1)研究願及び研究計画書
(様式第1-1、様式第1-2)
 - (2)履歴書（様式第2）
 - (3)卒業（見込）証明書
(大学院の場合は、修了（見込）証明書)
 - (4)成績証明書
 - (5)願書①及び願書②（教務課内規に定める）
- 2 当該学部等においては、前項に定める出願書類等に基づき、教授会又は研究科委員会で選考し、研究生入学希望者の選考結果報告書（様式第3）を学長に提出するものとする。
- 3 選考結果報告書をもとに、学長が入学を許可するものとする。

■入学金及び研究費等

第3条 選考に合格し、入学を許可された者は、所定の期日までに、別表に定める入学金及び研究費等を納入しなければならない。

■研究期間

第4条 研究期間は、國士館大學學則第6条及び國士館大學大學院學則第6条による各期から当該年度終了までの1年以内とする。ただし、研究成果に応じて半年まで短縮することができる。また、1年を越えて研究を希望する者は、研究期間延長願（様式第4）を提出し、許可を得るものとする。

- 2 前項にかかわらず、学部等が認めた場合は、研究期間を半年とすることができます。

■研究証明書

第5条 研究を修了し、当該学部等教授会又は研究科委員会において、相当の成績を修めたことを認められた者に対しては、当該学部等からの別記様式第5による申請に基づき、別記様式第6による研究証明書を授与する。

附 則

- 1 本規程は、昭和58年4月1日から施行する。
2 この規程は、昭和61年9月1日から施行する。
3 この規程は、平成6年8月1日から施行する。
4 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
5 学部等が必要と認めたときは、第4条の定めにかかわらず、研究期間を半年（期）とすることができる。また研究期間1年の場合において、研究成果等に応じて半年まで短縮することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2 附則5を削除する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

■研究生の検定料、入学金及び研究費等

区分	金額	納入期日	備考
検定料	10,000 円	研究願提出時	本学卒業者 (修了者) は免除
入学金	35,000 円	別に定める 期日	
研究費	年額 120,000 円		年額 実験実習費別納

(注)

1. 第 4 条に基づき、研究期間を半年（半期）と定める場合の研究費は、年額の二分の一とし、1 年を短縮する場合の研究費は短縮した月数に応じて払い戻しをする。この場合、1 月に対し、年額研究費の十二分の一で算定する。
2. 学部等の講義等を聴講する場合は、「国士館大学聴講生規程」による。
3. 実験実習費は、研究生が自己の研究課題について実験実習を伴う場合に納付させることができる。
納付額は、当該年度の正規入学生が納入する実験実習費の範囲内において指導教授の意見に基づいて学部又は研究科が定めた額を納入しなければならない。
4. 上記別表に記載された費用の他、所属する学部等の一般学生と同額の学生教育研究災害傷害保険料を納入しなければならない。

國士館大學納入金規程

制定	平成4年1月16日
改正	平成7年1月25日 平成11年10月20日
	平成13年12月12日 平成13年12月20日
	平成14年9月25日 平成15年5月28日
	平成16年5月26日 平成17年3月16日
	平成18年3月15日 平成24年1月25日
	平成25年1月30日 平成25年6月26日
	平成25年11月27日 平成27年3月18日
	平成27年11月25日

■趣旨

第1条 この規程は、國士館大學學則第22条及び國士館大學大學院學則第20条に基づき、入学金等及び諸費（以下「納入金」という。）又は學費及び諸費（以下「學費等」という。）の納入期限、高学年生の納入額、諸費の取扱い等、身分異動に伴う學費等の取扱いその他について定める。

■納入金の納入期限

- 第2条 新入学生、再入学生、編・転入学生及び転部・転科・転専攻（以下「転部等」という。）の学生は、入学又は転部等手続きの際、別に指定する期日までに当該年度の納入金を納入しなければならない。
- 2 第1項の学生を除く在学生は、5月1日（秋期新入学生及び秋期再入学生は、10月1日）までに該当学年の學費等を納入しなければならない。
 - 3 學費等は、次のとおり分納することができる。
 - (1) 前期學費等 學費の内、授業料、施設設備費、教材費のそれぞれ半額と実験実習費及び諸費の内、研究費、學会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額と、健康管理費、学生保険料、研修旅行費
 - 後期學費等 學費の内、授業料、施設設備費、教材費のそれぞれ半額及

び諸費の内、研究費、學会費、新聞広報費、通信費のそれぞれ半額

(2) 後期學費等の納入期限は10月1日（秋期新入学生及び秋期再入学生は、翌年5月1日）までとする。

■高学年学生の學費

第3条 修業年限を超えて在学する者の授業料は、次の各号による。

- (1) 学部において、最高学年を超えて、卒業に必要な所要単位を修得できない者（以下「高学年生」という。）は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。
 - (2) 大学院修士課程において、最高学年を超えて、引き続き在学する者の授業料は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。ただし、1年で修了できるコース等を選択している者が1年で修了できなかった場合には本条を適用しない。
 - (3) 大学院博士課程において、最高学年を超えて、引き続き在学する者の授業料は、当該年度の最高学年の授業料の半額とする。
 - (4) 大学院博士課程において、所定の単位を修得した後、博士論文の作成指導を受けることを目的とし、最高学年を超えて、引き続き当該研究科の議を経て在学を許可された者の年間授業料は、120,000円とする。
- 2 第1項に該当する者で、実験実習等又は、大学院における演習費を必要とする科目を履修する者は、当該年度の最高学年の実験実習費又は、演習費を別に納入しなければならない。
 - 3 第1項及び第2項を除く學費等については、当該年度の最高学年の額を納入しなければならない。ただし、第1項第3号に該当する者についてはこれを徴収しない。
 - 4 春期（秋期入学者は秋期）で卒業する高学年学生は、後期學費等を徴収しない。

■諸費の内訳

第4条 諸費とは、研究費、学会費、新聞広報費、通信費、健康管理費、学生保険料及び研修旅行費のことをいい、研究科別、学部別、学年別、必要により学科別に毎年度ごとに納入額を定める。

■学費の延納

第5条 新入学生、再入学生及び当該年度に転部等、編・転入学した者と復籍者を除く学生がやむを得ない事情により期限までに学費等を納入できない場合は、納入期限までに「学費延納願」を提出し、学長の許可を得なければならない。

(1)納入期限後は、受理しない。

(2)延納期間は、春期又は秋期を1区分とし、納入期限から2月を限度とする。

■休学時の学費等

第6条 休学を許可された者は、次の各号に定める休学学費等を別に指定する期日までに納入しなければならない。

(1)新学年開始後1月以内に年間休学を許可された者は、休学費20,000円

(2)春期又は秋期開始後、1月以内に半期休学を許可された者及び春期（秋期入学者は秋期）に半期休学し秋期（秋期入学者は春期）に復学した者は、前期学費等及び休学費20,000円

2 休学を許可された者が休学願を取り下げた場合は、別に指定する期日までに定められた学費等を納入しなければならない。

■復学者及び留年者の学費等

第7条 休学時と同じ学年へ復学を許可された者又は留年生（高学年学生を除く。）の納入する学費等は、それぞれ新たに復学又は留年した学年の該当する学費等を納入しなければならない。

2 春期（秋期入学者は秋期）を休学し、秋期（秋期入学者は春期）に復学を許可された者は、該当学年の前期学費等を納入しなければならない。

■退学時の学費等の納入

第8条 退学を願出る者は、次の各号による学費等を納入しなければならない。

(1)秋期（秋期入学者は春期）開始後1月以内に退学を願出た場合は、当該年度の前期学費等。ただし、新入学生、再入学生、復籍者及び当該年度に編・転入学、転部等した者を除く学生で、新学年開始後1月以内に退学を願出た場合は、当該年度の学費等の全額を徴収しない。

(2)秋期（秋期入学者は春期）開始後1ヶ月以降に退学を願出た場合は、当該年度の学費等の全額。

■再入学時の納入金

第9条 再入学を許可された者は、再入学年度の入学金及び該当学年の学費等を、別に指定する期日までに納入しなければならない。ただし、外国人留学生の兵役義務を理由に退学した者が兵役義務終了後1年以内に再入学をする場合については入学金を徴収しないものとする。

2 大学院博士課程において、博士論文を提出しないで退学した者のうち、博士課程に3年以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者が再入学する場合については、入学金を徴収しないものとする。

■学費滞納の期限等

第10条 延納願未提出者における学費等の滞納期間は、納入期限から2週間を限度とする。

■復籍時の納入金

第11条 国士館大学学則第20条第1項及び国士館大学大学院学則第18条第1項に基づき除籍された者が復籍を希望する場合は、未納学費を納入しなければならない。

2 第10条による滞納期限を過ぎ、国士館大学学籍管理規程第9条第2項により仮除籍になつた者が継続して修学を希望する場合は、納入期限から2月以内に未納額を納入しなければならない。

■転部等の納入金

第12条 転部等の試験に合格し、転部等を希望する者は、在籍学部と転部先学部との入学金の差額及び転部先学部における該当学年の学費等を納入しなければならない。

■編・転入学生の納入金

第13条 編・転入試験に合格し、入学を希望する者は、編・転入学先学部の該当学年の入学金及び学費等を納入しなければならない。

■在学生の入学金の特例

第14条 本学の在学生が、在学身分のまま学部長の許可を受けて、他学部の新入学試験及び編・転入学試験に合格した場合、在籍学部の当該年度の入学金相当額を徴収しない。ただし、入学先学部との入学金に差額が生じた場合は、それを徴収する。

■外国人留学生の授業料減免

第15条 在留資格「留学」の査証を受けて入学した者、もしくは入学後、在留資格を「留学」に変更できる者で、本学に在学している間、同査証の継続的な更新が可能な者（以下「外国人留学生」という。）の内、「国費外国人留学生制度実施要項（文部大臣裁定昭和29年3月31日）」に該当しない外国人留学生（以下「私費留学生」という。）については納入金の内、授業料の3割を減免する。ただし、別に定める実施要項に基づき、経済的事由により修学が困難であると認定された者に限る。

2 私費留学生は、指定された期日までに、次の書類を国際交流課へ提出し、審査を受けるものとする。授業料の減免は、認定を受けた私費留学生に対して、当該年度の後期学費等で調整するものとする。

- (1)在留資格「留学」の証印及び旅券の写し
- (2)在留カードの写し（表裏）
- (3)その他、本学が必要とする書類

3 私費留学生が次の各号に該当した場合は、年度当初に遡り、授業料の減免を取り消す。

- (1)第2項における期日までに指定された書類が提出できない者、提出された書類に虚偽の記載があった者及び在留資格が変更になった者。

(2)学籍の異動により、休学、退学、除籍となつた者。

(3)国士館大学奨学生規程第4条に基づく運動技能優秀奨学生に採用された者。

4 前項第1号及び第2号により授業料の減免が取り消された者で、継続して在学している場合は、減免された授業料相当額を、指定された期日までに返還しなければならない。

■協定書に基づく編入生等の納入金

第16条 協定書に基づく編入生等の納入金は、協定書に定める金額とする。

■様式

第17条 本規程に定める様式は、教務課内規に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成4年12月1日現在で在籍している学生に限り、平成5年4月1日から適用する。
- 3 「入学金等の納入及び休学等に関する規程」（昭和61年4月1日施行）は、廃止する。
- 4 「転部に伴う納入金に関する細則」（昭和61年12月19日施行）は、廃止する。
- 5 聴講生・研究生及び委託学生の納入金等については、別に定める。
- 6 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行し、
平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 15 条に定める私費留学生の授業料減免について
は、平成 25 年度入学生は入学年度のみ適用する。編入、転入及び 2 年次以降への再入学者は、該當年度学生として取り扱うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2 第 15 条に定める私費留学生の授業料減免について
は、平成 26 年度入学生以降は適用しない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

諸資格取得のための受講料等に関する内規

■趣旨

第1条 この内規は、国士館大学の学生が諸資格取得の為に関係科目を受講する場合の受講料等（関連する諸費用を含む）について定める。

■受講料等の納入

第2条 正規の課程に在学する学生が、学科、課程に開設されている授業科目を受講し、各種資格を取得する場合は所定の受講料等を納入しなければならない。

■受講料等

第3条 教育職員免許状及び諸資格を取得しようとする場合は別表1,2の受講料等を納入しなければならない。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。ただし、平成19年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成24年4月から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月から施行し、平

成29年度入学生から適用する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成31年4月から施行し、平成31年度入学生から適用する。

ただし、平成30年度以前の入学生については、従前の例による。

別表1（教職関係受講料等）

区分	金額		納入時期
受講料	1校種	1教科	10,000円 教職に関する科目履修の初年度
介護等体験費	政経・理工・法文・21世紀アジア・経営及び体育学部（こどもスポーツ教育学科）	13,500円	介護等体験実施年度
	体育学部（体育・武道・スポーツ医科学科）	16,500円	
教育実習費			
養護実習費	学部又は大学が定める額		教育実習等実施年度
特別支援教育実習費			
免許状の一括申請料	願い出る免許状毎	3,500円	免許状申請年度

(注)

- 1 文学部教育学科初等教育課程及び体育学部こどもスポーツ教育学科の学生は、受講料を免除する。
- 2 小学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする学生は、介護等体験費を納入し、介護等体験を実施しなければならない。

- 3 初年度とは、卒業要件に含まれない教職に関する科目を履修する初年度を示す。
- 4 受講料は、在籍する学科又は課程の課程認定教科の納入額を示す。従って、在籍する学科又は課程にない課程認定教科の科目を受講する場合（大学院生も含む）は、「国士館大学聴講生規程」を適用する。（1単位：5,000円）

別表2（各種資格の受講料）

(注)

- 1 21世紀アジア学部の学生は、学芸員資格取得に係る受講料を免除する。

資格	開講学部等	区分	金額	納入時期
司書	文学部	受講料	15,000円	1年次
司書教諭	全学部		10,000円	2年次
学校司書	文学部		10,000円	1年次
社会教育主事	文学部		15,000円	1年次
学芸員	文学部		15,000円	1年次

- 2 受講料は、開講学部学生の納入額を示す。従って、他学部学生及び大学院生が受講する場合は「国士館大学聴講生規程」を適用する。（1単位：5,000円）
- 3 各種資格の取得に係る実習費は別途納入しなければならない。

公欠に関する取扱要領

- 1 次の各号のいずれかに該当する理由により学生が授業を欠席する場合は、公欠願（別紙様式）で願い出るものとし、これを公欠として取扱う。
 - (1)大学及び学部の要請により、大学及び学部の行事あるいはその他の行事に参加する場合
 - (2)教育実習・介護等体験等を含む学外実習（実習地への移動に必要な日数を含む）に参加する場合
 - (3)対外公式試合及びコンクール等に登録出場者として出場する場合
 - (4)学生の親族が死亡した場合

忌引基準	配偶者	10日
(日祭日を	父母・子	7日
含む連続	祖父母	3日
した日数)	兄弟姉妹	3日
	伯(叔)父・伯(叔)母	1日
	曾祖父母	3日

ただし、該当親族が遠隔地に在住し、当該地域において葬儀等を執り行う場合は、移動に必要な日数を加えることができる。
 - (5)裁判員制度によって従事した場合
 - (6)その他特に学部長が必要と認めた場合
- 2 公欠はこれを欠席として取扱う。ただし、公欠と認められた学生は、公欠時に行われた試験、実験、実習等に対する配慮を受けることができる。
- 3 運用上必要な細部事項は、学部が定めるものとする。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

自然災害等に対する 全学的休講措置の申し合わせ

本申し合わせは、本学の学生の通学時においての安全確保等の観点から定めるもので、下記基準に照らし大学として休講措置等について決定した場合、速やかに関係者に対し周知する。

I 休講措置について

1. 自然災害等による措置

- (1)気象庁から東京23区西部及び多摩南部に大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報のいずれかが発令された場合は、次のとおり休講とする。
- ①午前6時までに解除された場合は、終日平常どおり授業を行う。
 - ②午前6時までに解除されなかった場合は、1・2時限目の授業を休講とする。
 - ③午前9時までに解除された場合は、3時限目以降の授業は、平常どおり行う。
 - ④午前9時までに解除されなかった場合は、終日休講とする。
 - ⑤1時限目の授業開始後に警報が発令された場合は、大学として休講等措置に関して決定された事項を周知する。
- ※気象庁から特別警報が発令された場合は、身の安全が確保できる場所で待機し、行動は慎むこと。

- (2)関東近県を震源とする地震が発生し、東京23区西部及び多摩南部で震度5強以上を観測した場合は、発生時以降の授業を終日休講とする。

※「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」について、政府の検討会の検討結果を踏まえて、大学の対応を決定する。

2. 交通機関の不通による措置

ストライキおよび天災、事故等により小田急線全線、京王線全線、東急線（世田谷線及び田園都市線）のいずれかが30分以上継続して全面不通の場合は、次の通りとする。

- ①午前6時までに復旧した場合は、終日平常どおり授業を行う。
- ②午前6時までに復旧しない場合は、1・2時限目の授業を休講とする。
- ③午前9時までに復旧した場合は、3時限目以降の授業は、平常どおり行う。
- ④午前9時までに復旧しない場合は、終日休講とする。

II 休講等の措置に関する周知について

休講等の措置を講じる場合は、学生情報サイト及び大学ホームページにより周知する。

III その他

1. 上記以外の事案が発生した場合は、大学として個別に決定し、決定事項を周知する。
2. 本申し合わせについての運用は、教務部教務課が行う。
3. この申し合わせは、平成30年7月24日から運用する。

試験に関する内規等

(目的)

第1条 この内規は政経学部の試験に関する事項を定めることを目的とする。

(試験の区分)

第2条 試験を分けて定期試験、追試験の2種類とする。

- 2 定期試験は、毎学年の春期および秋期において定期的に行うことを原則とする。
- 3 追試験は、正当な理由があって定期試験を受けられなかった者に対して行う。
- 4 定期試験において不合格となった者で、当該科目担当教員が認めた者に対して再試験を行うことができる。なお、再試験の評価は69点以下で行う。

※再試験の範囲は次のとおりとする。1年生・2年生・3年生は専門科目の再試験は原則ない。4年生は科目を制限しない。

(試験の方法)

第3条 試験は、筆記試験とし、その時間は60分とする。

- 2 筆記試験は教科書、ノート等一切持込不可である。ただし、当該科目担当教員が認めた場合には、ノート等持込可とする。
- 3 春期、秋期の成績結果は、第1項にかかわらず、通常の試験以外のレポート、論文、および授業科目によっては平常の成績等によることができる。

(追試験)

第4条 追試験を受けようとする者は、病気の場合は診断書、三親等以内の忌引きの場合はそれを証明するもの、やむを得ない理由のある場合はその理由を証明する書類を添え追試験受験願いを、その科目の試験終了後速やかに学部長に提出しなければならない。

- 2 追試験の受験にあたっては、学部執行部（三分会）の承認を受けるものとする。

(受験資格のないもの)

第5条 その期の学費、その他の納入金の未納者は受験することができない。

(単位の認定)

第6条 各学科について出席すべき時間数（試験時数を含む）3分の2以上出席した者でなければ、原則として、当該科目の単位認定を受けることは出来ない。（学則第50条）

(受験者の心得)

第7条 受験者は、次の事項を守らねばならない。

- 2 学生証を携帯していなければならぬ。（学生証を忘れた者は直ちに教務課政経学部担当で仮受験票を発行してもらうこと。仮受験票がなければ受験できない）
- 3 試験教室に、指示された座席に着席のうえ、常時学生証を机上の見易い所に置くものとする。
- 4 試験開始30分以内に入室しなければならない。（30分を超えた者は受験ができない）
- 5 試験中に筆記用具の貸し借りは認められない。
- 6 試験において、不正な行為は厳に慎まなければならない。不正な行為は次のものとする。
 - (1) カンニングペーパー等明らかに解答が記載されたものを所持している者、使用した者。
 - (2) 隣接者の解答を見た者、隣接者と話をした者。
 - (3) 答案用紙に示された許可以外の行為をした者。
 - (4) 試験監督の注意、指示に従わなかつた者。
 - (5) 答案用紙を提出せず、持ち去つた者。

(不正行為者に対する処置)

第8条 試験中に不正を行つた者には、次の処置がなされる。

- 2 直ちに学生証および答案その他を取り上げられ、退場を命じられる。
- 3 定期試験の場合は、該当科目のみならず、当期の全試験科目を無効とする。不正行為発生後の試験は受けられない。（この場合、第3条の3項に掲げる成績結果は除く）
- 4 追試験、再試験の場合も、前項に準する。

5 政経学部事故処理委員会から懲戒委員会へ報告し、懲戒委員会の決定を教授会で承認する。

附 則

この内規は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は平成 14 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この内規は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

他学部履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国士館大学学則第42条第2項の他学部履修に関する必要事項について定める。

(他学部履修要領)

第2条 各学部は、他学部履修に関する下記必要事項を定め、便覧に記載する等学生への周知を図るものとする。

- (1) 履修要領
- (2) 卒業所要単位としての履修区分毎の科目名又は科目の区分
- (3) 卒業所要単位外としての他学部履修（随意科目）について
- (4) 教職を含む諸資格必要単位としての他学部履修について
- (5) その他必要事項

(開放制限科目)

第3条 各学部は、原則として全ての授業科目を開放するものとするが、演習、実習等受講者数を制限する授業は開放を制限することができる。この場合、開放制限科目を1月末日までに教務部長へ報告するものとする。ただし、開放制限科目であっても、他学部履修の申し出が妥当であると認められた場合は、条件付で受け入れることがある。

2 教務課は、開放制限科目の報告に基づき全学部の開放制限科目を取りまとめ、2月10日までに各学部へ通知するものとする。

(履修区分の報告)

第4条 各学部は、他学部履修科目を卒業所要単位として算入する授業科目を、総合教育科目等履修区分毎に3月末日までに、教務部長へ報告するものとする。

(履修開始時期)

第5条 他学部履修の開始時期は、各学年の始めとする。

(履修申し出)

第6条 他学部履修を希望する学生は、開放科目を確認の上、学部の定めるところに従い履修

の申し出をするものとする。

(履修の依頼)

第7条 各学部は、学生からの申し出が正当であると判断したときは、履修先学部に履修の依頼を行うものとする。

(履修の依頼に対する回答)

第8条 履修の依頼を受け取った学部は、他の学生に支障がないことを確認の上、3月19日までに履修の可否について回答するものとする。

(教務課への通知)

第9条 各学部は、履修決定科目を5月末日までに教務課へ通知するものとする。

(履修期間)

第10条 履修期間は、半期科目は半年以内、通年科目は1年以内とする。

(履修の取消)

第11条 他学部履修生として不適当な行為があつたときは、履修の許可を取り消すことができる。

(履修上限単位数)

第12条 他学部履修の単位数は、所属学部が定める履修上限単位に含めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成14年1月9日から施行する。
- 2 学部間相互履修に関する内規（平成10年10月23日制定）は平成14年3月31日をもって廃止する。

XI

2021 年度 学費表

2021 年度 学部別請求学費明細表（一般生）

学部等	学年	前期学費							前期計
		入学金	授業料	施設設備費	教材費	実験 実習費	諸費	教育後援会 費（代理 徴収）	
政経学部	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,390	10,000	763,390
	2	0	375,000	122,500	5,000	0	8,390	10,000	520,890
	3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,390	10,000	520,890
	4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,390	10,000	530,890
体育学部	1	240,000	415,000	199,500	15,000	75,000	12,270	10,000	966,770
	2	0	427,500	184,500	15,000	80,000	6,390	10,000	723,390
	3	0	440,000	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	675,890
	4	0	452,500	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	688,390
体育学部	1	240,000	415,000	199,500	15,000	30,000	12,270	10,000	921,770
	2	0	427,500	184,500	15,000	30,000	6,390	10,000	673,390
	3	0	440,000	174,500	15,000	70,000	6,390	10,000	715,890
	4	0	452,500	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	688,390
体育学部	1	240,000	435,000	206,500	15,000	150,000	12,450	10,000	1,068,950
	2	0	447,500	209,000	15,000	200,000	6,570	10,000	888,070
	3	0	460,000	199,000	15,000	250,000	6,570	10,000	940,570
	4	0	472,500	199,000	15,000	200,000	6,570	10,000	903,070
体育学部	1	240,000	430,000	199,500	15,000	100,000	12,270	10,000	1,006,770
	2	0	442,500	184,500	15,000	105,000	6,390	10,000	763,390
	3	0	455,000	174,500	15,000	55,000	6,390	10,000	715,890
	4	0	467,500	174,500	15,000	55,000	6,390	10,000	728,390
理工学部	1	240,000	477,000	150,000	5,000	97,000	3,890	10,000	982,890
	2	0	489,500	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	737,890
	3	0	492,000	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	740,390
	4	0	504,500	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	752,890
法学部	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,890	10,000	763,890
	2	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390
	3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390
	4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	531,390
法学部	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,890	10,000	763,890
	2	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390
	3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390
	4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	531,390
法学部	1	240,000	210,000	112,500	5,000	0	8,890	10,000	586,390
	2	0	215,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	341,890
	3	0	210,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	336,890
	4	0	215,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	341,890
文学部	1	240,000	391,000	136,000	5,000	25,000	7,890	10,000	814,890
	2	0	402,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	573,390
	3	0	403,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	574,390
	4	0	414,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	585,390
文学部	1	240,000	391,000	136,000	5,000	20,000	7,890	10,000	809,890
	2	0	402,000	123,500	5,000	20,000	7,890	10,000	568,390
	3	0	403,000	123,500	5,000	20,000	7,890	10,000	569,390
	4	0	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390
文学部	1	240,000	391,000	136,000	5,000	0	7,890	10,000	789,890
	2	0	402,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	548,390
	3	0	403,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	549,390
	4	0	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390
21世紀アジア学部	1	240,000	391,000	136,000	5,000	0	8,890	10,000	790,890
	2	0	402,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	546,890
	3	0	403,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	547,890
	4	0	414,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	558,890
経営学部	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,140	10,000	763,140
	2	0	375,000	122,500	5,000	0	8,140	10,000	520,640
	3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,140	10,000	520,640
	4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,140	10,000	530,640

授業料	後期学費				年間学費計 (教育後援会費含)
	施設設備 費	教材費	諸費	後期計	
365,000	135,000	5,000	5,550	510,550	1,273,940
375,000	122,500	5,000	5,550	508,050	1,028,940
375,000	122,500	5,000	5,550	508,050	1,028,940
385,000	122,500	5,000	5,550	518,050	1,048,940
415,000	199,500	15,000	3,550	633,050	1,599,820
427,500	184,500	15,000	3,550	630,550	1,353,940
440,000	174,500	15,000	3,550	633,050	1,308,940
452,500	174,500	15,000	3,550	645,550	1,333,940
415,000	199,500	15,000	3,550	633,050	1,554,820
427,500	184,500	15,000	3,550	630,550	1,303,940
440,000	174,500	15,000	3,550	633,050	1,348,940
452,500	174,500	15,000	3,550	645,550	1,333,940
435,000	206,500	15,000	3,550	660,050	1,729,000
447,500	209,000	15,000	3,550	675,050	1,563,120
460,000	199,000	15,000	3,550	677,550	1,618,120
472,500	199,000	15,000	3,550	690,050	1,593,120
430,000	199,500	15,000	3,550	648,050	1,654,820
442,500	184,500	15,000	3,550	645,550	1,408,940
455,000	174,500	15,000	3,550	648,050	1,363,940
467,500	174,500	15,000	3,550	660,550	1,388,940
477,000	150,000	5,000	1,050	633,050	1,615,940
489,500	132,500	5,000	1,050	628,050	1,365,940
492,000	132,500	5,000	1,050	630,550	1,370,940
504,500	132,500	5,000	1,050	643,050	1,395,940
385,000	135,000	5,000	6,050	511,050	1,274,940
375,000	122,500	5,000	6,050	508,550	1,029,940
375,000	122,500	5,000	6,050	508,550	1,029,940
385,000	122,500	5,000	6,050	518,550	1,049,940
210,000	112,500	5,000	6,050	333,550	919,940
215,000	103,000	5,000	6,050	329,050	670,940
210,000	103,000	5,000	6,050	324,050	660,940
215,000	103,000	5,000	6,050	329,050	670,940
391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,351,940
402,000	123,500	5,000	5,050	535,550	1,108,940
403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,110,940
414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,132,940
391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,326,940
402,000	123,500	5,000	5,050	535,550	1,083,940
403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,085,940
414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,107,940
391,000	136,000	5,000	6,050	538,050	1,328,940
402,000	121,000	5,000	6,050	534,050	1,080,940
403,000	121,000	5,000	6,050	535,050	1,082,940
414,000	121,000	5,000	6,050	546,050	1,104,940
385,000	135,000	5,000	5,300	510,300	1,273,440
375,000	122,500	5,000	5,300	507,800	1,028,440
375,000	122,500	5,000	5,300	507,800	1,028,440
385,000	122,500	5,000	5,300	517,800	1,048,440

2021年度 学部別請求学費明細表（高学年：一般生）

学部等		前期学費						前期計
		授業料	施設設備費	教材費	実験 実習費	諸費	教育後援会費 (代理徴収)	
政経学部		192,500	122,500	5,000	0	8,390	10,000	338,390
体育学部	体育	226,250	174,500	15,000	0	6,390	10,000	432,140
	武道	226,250	174,500	15,000	0	6,390	10,000	432,140
	スポーツ医科	236,250	199,000	15,000	0	6,570	10,000	466,820
	こどもスポーツ教育	233,750	174,500	15,000	0	6,390	10,000	439,640
理工学部		252,250	132,500	5,000	0	3,890	10,000	403,640
法学部	法律	192,500	122,500	5,000	0	8,890	10,000	338,890
	現ビ	192,500	122,500	5,000	0	8,890	10,000	338,890
	現ビ・社会人	107,500	103,000	5,000	0	8,890	10,000	234,390
文学部	初等教育	207,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	378,390
	地理・環境	207,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	353,390
	その他学科・コース	207,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	353,390
21世紀アジア学部		207,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	351,890
経営学部		192,500	122,500	5,000	0	8,140	10,000	338,140

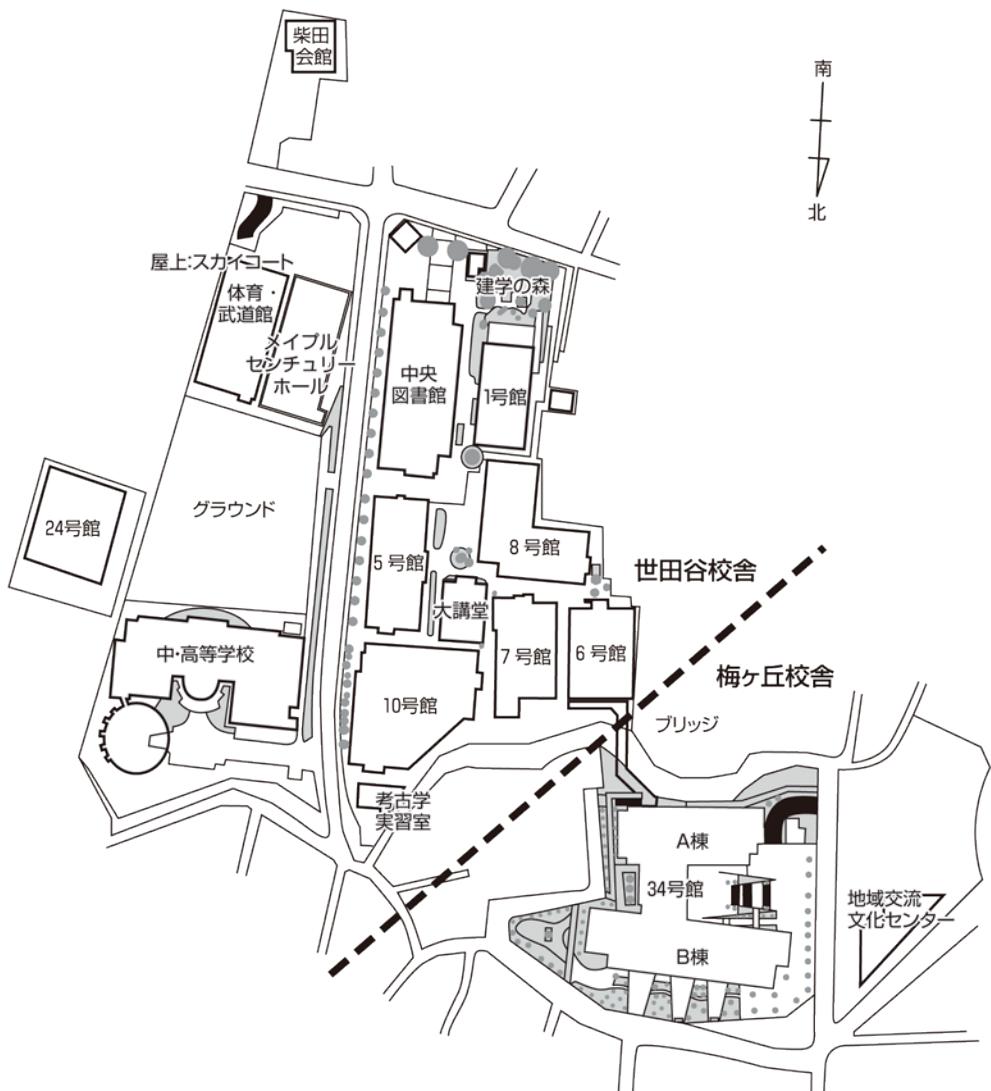
※ 高学年とは、8セメスター以上、かつ4学年を1年間以上在籍した学生を示す。

(在学期間には休学していた期間は含まない。)

- ※ 文学部 教育学科 初等教育専攻を除く「実験実習費」は、それを必要とする科目を履修する場合に限り、別に納入する。
- ※ 授業料は、当該年度最高学年の授業料の半額となる。
(半期で卒業する場合、後期学費は免除となる。)
- ※ 前期請求額は、代理徴収の国士館大学教育後援会費（年額「10,000円」）を加える金額となる。

後期学費					年間学費計
授業料	施設設備費	教材費	諸費	後期計	
192,500	122,500	5,000	5,550	325,550	663,940
226,250	174,500	15,000	3,550	419,300	851,440
226,250	174,500	15,000	3,550	419,300	851,440
236,250	199,000	15,000	3,550	453,800	920,620
233,750	174,500	15,000	3,550	426,800	866,440
252,250	132,500	5,000	1,050	390,800	794,440
192,500	122,500	5,000	6,050	326,050	664,940
192,500	122,500	5,000	6,050	326,050	664,940
107,500	103,000	5,000	6,050	221,550	455,940
207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	718,940
207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	693,940
207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	693,940
207,000	121,000	5,000	6,050	339,050	690,940
192,500	122,500	5,000	5,300	325,300	663,440

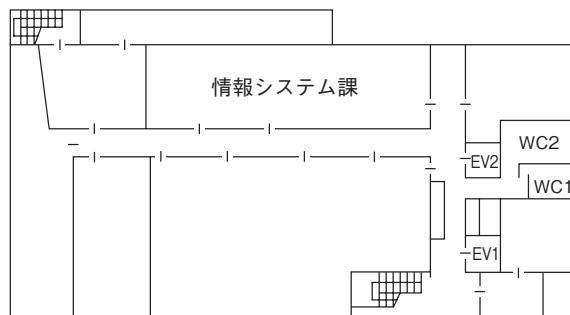
世田谷キャンパス（本部）



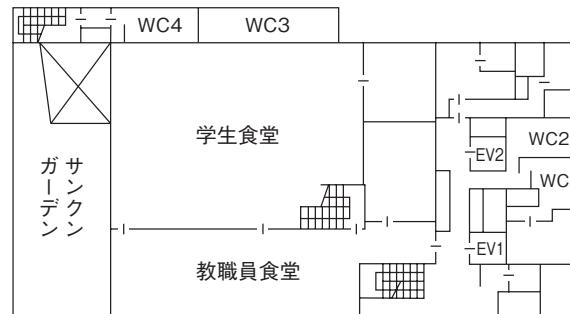
-
- **正門受付**：受付・警備室
 - **大講堂**
 - **1号館**：理事長室、理事室、総務課、人事課、経理課、管財課、企画課、監査室、情報システム課、学生ラウンジ、学生食堂
 - **5号館**：学長室、副学長室、学部長室、学長課、PR課、教務課（学部担当・証明書・教職・教室貸出）、授業支援課、学術研究支援課、統合学部事務課、研究室、教室
 - **6号館**：書店、文具店、研究室、教室
 - **7号館**：国際交流センター、国際交流ルーム、研究室、教室、実験・実習室
 - **8号館**：広報課、大学院課、入学課、学生募集課、キャリア形成支援センター、学生食堂、研究室、教室、多目的ラウンジ
 - **10号館**：学部学科等設置申請事務課、FD推進課、多目的フロア、教員コミュニティルーム、研究室、教室、実験・実習室、武道・德育研究所
 - **中央図書館**：図書館・情報メディアセンター、多目的ホール
 - **メイプルセンチュリーホール**：フィットネスセンター、温水プール、柔道場、剣道場、ランニングロード、アリーナ、多目的フロア、実験・実習室、学生ラウンジ、教室、理・美容室
 - **体育・武道館**：柔道場、剣道場、アリーナ、スカイコート
 - **中学・高校校舎**
 - **24号館**：高校昼間定時制、クラブ部室、松陰寮
 - **柴田会館**：同窓会事務局、国士館史資料室
 - **34号館**：学生・厚生課、学生相談室、健康管理室、東京オリンピック・パラリンピック支援課、募金事務室、国士館スポーツプロモーションセンター、教員コミュニティルーム、スカイラウンジ、研究室、教室、実習室、アトリウム、学生食堂、展示コーナー
 - **地域交流センター**：生涯学習センター、イラク古代文化研究所展示室

世田谷1号館各室配置図

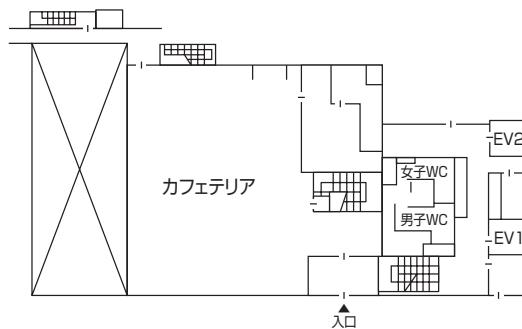
B2F



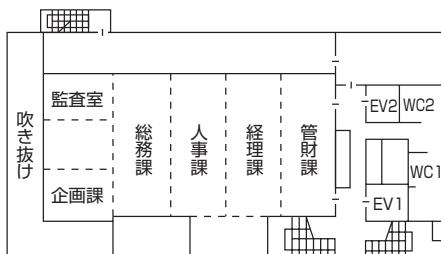
B1F



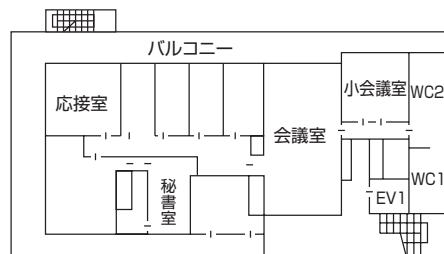
1F



2F

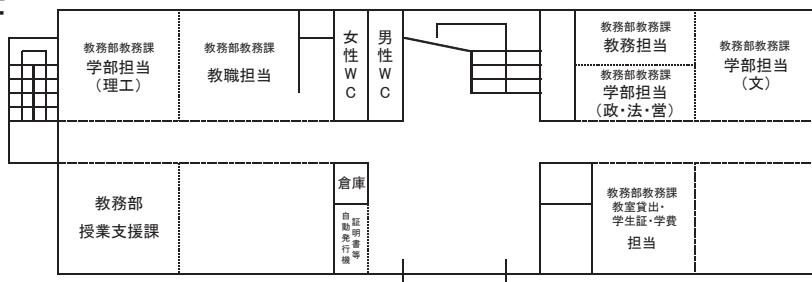


3F

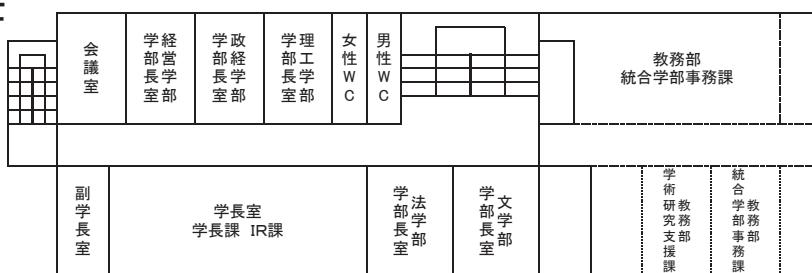


世田谷5号館各室配置図

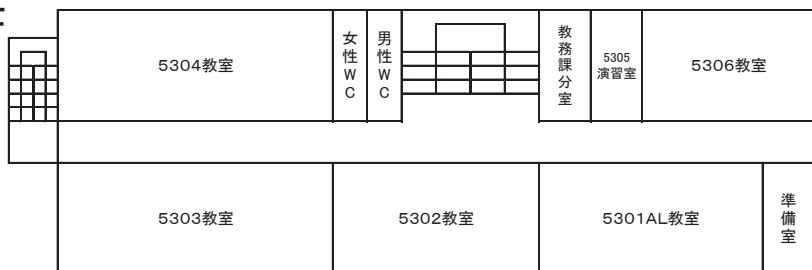
1F



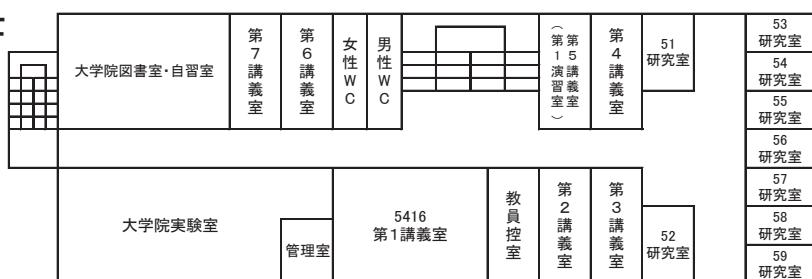
2F



3F



4F

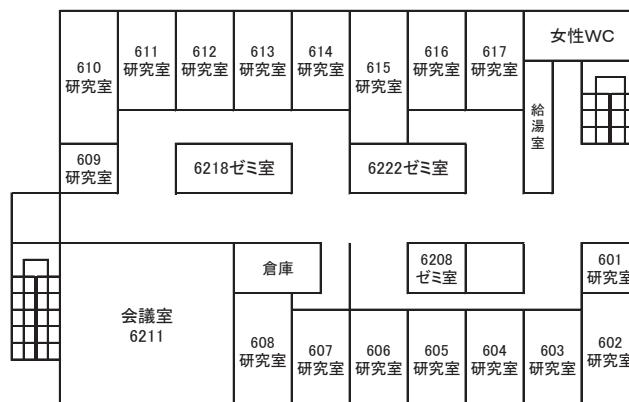


世田谷 6号館各室配置図

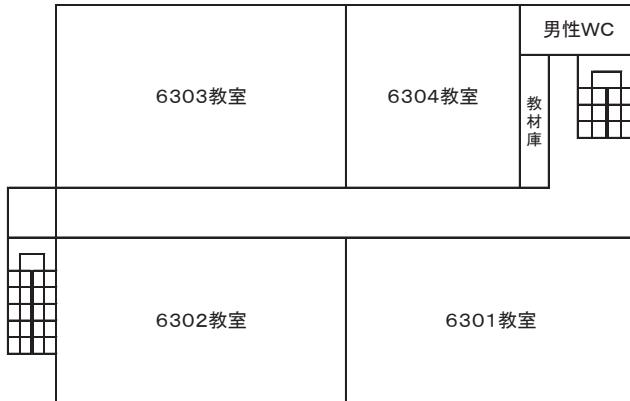
1F



2F



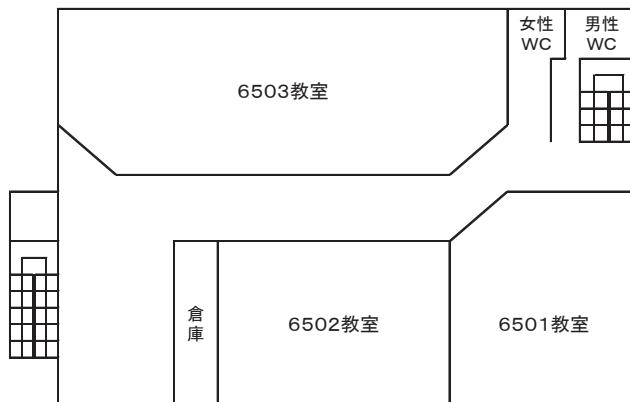
3F



4F

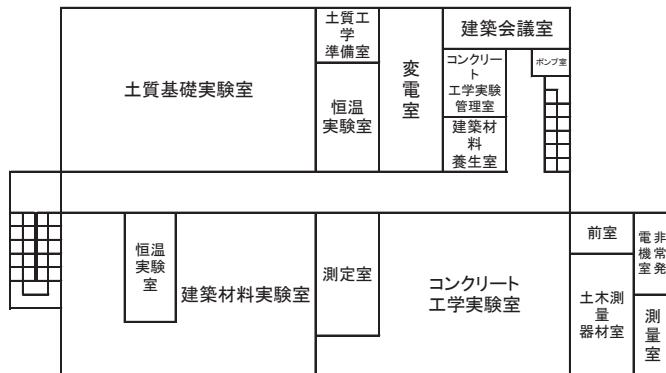


5F

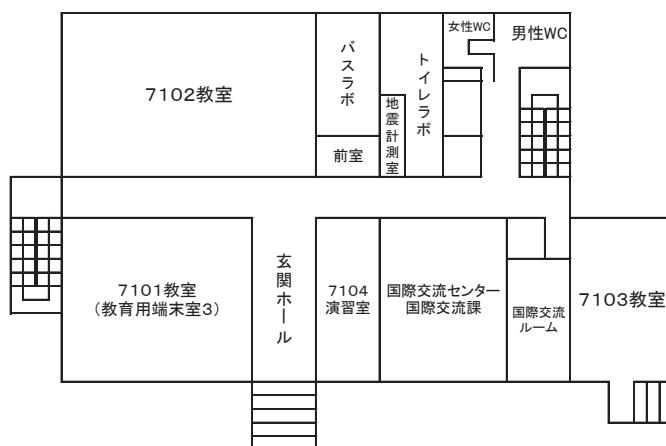


世田谷7号館各室配置図

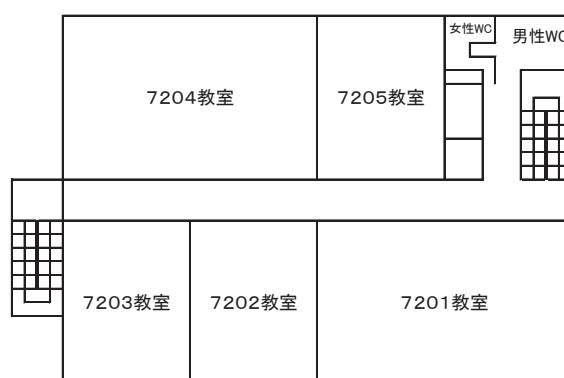
B1F



1F



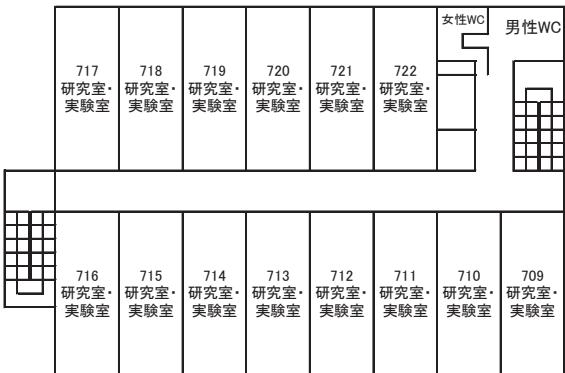
2F



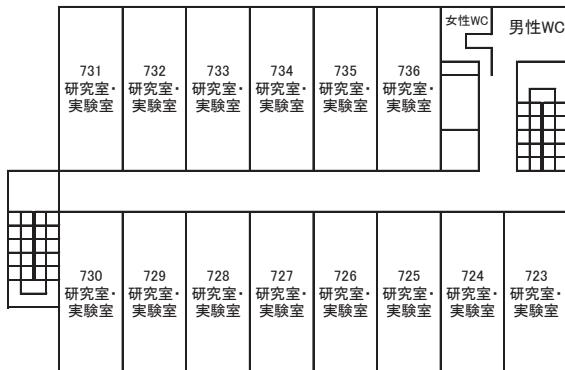
3F



4F

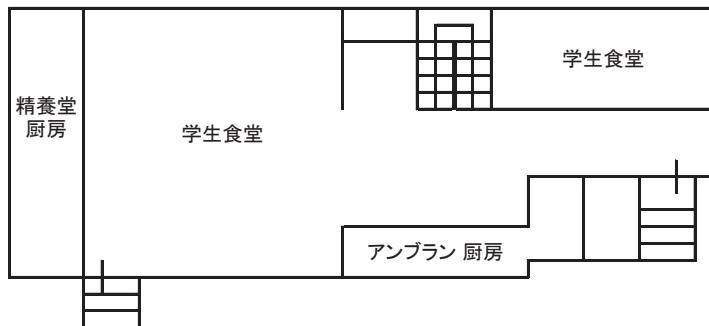


5F

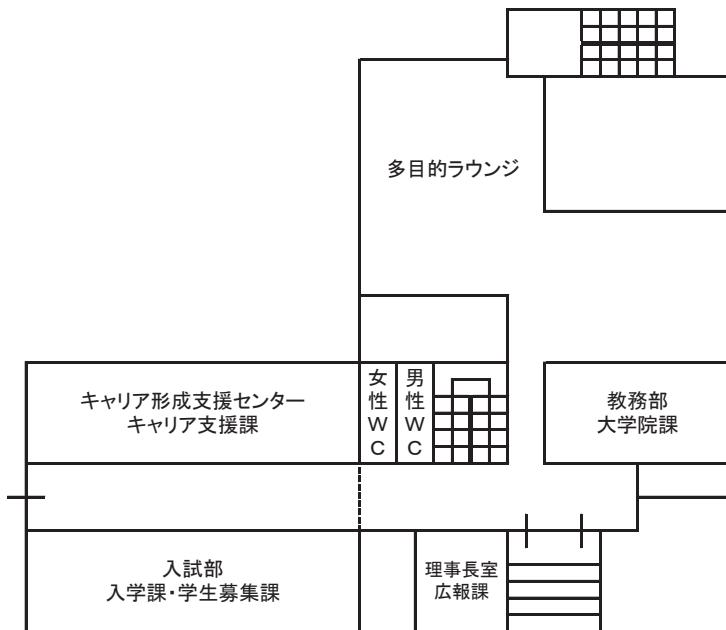


世田谷 8号館各室配置図

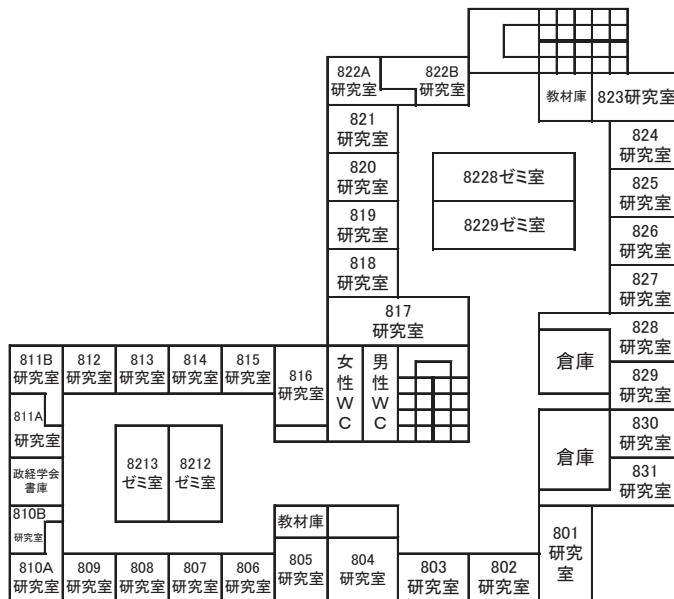
B1F



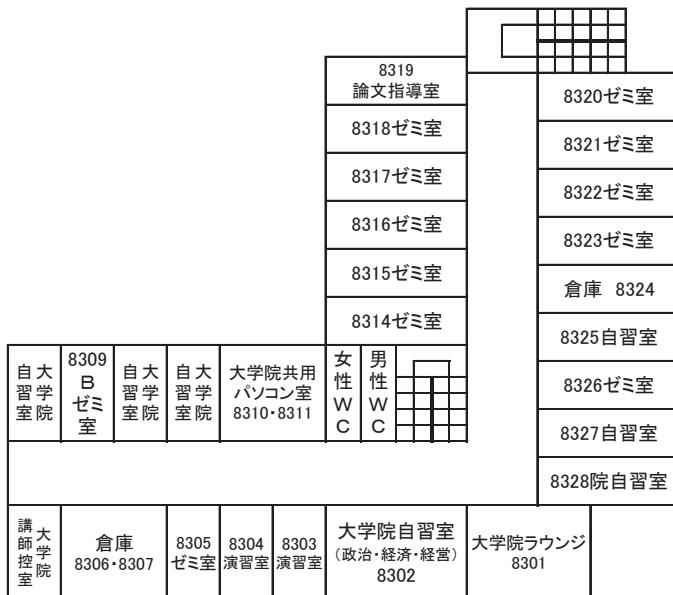
1F



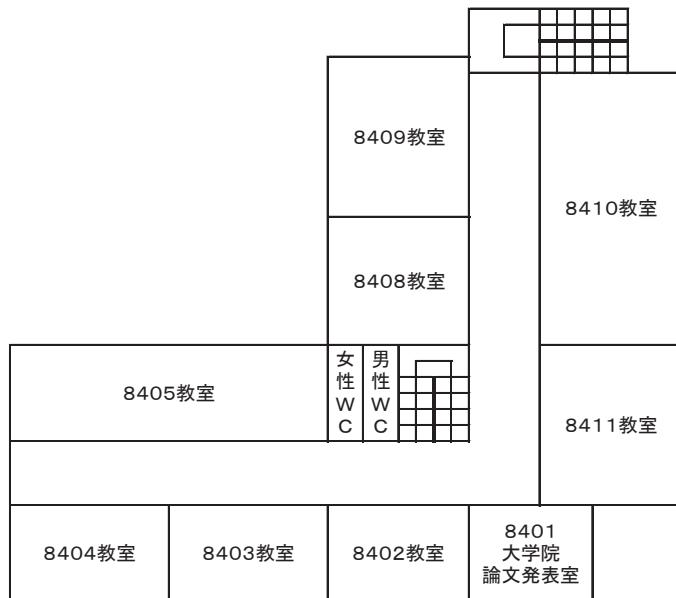
2F



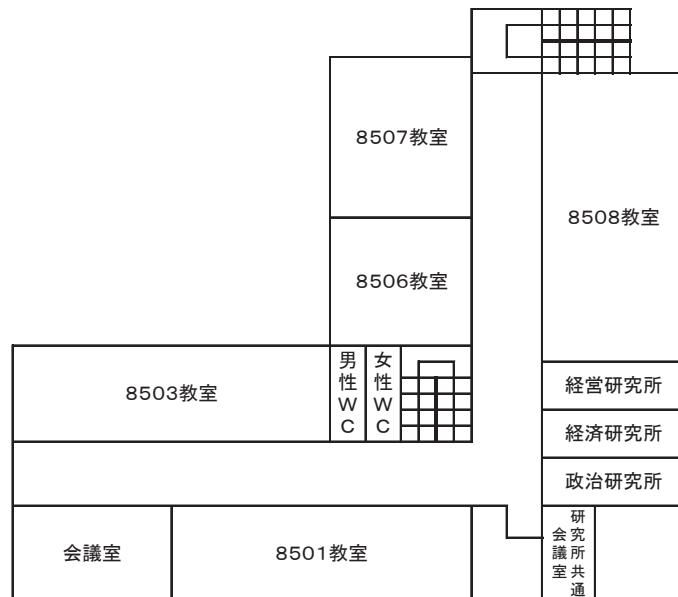
3F



4F

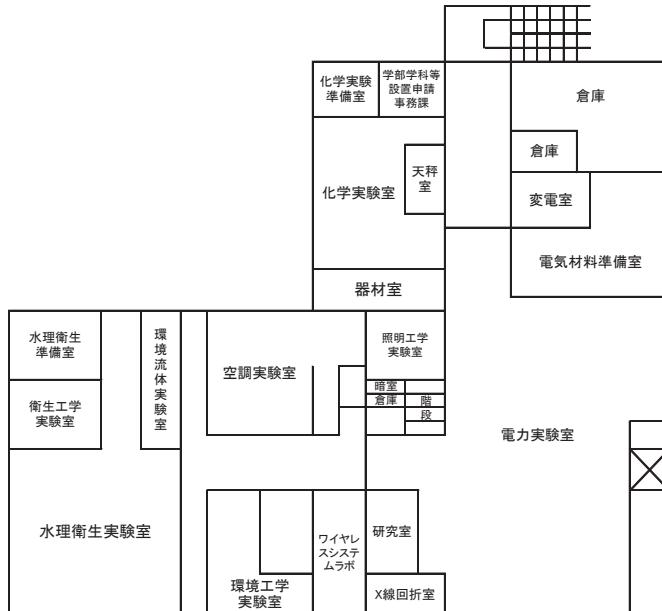


5F

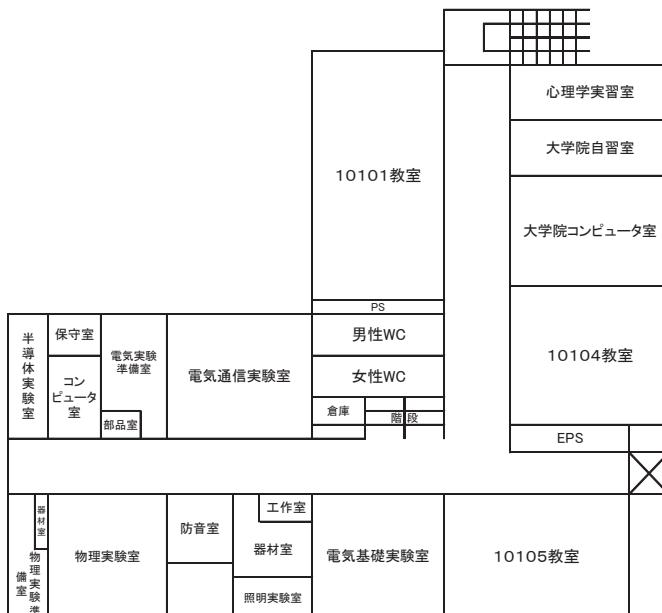


世田谷10号館各室配置図

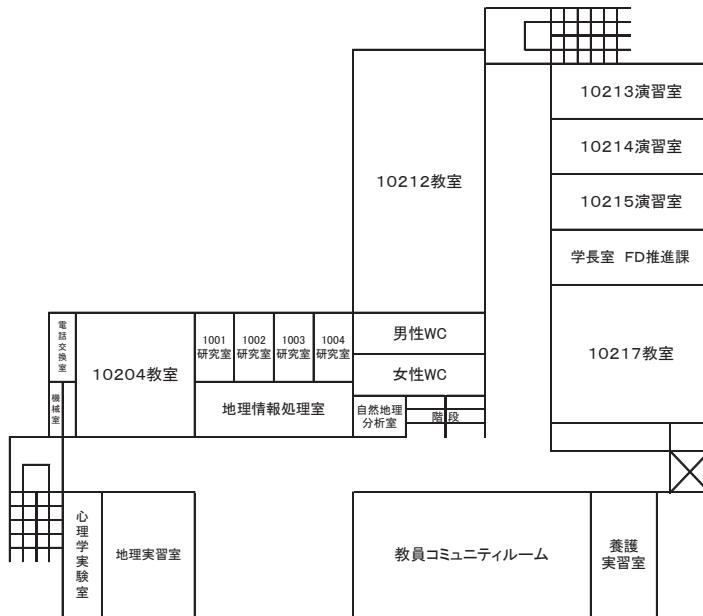
B1F



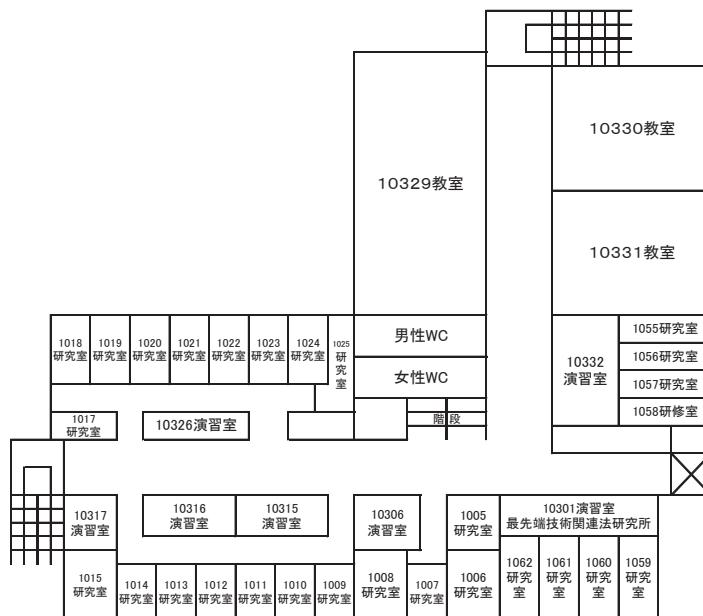
1F



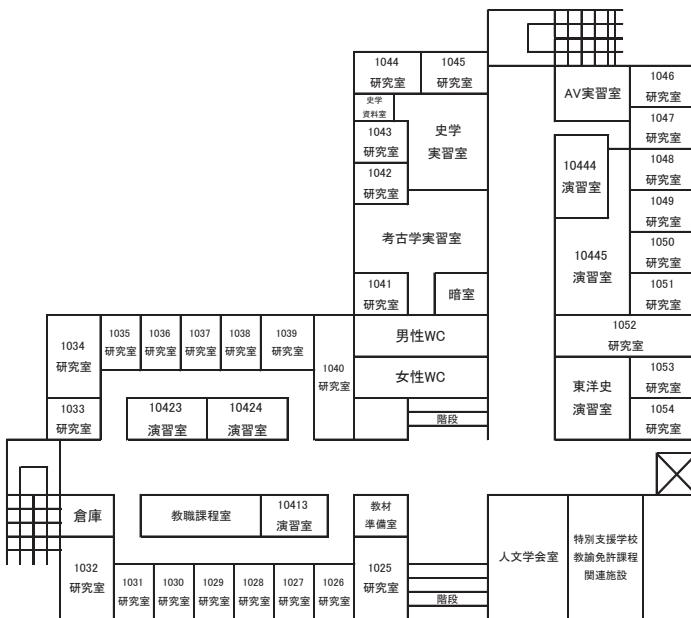
2 F



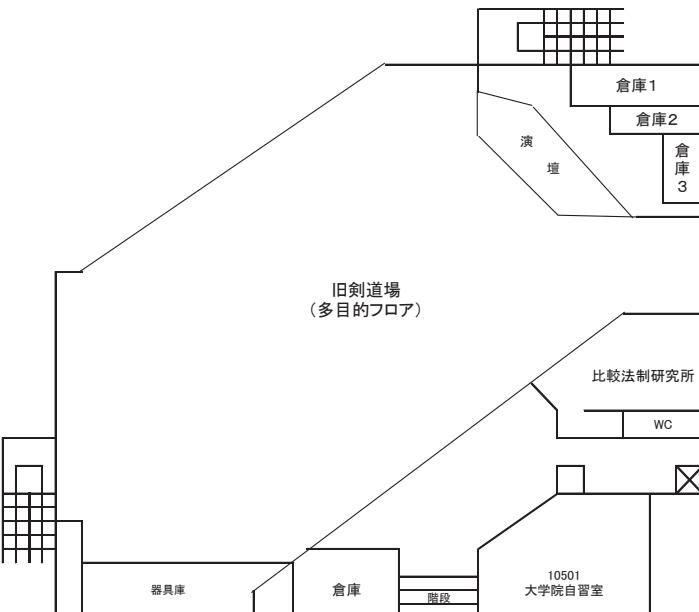
3 F



4F

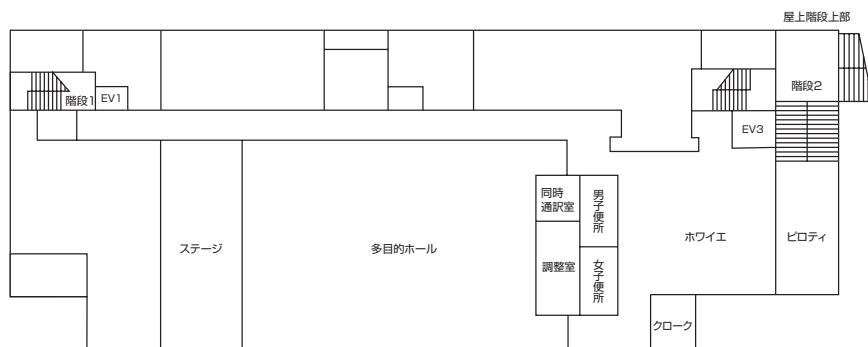


5F

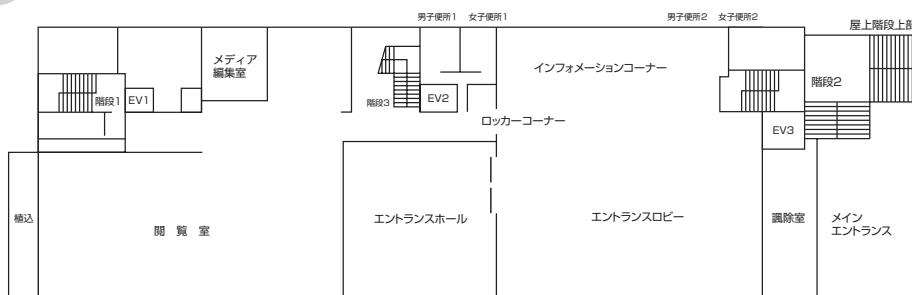


中央図書館配置図

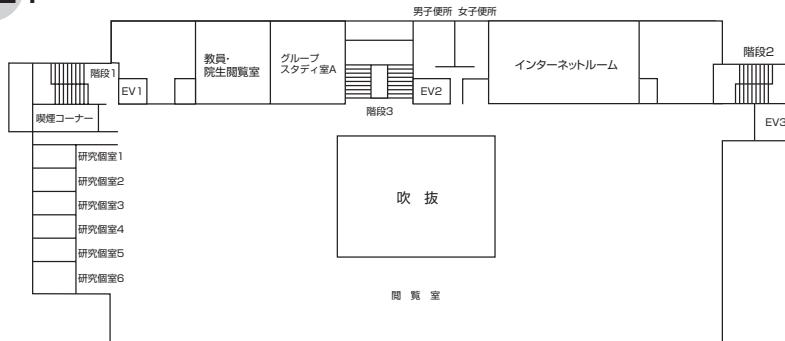
B1F



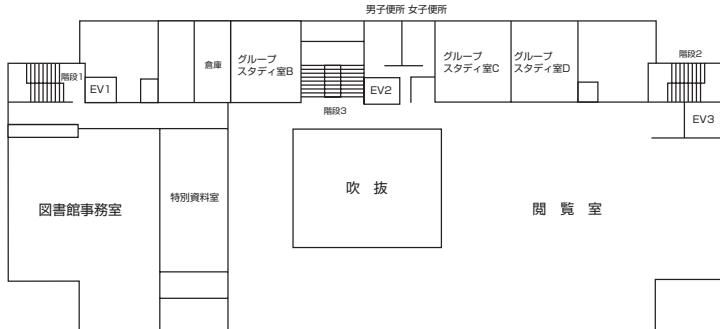
1F



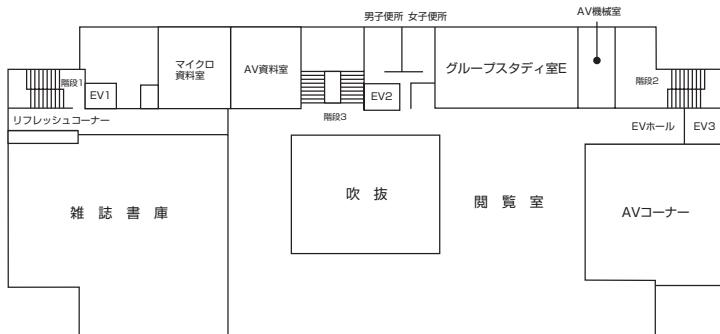
2F



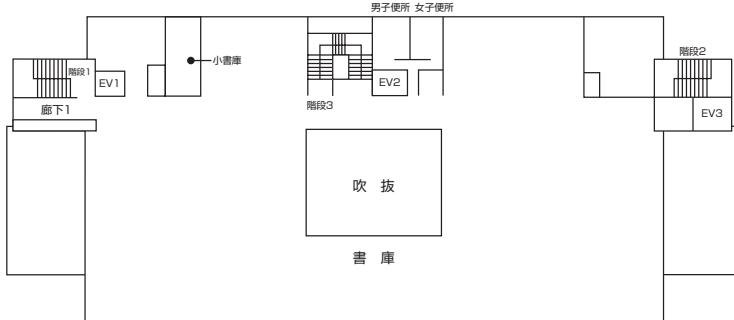
3F



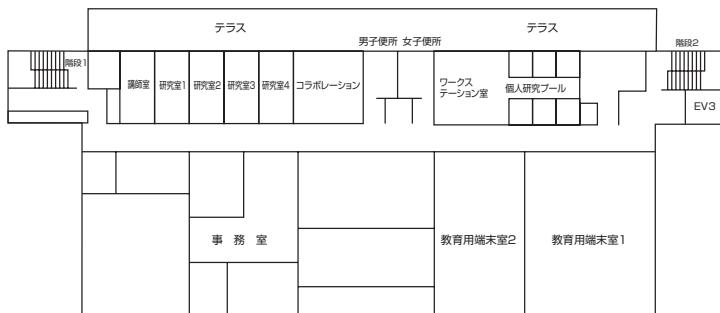
4F



5F

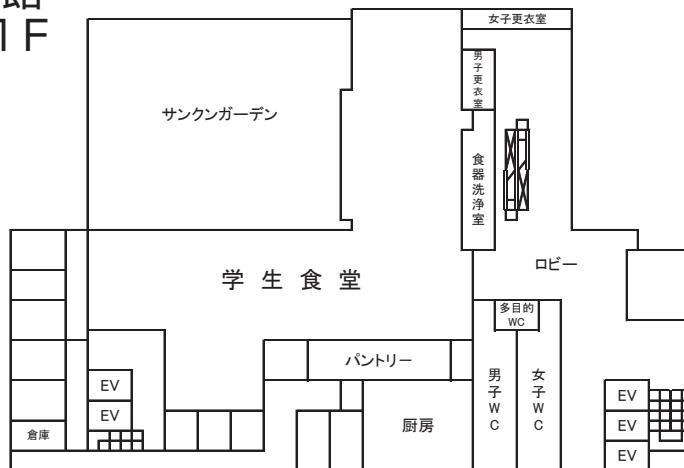


6F



34号館A棟・B棟梅ヶ丘校舎配置図

34号館
B1F



B棟
1F



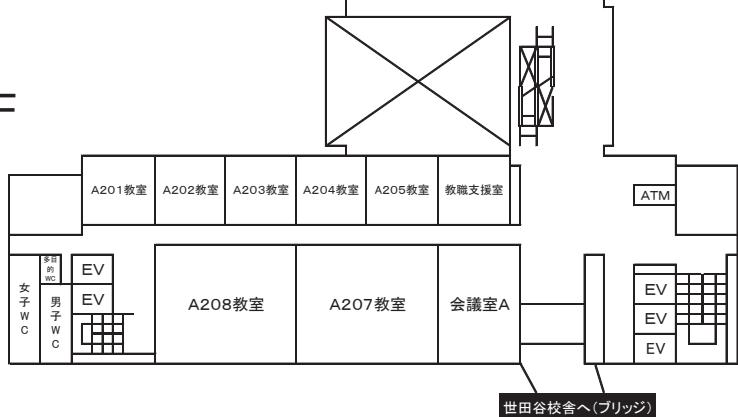
A棟
1F



B棟 2F



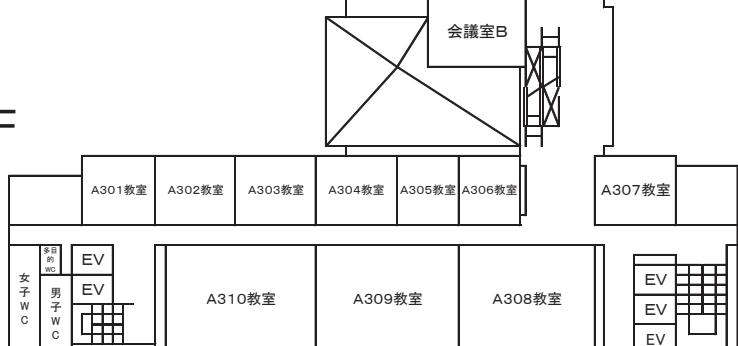
A棟 2F



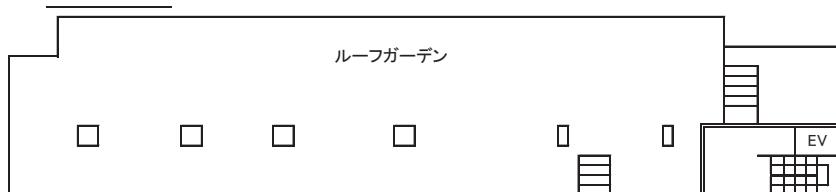
B棟 3F



A棟 3F



B棟屋上ルーフガーデン



A棟 4F



A棟 5F



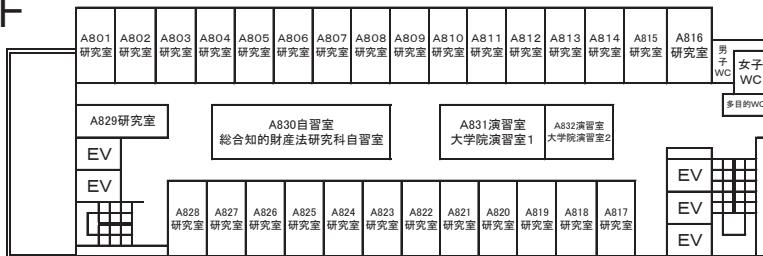
A棟 6F



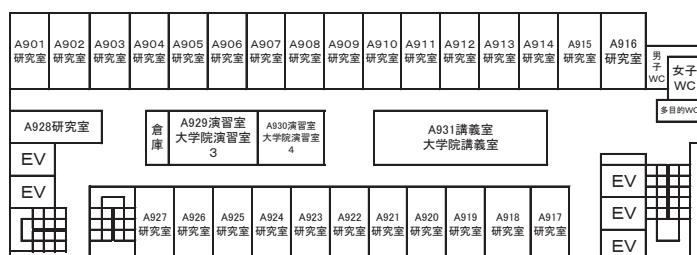
A棟 7F



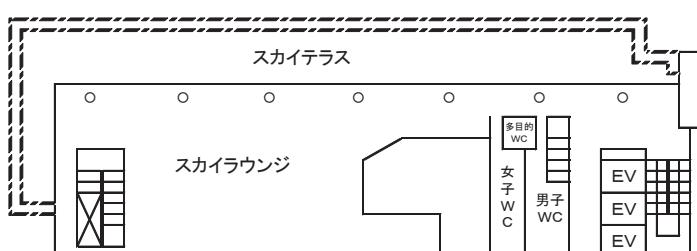
A棟 8F



A棟 9F

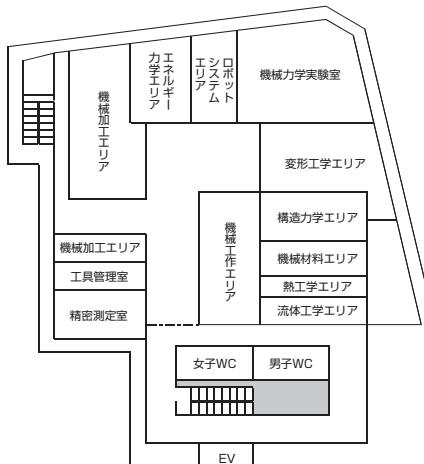


A棟 10F

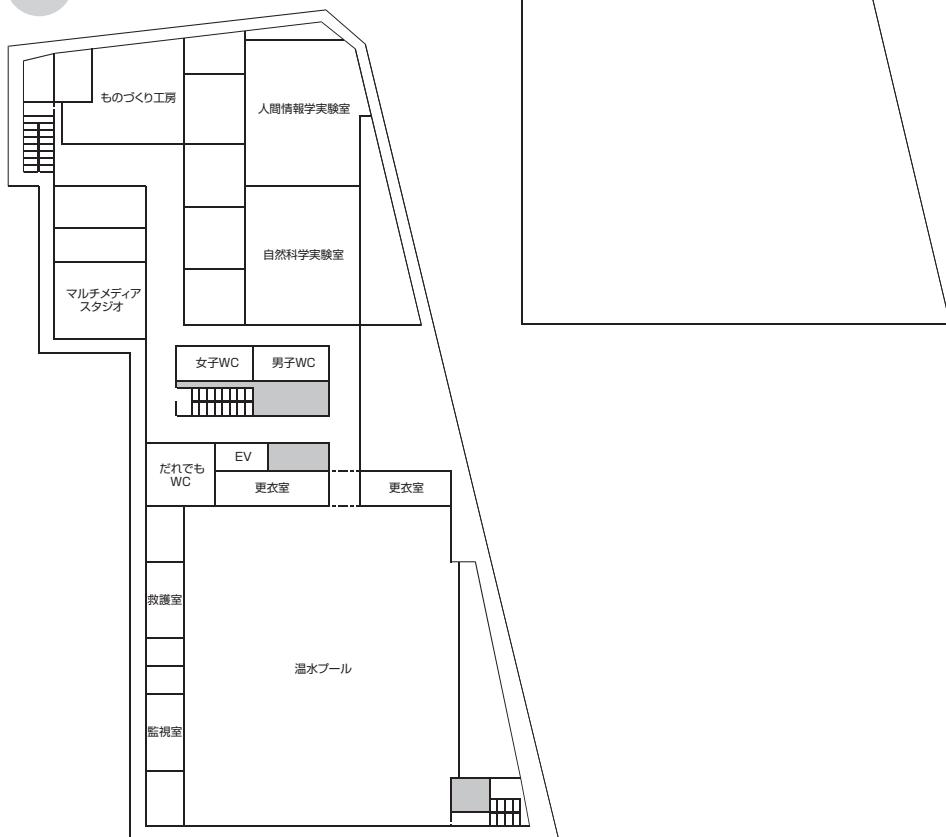


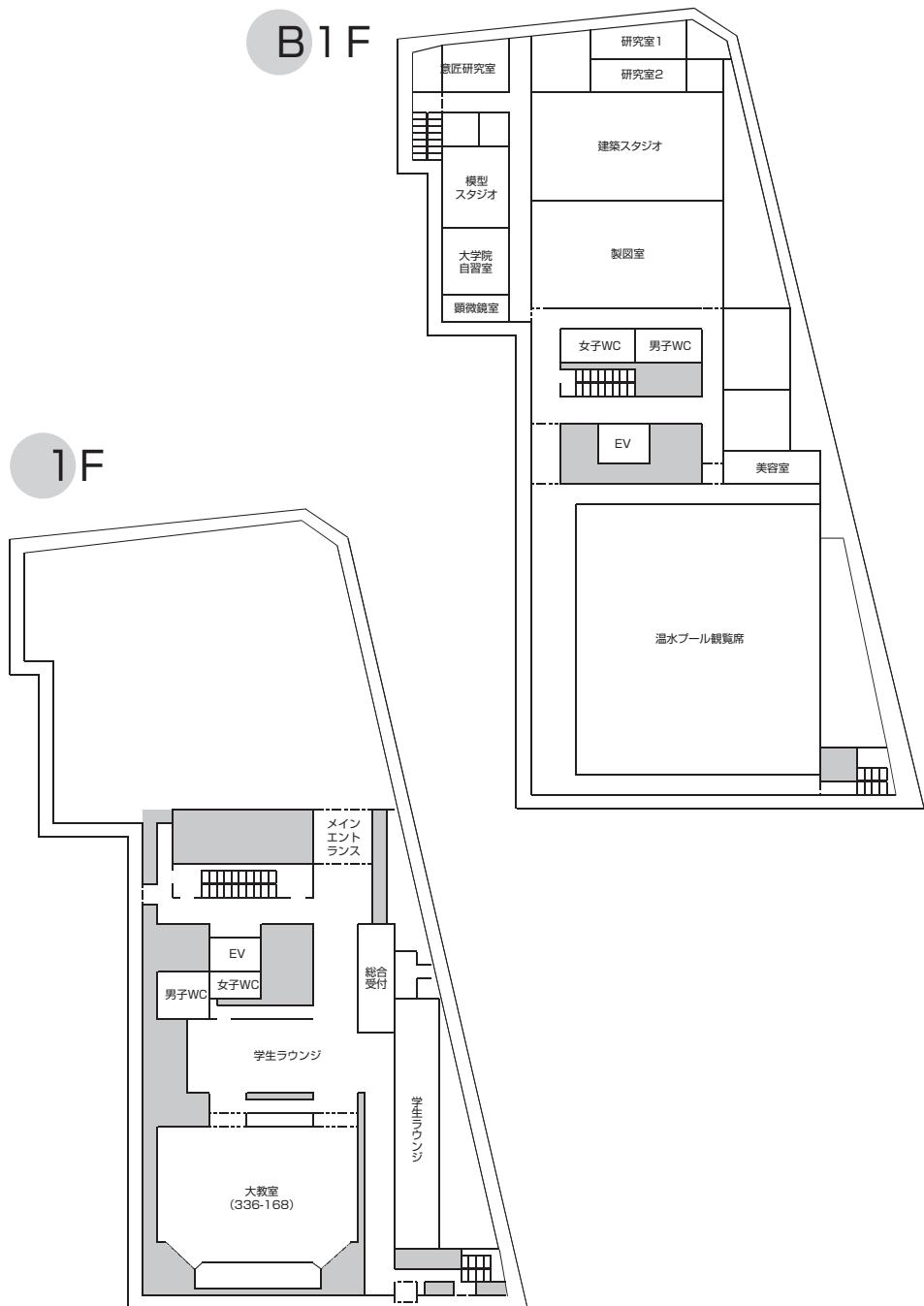
メイプルセンチュリーホール

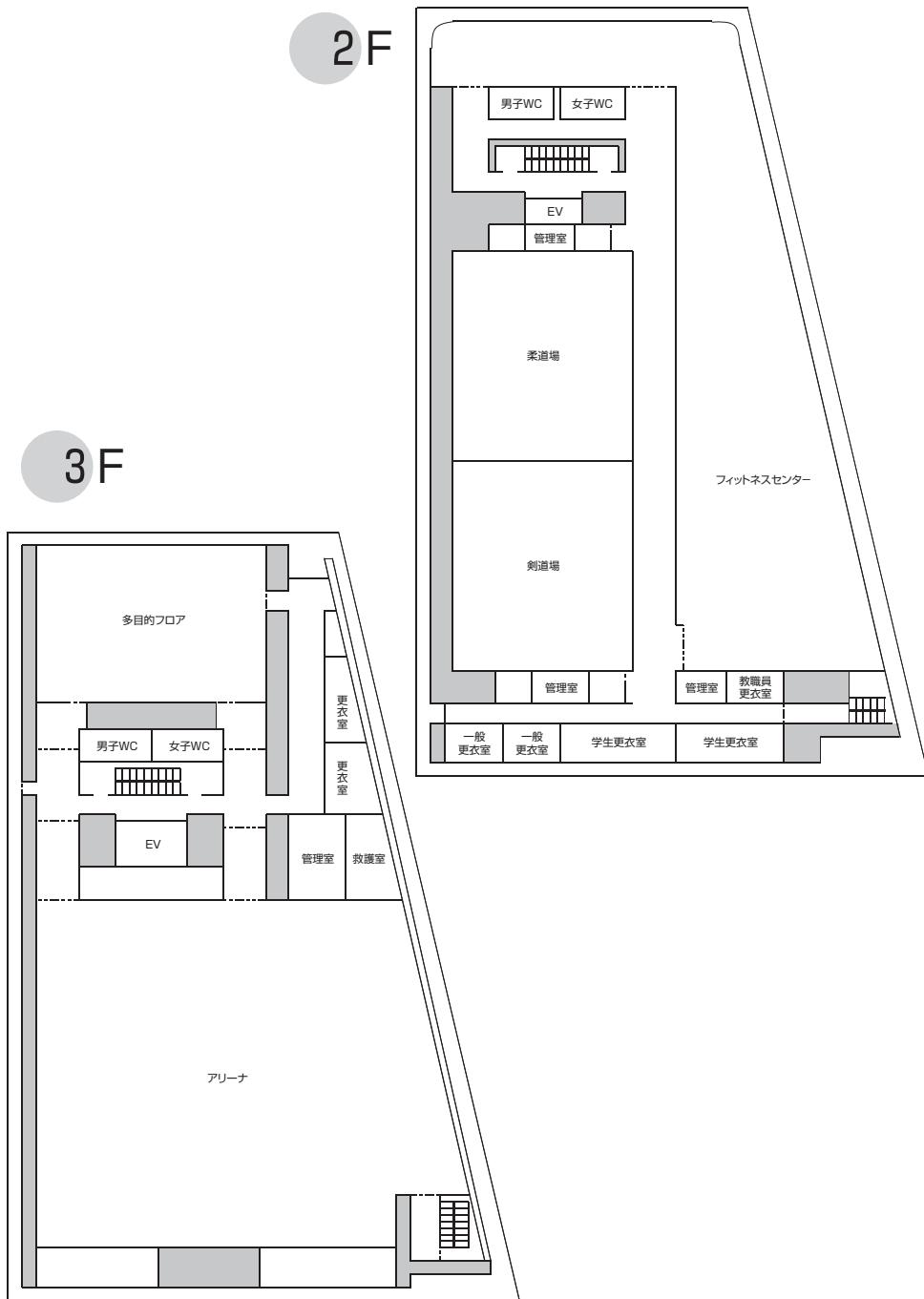
B3F



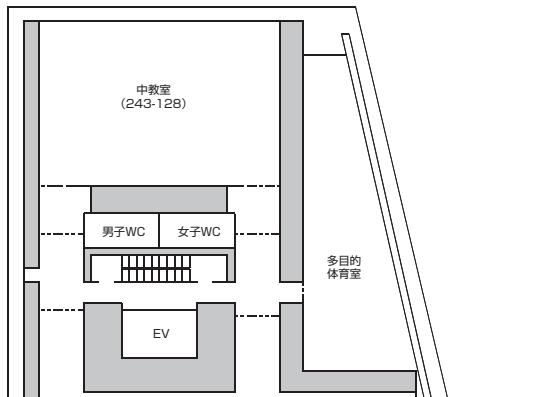
B2F



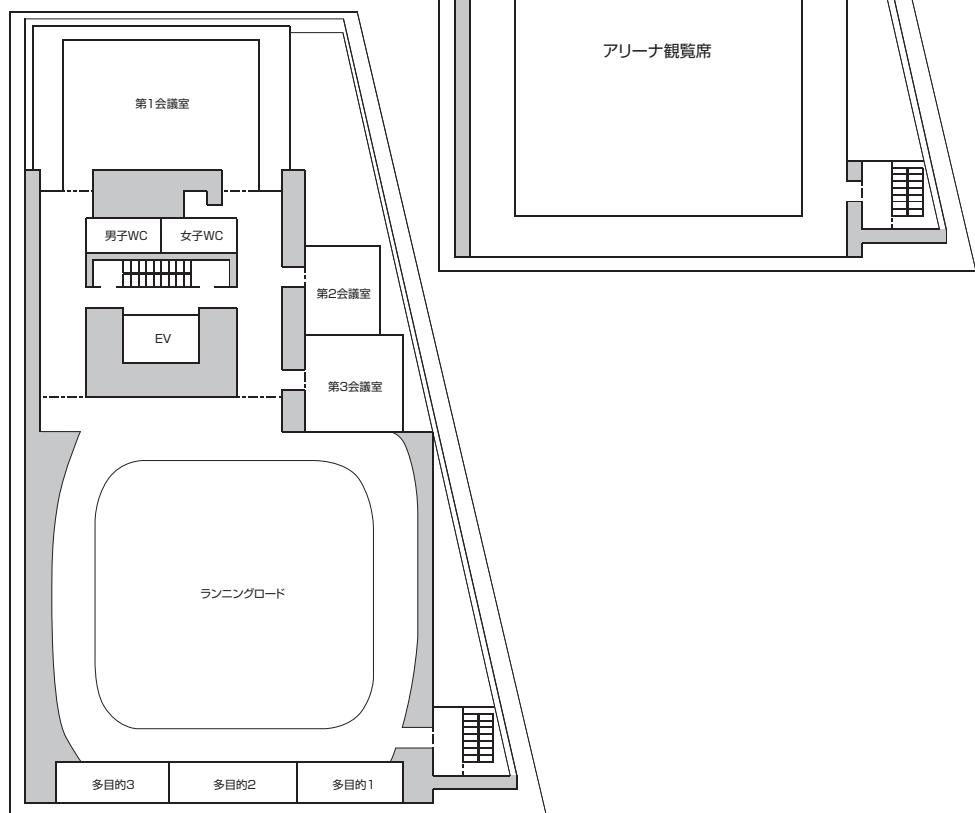




4F



5F



各校舎アクセス

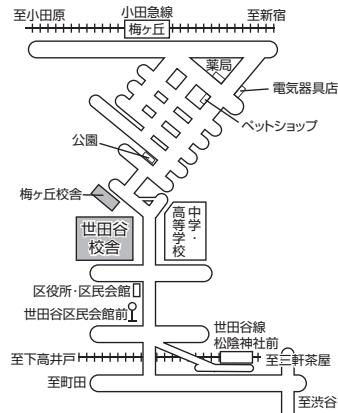
世田谷キャンパスまでの道のり

〒 154-8515 東京都世田谷区世田谷 4-28-1

●電車

小田急線梅ヶ丘駅下車・徒歩 9 分

東急世田谷線松陰神社前駅下車・徒歩 6 分



町田キャンパスまでの道のり

〒 195-8550 東京都町田市広袴 1-1-1

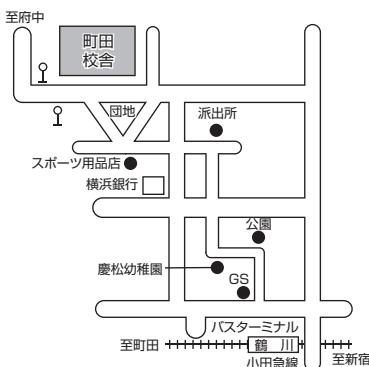
●電車・バス

本学スクールバス（町田校舎直行）

小田急バス・神奈川中央バス

鶴川駅発鶴川団地行

国士館大学前下車・徒歩 1 分



多摩キャンパスまでの道のり

〒 206-0025 東京都多摩市永山 7-3-1

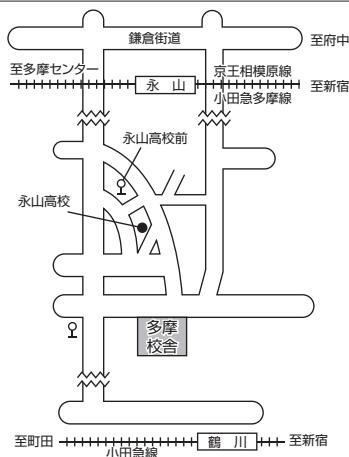
●電車・バス

本学スクールバス（多摩校舎直行）

小田急多摩線・京王相模原線永山駅下車・

バス「鶴川駅行」「永山 5 丁目行」

永山高校前下車・徒歩 7 分



國土館館歌

柴田徳次郎 作詞 / 東儀 鉄笛 作曲 / 石川 太郎 編曲

一 霧わけ昇る陽を仰ぎ
梢に高き月を浴び
皇國に殉す大丈夫の
ここ武蔵野の國士館

二 松陰の祠に節を磨し
豪徳の鐘氣を澄ます
朝な夕なにつく呼吸は
富獄風の天の風

三 区々現身の粗薪に
大覺の火を打ち点し
三世十方焼き尽くす
至心の焰あふらばや

$\text{♩} = 104 \text{ mfp}$

きょく りうく わい けんつ ののし ぼしみ ひせあ あをま おまき ぎしに
5 こじだ ずうい えとか にくく たのの かかひ きねを つきう きをち まと あまも びすし
9 みあさ くさん になぜ にー ゆゆじ るうつ すなほ 一にう まつや すくき おきく のはす
13 こふし こがし むくん さーの さーの のしお のろの しあほ 一のー こてあ くんふ しのら かかば んせや

(3rd time only)

